

寺東公園や東側神社の杜との連続性を意識して、ランドスケープと建築を一体的に計画した。

■ユニバーサルデザイン 公園と1階、南側道路と2階、さらに東側道路と3階を接続し、3つのレベルに対応した床レベルを設定することで、地階を除く全ての階が水平移動のみで入館できる。年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人々が美術に親しむことができる。

■「屋根のある公園」 新しい信濃美術館は、国宝を含む多様な作品の展示に対応できる「公開承認施設」の条件を満たす一方、県内の美術団体や県民が多目的かつ自由に利用できるスペースへの要望に応え、公園との一体利用を視野に入れた「屋根のある公園」と呼ぶ新しいスペースを創出した。

5. 総事業費(概算)

106億円 H30.9月補正 債務負担行為設定額 92億25万9千円

6. 今後の予定

2021年度(善光寺御開帳開催の年) オープン予定

(東山魁夷館は2019年秋にリニューアル・オープン予定)

【完成予想図】



(出典: 信濃美術館「コンセプトブック vol. 2」)

(6) 平成22年度の包括外部監査の措置状況

信濃美術館は、平成22年度の包括外部監査(「指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営」)で監査対象とされている。

本年度の包括外部監査では、信濃美術館に関する平成22年度包括外部監査の措置状況

を確認した。その結果は次に記載している①～⑧のとおりである。

①～⑧のうち、②、⑤、⑥については、措置状況や現状を踏まえて、「(7) 監査の結果及び意見」に改めて指摘もしくは意見を記載している。

① 信濃美術館のあり方について【意見】

監査の結果等 (要旨)	信濃美術館については、美術館機能を十分に発揮させるためには、早急に、建て替えを含む大規模改修等が必要であるが、その可否を決定する際には、長野県中期総合計画や長野県文化芸術振興指針にあるとおり、信濃美術館のあり方を検討し、再度、長野県の文化施策の中での信濃美術館の位置付け及びその目的を明確化することが必要である。
措置等の内容 (担当機関)	平成 23 年4月に庁内実務レベルにより設置した「信濃美術館のあり方検討会」の中で、引き続き検討を進めます。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	平成 28 年度に「信濃美術館整備基本構想」を策定し、信濃美術館は県立美術館としての役割・機能を備え、信州の豊かな自然や地域文化の多様性を国内外に発信することにより、文化・観光の一大拠点を目指すとしています。現在、基本構想に基づき、信濃美術館の整備を進めています。

本館は改築工事中である。現在の状況については「(5) (新) 信濃美術館 (本館) について」を参照のこと。

② 信濃美術館の今後の運営主体等の検討について【意見】

監査の結果等 (要旨)	一般財団法人長野県文化振興事業団が指定管理者に選定されているが、施設の性質上、非公募の扱いとされている。これは、従前より信濃美術館の運営管理を受託してきた実績から、美術館の運営に関するノウハウや経験等の蓄積があるものと判断してなされているものである。今後、非公募とする条件として、美術館職員として十分な人材育成戦略の策定を求めるとともに、それを担保するために、必要に応じて、継続的な雇用契約の実現を要請すること等も検討の余地があるものと考ええる。
措置等の内容 (担当機関)	収支決算書から美術に関する資料の収集、保管、展示により一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するためには、相当の知識及び経験を有する職員が必要ですが、非公募として選定する条件については、一般財団法人長野県文化振興事業団の組織運営にも関わることから、平成 25 年度中に予定している次回の指定管理者選定に向けて検討します。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	「信濃美術館整備基本構想」に記載のとおり、指定管理者が展覧会準備など長期的な展望に立って責任ある運営を行うためには、スタッフの充実が必要であると考えます。新美術館の開館に向けて、職員の継続的な雇用、正規化等を図るため、必要な人件費を算定した指定管理料の交付に努めてまいります。

平成 29 年度は、休館中の業務量を踏まえ必要な人件費を算定し、指定管理料として交付している。「(7) 監査の結果及び意見 ①教育普及活動の拡充と人員配置の必要性 (意見)」を参照のこと。

③ 選定委員会の委員構成について【意見】

監査の結果等 (要旨)	信濃美術館のような文化施設の場合、サービスの内容や文化芸術振興策の内容等に関して、より定性的な評価が必要となることから、該当する分野に知見を有する外部委員の増員を検討することが望ましいものとする。
措置等の内容 (担当機関)	有識者を含めた外部委員を増員し、外部委員の割合を過半数とします。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	平成 25 年度の指定管理更新時(平成 26 年～平成 30 年度の指定管理期間)より、有識者を含めた外部委員の割合を過半数としています(委員 6 名中、3 名が外部委員)。

措置状況を確認している。

④ 施設の収支状況～本社経費について～【指摘】

監査の結果等 (要旨)	本社経費として認める範囲等について、所管課から指定管理者に対して指示等がなされていないことから、各指定管理者の裁量で計上されている。したがって、県として、実態調査を行い、統一的な見解を示す必要がある。例えば、財団法人長野県文化振興事業団では、平成 21 年度においては、各指定管理業務等から合計で 115,851,264 円が「事務局」に振り替えられ、結果として、各指定管理業務等の区分においては剰余金が生じていない。しかしながら、「事務局」の会計区分では、共通的な管理支出を差し引いた後になお 65,822,583 円の剰余金が生じており、この中には、信濃美術館の指定管理業務から生じた剰余金相当額も含まれているものと考えられる。
措置等の内容 (担当機関)	本社経費に係る実態について把握した結果、本社経費の計上方法について、施設や指定管理者によって法則性は認められませんでした。本社経費として認める範囲と限度額を示すことは困難であると考えますが、今後は、年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認することとします。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認しています。

指定管理者である文化振興事業団は信濃美術館の他に 3 つの文化会館と飯田創造館の指定管理業務も行っている。この意見に対する措置状況に対する意見については、

「1. 文化会館 (10) 監査の結果及び意見 ①文化振興事業団の「本社経費」及び「財団管理費への繰入金支出」の明確化 (意見)」を参照のこと

⑤ サービスの向上への取組 ～利用者数の目標管理について～【意見】

監査の結果等 (要旨)	平成 21 年度～平成 25 年度を対象期間とした目標入館者数は、平成 16 年度の入館者数(展覧会入場者数: 121,400 人)を基礎として、平成 25 年度までに、その 10 パーセントの増加を目標とした値を設定している。しかしながら、直前の指定管理期間(平成 18 年度～平成 20 年度)の平均利用者数は 161,236 人であり、企画展や御開帳等の変動要因を考慮したとしても、相当程度、低い水準の目標となっている。管理指標としての入館者数は、年度毎に実態(実績)に応じて見直す必要がある。
措置等の内容 (担当機関)	指定管理者の目標入館者数の設定方法について、過去の入館者実績や企画展の概要等から、目標設定が適正な水準か確認し、年度当初の事業計画に反映させることとします。(生活文化課)

現在の措置状況 (担当機関)	現在の目標入館者数の設定は、10%の増加を目標とするような従来の方法ではなく、展覧会ごとに係る経費を算出しその経費分を補填できるような目標人数の設定方法に変更しています。 新美術館の開館に向けて、この目標設定方法の是非についても、指定管理者とともに検討します。
-------------------	---

企画展、特別展の入館者数には計画より実績が下回っていることが多く、指定管理者の目標入館者数の設定方法が適切な水準であるとはいえない。「(8) 監査の結果及び意見 ②企画展ごとの目標入館者数管理方法の精緻化の必要性 (意見)」を参照のこと。

⑥ サービスの向上への取組～共催展の契約方法について【意見】

監査の結果等 (要旨)	年4回の企画展のうち、半数の2回は、新聞社やテレビ局等との共催展としている。その際の共催者との契約においては、開催経費は共催者が負担する代わりに、当該共催展の入場料収入及び関連グッズの販売収入は共催者の取り分とすることとなっている。加えて、いずれの共催展においても、信濃美術館側は 250 万円の資金拠出を行うこととしている。しかしながら、企画展によっては、事前に多数の入場者数が見込まれるものもあり、信濃美術館は、長野市内で唯一の相対的に規模の大きな企画展を開催できる美術館であることから、250万円の資金拠出の減額や入場料収入の一定割合を信濃美術館の取り分とする契約に変更する余地があるものと考えられる。
措置等の内容 (担当機関)	共催展の開催経費の負担方法は、指定管理者と共催者間の契約であることや、共催展の内容等によって収支が異なることから、契約方法の見直しについては、今後、指定管理者とともに研究します。 (生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	現在の共催展の開催経費の負担方法については、指定管理者、共催者ともに課題があると認識していることから、新美術館の開館に向けて、指定管理者とともに見直しを検討します。

平成 29 年度については指定管理者における共催展の開催経費の負担方法は是正されていない。「(7) 監査の結果及び意見 ③企画展ごとの収支の予算実績比較に基づく共済負担金精算の必要性 (意見)」を参照のこと。

⑦ サービスの向上への取組～駐車場の有料化について ~【意見】

監査の結果等 (要旨)	信濃美術館の敷地は、長野市から無償貸与を受けており、かつ、隣接する長野市が管理する公園の駐車場も兼ねていることから、早急な有料化は困難と推測されるが、信濃美術館の建て替え若しくは大規模改修に併せて、有料化についても検討することが望ましいものとする。
措置等の内容 (担当機関)	信濃美術館利用者以外の駐車場利用については、周辺施設の設置する駐車場環境もあることから、隣接する施設等と駐車場のあり方について、今後の研究課題とします。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	信濃美術館の敷地は、長野市から無償貸与を受けていることなどから、現状では美術館駐車場の有料化は難しいと考えていますが、美術館利用者のサービス向上の観点から、来館者が利用できるような方法を検討します。

直ちに是正できることではないことを理解し、今後も検討していくことを確認している。

⑧ モニタリング～自己評価の評価項目について～【意見】

<p>監査の結果等 (要旨)</p>	<p>「信濃美術館自己評価・チェックリスト」を有効に活用するためにも、評価項目を見直し、実態に即した評価項目とするとともに、その評価結果を長野県のモニタリングに活かすよう、業務の中でルール化する必要があるものとする。また、今後、長野県の文化施策の中における信濃美術館の位置付けが見直された際には、適宜、評価項目も合わせて見直す必要がある。</p>
<p>措置等の内容 (担当機関)</p>	<p>平成 22 年度の実績評価から、提案内容及び事業計画と実績が比較検討できるように「自己評価チェックリスト」の項目の見直しを行いました。指定管理者の自己評価に基づく実績評価を行い、その結果について指定管理者と協議し、指定管理期間中の事業計画に反映させることとしました。また、美術館のあり方検討委員会において信濃美術館の位置付けが見直された際には、評価項目の見直しを行います。(生活文化課)</p>
<p>現在の措置状況 (担当機関)</p>	<p>平成 22 年度の実績評価項目見直しを受け、毎年度の事業報告時に、指定管理者の自己評価に基づく実績評価を行い、その結果について指定管理者と協議し、事業計画に反映させることとしています。 今後、新美術館の開館に向けて、文化施策における信濃美術館の位置付けを踏まえ、評価項目の見直しを検討します。</p>

措置等の内容にあるように、「自己評価チェックリスト」の項目の見直しが行われている。今後も評価項目の見直しを行うとしている。

(7) 監査の結果及び意見

① 教育普及活動の拡充と人員配置の必要性 (意見)

県は、「長野県文化芸術振興計画 (平成 30 年 3 月策定)」において、県文化施設等の機能強化の方向性を示し、信濃美術館の具体的に推進する内容を以下のように掲げている。

<p>2021 年度当初からの開館を目途とする信濃美術館は、美術作品を収集・展示するだけの場所ではなく、美術館に関わるあらゆる「人」を中心に据え、「人本位」での運営を推進します。</p> <p>また、広い県土を有する本県の特性を踏まえ、地域へのアウトリーチ活動に力を入れ、施設整備や運営に県民や関係者の意見を反映し、県民に開かれた身近な美術館としての運営を推進します。</p>
--

このような方向性は以前から信濃美術館の目指す方向と捉えられており、指定管理者はアウトリーチ活動を含む教育普及活動として、「おもしろ美術講座 (出張講座)」、「おでかけ美術館講座 (学芸員が長野県内の各市町村の学校や公民館に美術作品等を持参して説明する出張講座)」、「企画展特別講座・一般団体解説 (学芸員等が企画展の特別講座や、一般団体への解説)」、「学校等の鑑賞活動受入等 (学生等の鑑賞活動にあたり学芸員が説明)」などを従来から実施している。

(単位:回)

教育普及活動の内容	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
おもしろ美術講座(出張講座)	23	26	18	12	8
おでかけ美術館講座	11	10	9	10	12
やねうら美術館講座・展覧会関連WS	10	9	14	13	16
企画展特別講座・一般団体解説等	110	111	160	131	69
学校・社会教育施設の鑑賞活動受入等の連携事業	0	97	67	5	25
博物館実習等研修受入	8	6	4	4	0
造形教育作品等の貸出	21	12	10	8	14
カフェコンサート	1	1	1	1	2
善光寺門前研究プロジェクト	0	2	15	6	44
MIDORI展示	0	0	0	2	2
長野県信濃美術館 ファンクラブイベント	0	0	2	0	0
若手芸術家と観光コラボレーション事業	0	0	6	0	0

教育普及活動の内容とそれぞれの実施回数は上表のとおりであるが、年々実施回数が減少傾向にあることがわかる。また、館報によると活動拠点は県内全域をカバーしているわけではなく、北信地域が多くなっている。

このように教育普及活動が活性化しない背景として、文化振興事業団は職員の配置状況について、「平成 29 年度長野県信濃美術館管理報告書」の中で問題点・課題として取り上げ、「職員がすべて正規職員として雇用できる体制づくりが急務である。」と訴えている。

現状の問題点として、以下の 3 点があげられる。

- ・職員は館長を含め 15 名（平成 30 年 4 月 1 日現在）であるが、その内プロパー職員が 5 名（事務 2 名、学芸員 3 名）しかおらず、短期雇用の嘱託職員がプロパー職員と同等の仕事にせざるを得ない状況であり、同等の仕事に見合った賃金体系のシステムになっていないこと
- ・指定管理期間に限られ、雇用が短期に制限されることから、長期的な展望が必要とされる作品収蔵と数年にわたる準備が不可欠とされる展覧会の開催に支障が生じていること
- ・職員が日々の業務に追われており、学芸員の能力開発、育成が困難となっていること

教育普及活動をより一層県内各地域に広げるには、また、長野県文化芸術振興計画（平成 30 年 3 月策定）にある地域へのアウトリーチ活動に力を入れるには、学芸員の増員、安定化

が不可欠と考える。したがって、県は、学芸員の増員・安定化を可能とするような制度の策定および指定管理料の交付に努めていくことが必要である。

② 企画展ごとの目標入館者数管理方法の精緻化の必要性（意見）

平成 29 年度に開催した企画展・特別展、移動展の概要及び入館者数の計画・実績は次のとおりである。

【信濃美術館(信濃美術館(本館)企画展、東山魁夷館 特別展)】

企画展 特別展	展覧会名	会期	日数 (日)	入館者数(人)				
				計画	実績			実績- 計画
					実績	うち有料	うち無料	
企画展	花ひらくフランス風景画	4/15- 6/18	57	17,400	20,933	16,052	4,881	3,533
企画展	ウインザー チェア	7/1- 8/27	51	9,000	4,097	2,396	1,701	-4,903
企画展	信濃美術館 クロージング	9/16- 9/30	13	7,000	2,702	855	1,847	-4,298
特別展	東山魁夷 永遠の風景	3/30- 5/30	55	30,000	24,933	19,501	5,432	-5,067

【移動展】

企画展 特別展	会場名	会期	日数 (日)	入館者数(人)				
				計画	実績			実績- 計画
					実績	うち有料	うち無料	
本館	東御市 梅野 記念絵画展	10/4- 10/9	6	200	228	136	92	28
本館	飯田市 遠山 郷土館	11/12- 11/18	7	200	353	208	145	153
本館	松川村 すず の音ホール	1/20- 1/28	9	200	437	246	191	237
東山魁 夷館	伊那市 長野 県伊那文化会 館	10/21- 11/19	26	2,000	1,780	1,492	288	-220

入館者数について、企画展では「花ひらくフランス風景画」は計画よりも実績が多いが、これ以外の「ウインザーチェア」などの企画展、特別展は計画より実績が下回っている。これは、指定管理者において目標入館者数が企画展、特別展ごとに見込まれる経費を算出し、それを補填できるように設定されており、実際に見込まれる現実的な水準

に設定されていないために生じている現象である。すなわち、企画展、特別展ごとの目標入館者数は見込まれる入館者数とは無関係に経費を賄えるよう逆算的に設定されるため、企画展の内容によっては計画と実績とに大きな乖離が生じる結果となっている。

指定管理者において、企画展、特別展ごとの目標入館者数は見込まれる入館者数を基準に設定し、目標値の精緻化を図ることが必要である。そして、企画展、特別展ごとに目標入館者数を達成できるように、入館者数を確保する対応策を講じることによって、目標とする年間入館者数の確保を図ることが望まれる。

実際に見込まれる入館者数をベースに努力目標としての値を設定する方法によれば、開催の意義はあるものの入館者数はそれほど見込めない企画についても、努力や工夫により達成可能性のある現実的な目標を目指して、少しでも入館者数を増やす対応策を検討して実施することができるものとする。

平成 29 年度の実例として、平成 29 年 9 月に開催された信濃美術館協議会において、「ウインザーチェア」については企画内容に意義はあるものの紹介の仕方(広告・宣伝)に工夫が必要ではなかったか」との問題提起がなされている。これは、前回(平成 29 年 3 月)に開催された信濃美術館協議会において、「ウインザーチェア」は人が集まりにくいことから、ワークショップのような来てもらえる企画や見てもらえるようなアピールをして欲しい」との事前の指摘を受けていたものの、この指摘に十分対応できていなかった事実を受けての問題提起と思われる。対応が不十分だったのは目標入館数が現実的でない高い数値に設定されており、もともと達成の可能性が低いことから、目標入館数を達成するという動機づけが働かなかったこともひとつの要因と考えられる。県は、目標値を適切なレベルに設定し、協議会における意見指摘をどのように活かしていくのかその対応策を検討するように指定管理者を指導する必要がある。

③ 企画展ごとの収支の予算実績比較に基づく共催負担金精算の必要性(意見)

指定管理者が作成した「(年度)管理計画書」では企画展ごとの収入予算と支出予算が示されているが、「(年度)管理報告書」では企画展ごとの収入実績額、支出実績額及び収支差額が示されておらず、予算実績比較を行うことができない。企画展ごとの収支実績が明確でないために、以下のような問題が顕在化する。

企画展を民間法人と共同で開催する場合には、民間法人に共催負担金を支払い、民間法人が入場料収入及び関連グッズの販売収入を全て受取ることによって開催経費を賄う方式が採られている。平成 29 年度に開催した企画展では「花ひらくフランス風景画」がこのケースに該当し、共催者である民間法人に 262 万円の共催負担金を支払っているが、この共催負担金額の妥当性については、同企画展の収入実績額、支出実績額及び収支差額が示されていないことから、検証することができない。

このような企画展の開催方式は指定管理者にとって運営リスクを負わないという利点もあるが、共催者である民間法人に共催負担金を支払う場合の根拠を明らかにするため

に、指定管理者において企画展ごとの収入実績額、支出実績額及び収支差額を算定して予算実績比較を行い、必要な場合には共催負担金額を適切なレベルに調整するための精算を行うことを盛り込んだ契約形式とすることなどを、県は指定管理者に指導する必要がある。

3. 県立歴史館

(1) 長野県が設置している歴史館

県は、考古資料、歴史的価値を有する文書、その他歴史資料等を収集し、保存して、広く県民の利用に供し、その教養及び文化の振興に寄与するため、長野県立歴史館（以下「歴史館」という。）を千曲市に設置している。

歴史館の設置及びその管理等に関し必要な事項は長野県立歴史館条例（以下「歴史館条例」という。）及び長野県立歴史館管理規則（以下「歴史館管理規則」という。）に定められている。

(2) 歴史館の概要

住所	長野県千曲市屋代清水 260-6			
設置年月	平成 6 年 11 月	根拠条例等	歴史館条例	
設置目的	考古資料、歴史的価値を有する文書、その他歴史資料等を収集し、保存して、広く県民の利用に供し、その教養及び文化の振興に寄与する。			
施設の内容	常設展示室、企画展示室、閲覧室、講堂、保存分析室、遺物整理室、古文書書庫、行政文書書庫、遺物収蔵庫 等			
利用料金	(単位:円)			
	区 分	常設展	企画展	常設・企画展 共通
	一 般	300(200)	300(200)	500(400)
	大学生	150(100)	150(100)	250(200)
	<ul style="list-style-type: none"> ・()内は団体 20 人以上 ・小・中・高校生・特別支援学生は無料 巡回展は企画展扱いとする。 ・年間パスポート会員 2,000 円(一般・大学生、1 年間有効) 			
開所日	休館日は以下のとおりである。 休館日:毎週月曜日(祝日、振り替え休日にあたる場合は火曜日)、祝日の翌日、年末年始			
開所時間	午前 9 時～午後 5 時(但し 12 月～2 月は午後 4 時まで)			

(3) 施設の利用状況と収支の状況

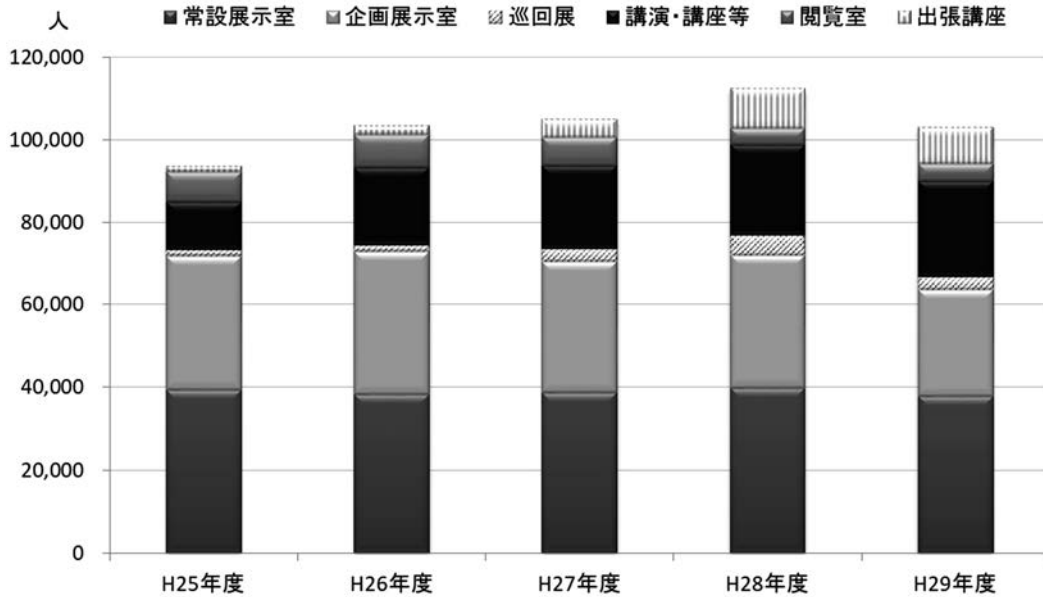
① 年間利用状況の推移

	(単位:人)				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間利用人数	92,222	103,370	104,994	112,390	103,052
常設展示室	39,323	38,295	38,625	39,850	37,720
企画展示室	31,165	34,614	31,886	32,199	25,780

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
巡回展	1,438	1,602	2,984	4,823	3,045
講演・講座等	11,725	18,897	20,220	21,894	23,554
閲覧室	7,205	7,855	6,963	4,094	4,244
出張講座	1,366	2,107	4,316	9,530	8,709

(出典：年報(資料))

歴史館の利用者数の推移



② 事業費の収支の状況の推移

(単位：千円)

収入決算額調	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収入合計	6,624	6,922	6,956	7,161	7,473
使用料及び手数料	4,264	4,258	4,569	4,485	4,222
内 教育使用料 (観覧料)	3,890	3,873	4,185	4,126	3,796
諸収入	2,360	2,664	2,387	2,676	3,250

支出決算額調	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支出合計	143,285	135,834	134,469	136,777	120,116
生活文化費 人権尊重推進事業費	855	908	847	633	278
教育費 社会教育費 文化財保護費	138,129	134,926	133,621	136,143	119,791
内 嘱託職員給与	10,767	8,990	7,815	7,823	9,094
修繕料	8,509	11,262	14,194	14,573	9,450
清掃業務委託費	8,743	8,990	8,355	8,687	8,782
設備保守点検業務委託料	14,700	13,780	8,355	13,867	14,310

支出決算額調	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
展示監視業務委託料	8,243	8,100	9,460	8,138	9,486
警備業務委託料	5,617	5,778	5,940	5,940	5,940
備品(史料)購入費	1,379	1,184	1,195	3,976	6,351
保健体育費	31	41	33	41	46
保健体育総務費					

(出典:監査調書)

③ 組織

歴史館は、複合館として3つの機能（博物館機能、埋蔵文化財センター的機能、公文書館機能）を有し、直営施設として運営されている。

歴史館の組織は、管理部と学芸部があり、学芸部は3つの機能によって総合情報課、考古資料課、文献史料課に分かれている。

管理部 — 管理:庶務、会計、施設、設備の管理
学芸部 — 総合情報課 展示:長野県の歴史が理解できる常設展示、企画展示、特別展示等 教育普及:講演会・学習会等の開催、他館との連携 閲覧、情報提供:収蔵資料の閲覧、歴史情報の提供 調査研究:長野県の歴史を調査研究し、展示、教育普及等に反映 — 考古資料課 収集、整理、保存:遺物、考古関係資料の収集・整理・保存 調査研究:遺跡・遺物等の調査研究 — 文献史料課 収集、整理、保存:行政文書、古文書等の収集・整理・保存 調査研究:史資料等の調査研究

(4) 中期目標、中期ビジョン等

① 中期目標「新たな歴史館の創造をめざしてー長野県立歴史館の使命と目標ー」

中期目標「新たな歴史館の創造をめざしてー長野県立歴史館の使命と目標ー」が平成21年度に作成され、Ⅰ使命と基本目標、Ⅱ活動目標-基本目標の実現のために、Ⅲ計画活動と評価が示されている。

中期目標「新たな歴史館の創造をめざしてー長野県立歴史館の使命と目標ー」
(平成 22 年度～平成 26 年度(5 年間))

【長野県立歴史館の使命と目標】

■使命

長野県の歴史に関する調査研究に基礎をおきながら、埋蔵文化財(考古資料)、歴史的価値ある文書等の歴史資料の収集・整理・保存を通じて、県民の歴史遺産を子孫に引き継ぐ活動を市町村と連携して行うとともに、県民が歴史をふりかえり、未来を展望し、また学び、憩い、交流する場としての役割を果たします。

■基本目標

- (1)長野県民の歴史遺産を子孫に継承するための取組を果たします。
- (2)未来を映す歴史知識の泉としての役割を果たします。
- (3)楽しむ場・憩いの場・交流の場としての役割を果たします。
- (4)歴史情報センターの機能を果たします。

(Ⅱ活動目標-基本目標の実現のために、Ⅲ計画活動と評価は記載を省略する)

② 歴史館(博物館機能)の今後のあり方について

「長野県行政・財政改革方針に基づく教育機関のあり方検討の進め方」により県立歴史館の本来の役割を見つめ直し、課題を整理して、博物館機能をより発揮させる方策が検討され、平成 27 年 3 月 30 日に基本方針と取り組むべき方向性が示された。

【県立歴史館(博物館機能)の今後のあり方について】 (平成 27 年 3 月 30 日)

■今後の基本方針

県立の博物館として、県全体の歴史に関する調査研究等を体系立てて行い、県内博物館の中核的な役割を果たす。
また、県の北部に偏りがちなこれまでの活動を見直し、県内全域に出かけ活動する博物館を目指すとともに、「信州学の知の拠点」のひとつとしての機能を充実させる。

■取り組むべき方向性

方向性1:県内博物館の中核的な役割の充実

- ・県内の博物館として、国・地方自治体の博物館、研究機関、各種団体、そして県民と連携して開かれた博物館づくりを進める。

方向性2:県内全域での活動の推進

- ・歴史館での活動を県内全域に進めるなど、県内のニーズに応えるよう事業を展開する。

方向性3:歴史学習の拠点としての役割の充実

- ・子どもから大人まで、より多くの県民に歴史を学び交流する場を提供する。

■課題とそれに対する具体的な取り組み

課題1 全権的な視野での取組課題の設定、体系的調査・研究、情報提供の充実

- 課題2 立地面に起因する利用者の地域的な偏りの解消
- 課題3 県民全体の利活用を促進
- 課題4 中南信地域小学校の社会見学学習
- 課題5 老朽化が著しい常設展示及び施設設備の改善
- 課題6 博物館機能の中核となる展示予算の十分な確保

(具体的な取組は記載を省略する)

③ 歴史館の中期ビジョン

歴史館及び文化財・生涯学習課では「県立歴史館『地域をもっと元気に!』プロジェクト」として中期ビジョンを示している。

県立歴史館の中期ビジョン (平成 29 年度～平成 31 年度(3 年間))

■コンセプト

県立歴史館の役割である考古資料や歴史的価値を有する文書、その他歴史資料を収集、保存、研究し、その成果を県民に提供できる環境を整えるとともに、専門性を十分生かした地域貢献型施設として、人々の学びを支援します。

■中期ビジョン

「来館型」から「地域貢献型」歴史館への転換
「縄文王国・信州」を”地域へ”&”世界へ”発信
「信州の近現代の歩み」を子どもたちに～常設展示に近現代コーナーを新設
基礎体力強化（施設改修等）

■プロジェクトのスケジュール(主なもの)

- 平成 29 年度
 - ・お出かけ歴史館スタート
- 平成 30 年度
 - ・企画展「信州の黒曜石文化」で縄文文化を発信
 - ・老朽施設改修(外壁等)工事
- 平成 31 年度
 - ・信州学ブックレット完成(H29 1 巻, H30 2 巻, H31 3 巻)
 - ・「就学前の子どもたちが楽しみながら学べる場」の検討

④ 歴史館が積極的に推進している事項

近年、特に歴史館が積極的に推進している事項として、「広報の充実」、「お出かけ歴史館の取組み」、そして「資料収集の充実」が挙げられる。

特に、資料収集に関しては、地域の暮らしぶりなどが伝わる史料が県外に流出して地域との関わりが薄れてしまうリスクを避けるために、古文書の収集を増加させている。以下に近年の古文書の収集実績を掲げるが、平成 28 年度以降収集実績が伸びていることが確認できる。

【歴史館における近年の史資料(古文書)の収集(購入)実績】

購入年度	購入点数	時代	購入価格合計
平成 25 年度	3 点	江戸～近代	943,790 円
平成 26 年度	2 点	江戸～近代	1,071,576 円
平成 27 年度	2 点	中世～近世	1,195,000 円
平成 28 年度	7 点	中世～近代	3,333,600 円
平成 29 年度	11 点	中世～近世	6,368,720 円
平成 30 年度	12 点	中世～近世	9,323,084 円

(5) 平成 22 年度の包括外部監査の措置状況

歴史館は、平成 22 年度の包括外部監査（「指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営」）で監査対象とされている。

本年度の包括外部監査では、歴史館に関する平成 22 年度包括外部監査の措置状況を確認した。その結果は次に記載している①～③のとおりである。

① 直営であることの合理性【意見】

監査の結果等 (要旨)	現状の業務を今後も継続し、直営施設として運営していくとしても、今後の課題として、博物館機能と研究所機能のあり方や、民間活力の可能性を検討することが必要である。
措置等の内容 (担当機関)	今後、館の運営や事業のあり方、観光部やさまざまな組織・施設との連携などを検討してまいります。
現在の措置状況 (担当機関)	県直営である強みを生かし、研究・展示に関しては、県建設部(災害)、市町村教育委員会、地域博物館との連携協力を進めています。 また、日本ケーブルテレビ連盟信越支部長野県協議会(連携協定)、ボランティア、しなの鉄道株など民間との連携を図っています。

長野県史料保存活用連絡協議会や長野県博物館協議会の事務局として中心となって活動しており、市町村との共同研究や巡回展等、市町村や他部局等との連携を進めていることが認められる。

② サービスの向上への取組み～運営上の課題について～【意見】

監査の結果等 (要旨)	ア 県立長野図書館との関係 図書館には未移管の史料が残されているが、図書館には史料保存に必要な空調設備等施設面の制約がある。史料のより適切な保存を図るためには、速やかに歴史館への移管作業を進める必要がある。
----------------	--

<p>監査の結果等 (要旨)</p>	<p>イ 長野県文化振興事業団との関係 企画展を共催するなど歴史館と事業団は一定の連携を図っているが、更に相互の連携を深めていく取組はないか、歴史館としては事業団を更に活用する余地はないのか等、両者の連携のあり方については、今後も継続して検討していくことが望ましい。</p> <p>ウ 季節的変動への対応 歴史館に限らず、長野県においては冬場の利用率をどのように高めるかが大きな課題である。歴史館もそのことについて問題意識を有しているが、現実的な改善策を見いだすのが難しい状況ではある。このことについては、今後も県として十分に検討し、対応を図っていく必要がある。</p>
<p>措置等の内容 (担当機関)</p>	<p>ア について 図書館において、史料のマイクロ化が完了次第、歴史館への移管作業を進める予定です。</p> <p>イ について 事業団の埋蔵文化財センターとの共催事業を一層進めるとともに、信濃美術館や文化会館と連携できることがあるか、検討してまいります。</p> <p>ウ について 冬季間には、幅広い世代を対象に、さまざまな講座やイベントを実施していますが、大幅に利用率を上げることは厳しい状況にあるため、展示内容や開館時間の効率的な運用などを含め検討してまいります。</p>
<p>現在の措置状況 (担当機関)</p>	<p>ア について 未移管史料4点のうち1点は移管しました。2点は県立長野図書館で国文学史料(俳書)として保管・利用されており、1点は寄贈者の意向により市町村へ移管される予定です。なお、国文学史料(俳書)の移管については、利用者の利便を考慮しつつ、引き続き県立長野図書館と検討してまいります。</p> <p>イ について ・埋蔵文化財センターと連携協力し巡回展を開催しています。 ・伊那文化会館と連携し巡回展を開催しています。 ・埋蔵文化財センター、県立長野図書館との三館の相互貸借の連携を検討します。</p> <p>ウ について ・集客を狙い、冬季展は、春から秋までの企画展とは趣を異にした展示会を企画しています。平成 29・30 年度においては、県内出身の人</p>

現在の措置状況 (担当機関)	<p>物に焦点を当て、歴史観のみならず、様々な角度からの展示を試み ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の関心が高いテーマの採用など、開催する講座を工夫していま す。 ・冬期(12月～2月)は、閉館時間を4時までに変更し、経費削減を図 っています。
-------------------	--

「サービスの向上への取組み～運営上の課題について」において取り上げられた内容
について措置がなされていることが認められる。

③ 施設の管理運営の適切性 ～今後の設備更新について～【意見】

監査の結果等 (要旨)	<p>歴史館は博物館機能と研究所機能を備えているが、今後、設備更新の 需要が予想される。博物館機能と研究所機能のバランスが変化するよう なことがあった場合、歴史館のあり方を見直さざるを得ないことに留意し ておく必要がある。</p>
措置等の内容 (担当機関)	<p>現在、設備の更新は厳しい状況にありますが、性能の維持とともに、効 率的な設備の導入方法がないか研究し、業務に支障がないように努め てまいります。(教育委員会)</p>
現在の措置状況 (担当機関)	<p>業務に支障がないよう計画的に施設改修等を実施しています。</p>

施設の修繕及び改修状況を取りまとめた資料(「平成22年～平成29年までの施設の修
繕・更新等について」)等によって、施設改修が実施されていることが認められる。

(6) 監査の結果及び意見

① 業務滞りの解消及び専門職員等確保の必要性(意見)

歴史館が果たすべき3つの機能のうち、埋蔵文化財センター的機能及び公文書館機能
に関連する事業に関し、以下のような業務の滞りが認められる。

■埋蔵文化財センター的機能に関連する業務

- i) 適時に行うべき館蔵木製品の保存処理、修復、管理業務において、館蔵木製品の
全ての保存処理の終了は10年後と見通される。更に、長野県埋蔵文化財
センターが現在保管している約7,000点の資料も数年後には移管される予定になっ
ている。保存処理前の水浸し状態のままでは長期保存には限界があるため、できる
限り早期に木製品の保存処理、保存に係るデータ処理を行う必要がある。
- ii) 記録保存発掘調査フィルムデジタル化業務において、長野県埋蔵文化財センターの
記録保存調査資料(図面、台帳、写真)のうち写真はカラーポジフィルムであり経年劣
化が見られることから早急にデジタル化を行うためにフィルムの抽出、管理を行う必
要がある。

- iii) 「県立歴史館(博物館機能)のあり方検討」における「取り組み」によって学校見学時にバックヤード探検を希望することが多くなっており、業務量が一層増加している。平成 28 年度までは希望校受入率 100%対応していたが、平成 29 年度には見学時間重複等により希望校受入率 98.6%に減少せざるを得なかった。
- iv) 巡回展は平成 29 年度、平成 30 年度に 5 会場(県立歴史館、長野県伊那文化会館、安曇野市豊科郷土博物館(H29)、塩尻市平出博物館(H30)、御代田町浅間縄文ミュージアム)にて実施していたが、人的事情もあり、平成 31 年度以降平成 27 年度の 3 会場による実施に減らすことが計画されるに至った。

■公文書館機能に関連する業務

- i) 歴史的行政資料(県宝「長野県行政文書」明治初期～第二次大戦期)の資料劣化が危惧されることから早急にデジタル化を行う必要があるが、その進捗が滞っている。
- ii) 公文書館機能を有する施設として「歴史的価値を有する行政文書等」を適切かつ閲覧可能な状態で保管するために、移管された行政文書の簿冊確認、補修等を行う必要があるが、その進捗が滞っている。

これら業務の滞りの一部については、平成 29 年(2017 年)度における自己評価及び協議会評価において、以下のように C 区分(目標に及ばなかった)又は D 区分(目標には遠く及ばなかった)と評価されている。

- 1) 考古資料の保存処理・写真資料の保存(デジタル化) 計画 20,000 枚
⇒ 実績 1,100 枚(評価 D)、
- 2) お出かけ歴史館事業の実施・下伊那木曾地域の公民館実施 計画 5 件実施
⇒ 実績希望がなく 0 件(評価 D)、
- 3) 出前授業(講座)の実施 計画参加者 1,500 人
⇒ 実績 818 人(評価 C)

滞りが認められる業務はいずれも歴史館に求められる本来業務であり、歴史館の使命を果たし掲げる目標を達成するために、このような状況を早期に解消していくことが必要である。

このような状況が発生している主な原因の一つとして、考古資料課及び文献史料課の職員の不足が考えられる。歴史館の職員配置の状況は次のとおりであるが、人員数は平成 26 年度に 5 名の人員減があった後、横ばいの状況が続き、平成 29 年度には 2 名の人員増となったものの、業務の滞りの解消は進んでいない。

また、職員の年齢層に目を向けると、歴史館の業務は専門性が要求され、展示物等の説明や貴重な史資料の取扱い等業務経験が十分であることが求められるが、専門職員の採用が少ないために高齢化が進み平均年齢が約 58 歳となっている。

【職種別職員数（各年度の最大職員数）の推移】

（単位：人）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
館長 副館長 行政職	2	2	2	2	2
管理部 行政職	3	3	3	3	3
管理部 非常勤	4	3	3	3	3
学芸部長 教職	1	1	1	1	1
総合情報課 教職	7	7	7	7	7
総合情報課 行政職	2	2	2	2	2
総合情報課 非常勤	3	1	1	1	2
考古資料課 教職	4	4	4	4	4
考古資料課 非常勤	2	0	0	1	1
文献史料課 教職	3	3	3	3	3
文献史料課 非常勤	3	3	3	2	3
合計	34	29	29	29	31

このような状況を踏まえると、上述した業務の滞りを解消していくためには、考古資料課及び文献史料課の職員の増員が急務と考える。歴史館の業務は専門性が高く業務経験が一定程度要求される一方で、職員配置の固定化や職員の高齢化を避ける必要もあることから、計画的な専門職員の採用及び人事ローテーションが求められる。

現状、業務の一部は地域ボランティアによって担われている。県民参加により県の文化遺産が守られていることは大いに評価されるべきことだが、業務に滞りがある状況は望ましいものではない。歴史館に求められる役割を適時に果たしていくために、専門人材の採用・育成を計画的に行っていくとともに、専門性が必要とされない業務に関しては業務委託などのアウトソーシングも検討し、業務の滞りを解消していく必要がある。

② 中期目標の総括及び事業・運営状況の周知（意見）

歴史館では、中期目標「新たな歴史館の創造をめざして—長野県立歴史館の使命と目標—」及び中期ビジョン「『地域をもっと元気に！』プロジェクト」を基に、年度毎に活動計画（目標）を策定し、事業評価（自己評価、協議会評価）を行っており、各年度の評価結果及び次年度の計画については歴史館のホームページに公開されている。

各年度の事業に対してはこのように PDCA サイクルが機能し、その結果も公表されているが、各年度の事業の基礎となる中期目標又は中期ビジョンはホームページに公開されておらず、また、平成 22 年から平成 26 年度を目標期間とする中期目標の終了時に当該目標期間を総括する評価が行われていない。これは、目標期間が終了するタイミングで、歴史館の本来の役割を見つめ直し課題を整理して博物館機能をより発揮させる方策を検討するために、(4) ②に示した「県立歴史館（博物館機能）の今後のあり方について」がとりまとめられ、歴史館の基本方針と取り組むべき方向性が示されたため、これに重ねる形では中期目標期間の総括的な評価は行われなかったことによる。しかし、この「県立歴史館（博物館機能）の今後のあり方について」における検討対象は博物館機能のみであり、埋蔵文化財調査・研究機能、公文書館機能は対象とされておらず、これらの機能についての総括的な分析・評価が欠落した形となっている。

中期目標、中期ビジョンを策定して事業運営する意義は、毎年度のPDCAとは別に、目標期間の活動実績に関し5年間又は3年間をまとめた総括的な評価を行うことによって、その結果を将来のより一層の効果的効率的な運営に活かすことある。現段階では平成29年度から31年度を目標期間とする新たな中期ビジョンが策定されており、前中期目標期間終了から3年を経過しているため、現時点で改めて前中期目標期間の総括的な評価を行う意味はないが、現在の中期ビジョンの終了時には総括的な分析・評価を行い、その結果を次の中期ビジョンの策定に活かしていくことが必要である。

なお、各年度の活動計画及び評価については歴史館協議会の定例会において討議決定され、上述したように歴史館ホームページで公表されているが、「長野県立歴史館協議会」という項目の議事録の添付資料のひとつとして掲示されているため、そこに計画及び評価の結果が掲げられていることを容易に知ることはできない。各年度の評価は、事業結果の詳細を取りまとめた「年報」に関連付けて整理されているため、この「年報」と併せ分かりやすい形で公表し、歴史館の事業・運営状況を広く県民に周知することが必要である。

4. 長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”

(1) 根拠条例

長野県男女共同参画センター条例

長野県男女共同参画センター管理規則

(2) 目的

男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援する総合的な拠点施設として設置された。

(3) 沿革

年月	主な出来事
昭和 59 年 8 月	「長野県婦人総合センター」として竣工
昭和 59 年 9 月	長野県男女共同参画センター条例施行 長野県と(財)長野県勤労者福祉事業団とが管理運営等に関する委託契約締結 業務開始
平成 4 年 4 月	条例の一部改正により「長野県女性総合センター」と名称変更
平成 12 年 1 月	一般公募により愛称「あいとぴあ」に決定
平成 13 年 4 月	条例の一部改正により「長野県男女共同参画センター」と名称変更
平成 14 年 12 月	男女共同参画づくり条例公布施行
平成 16 年 4 月	組織規則の一部改正により「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持つ施設に指定
平成 18 年 3 月	(財)長野県勤労者福祉事業団解散
平成 18 年 4 月	男女共同参画事業を県の現地機関として開始 施設の管理について指定管理事業者制度導入(3年間契約) 東急コミュニティー共同事業体と施設管理に関する委託契約締結
平成 21 年 4 月	(株)東急コミュニティーと施設管理に関する委託契約締結(3年間契約)
平成 24 年 4 月	(株)東急コミュニティーと施設管理に関する委託契約締結(5年間契約)
平成 29 年 4 月	(株)東急コミュニティーと施設管理に関する委託契約締結(5年間契約)

(出典:長野県男女共同参画センター業務概要より監査人作成)

(4) 施設の概要

項目	内容
所在地	岡谷市長地権現町四丁目 11-51
土地	4,538.71 m ² (借地)
建物	3,351.58 m ² (延床面積)
ホール	570.1 m ² 、定員 504 名
第 1 研修室	45.1 m ² 、定員 20 名
第 2 研修室	94.5 m ² 、定員 60 名

項目		内容	
施設の 内容	第3研修室	101.5㎡、定員60名	
	調理実習室	84.5㎡、定員20名	
	視聴覚・音楽室	101.5㎡、定員70名	
	生活技術講習室 (和室としても利用可)	65.0㎡(26畳)、定員30名	
	図書室 情報資料収集室	図書 約2,800冊、ビデオ 約100本 一般開放	
	託児室	施設利用者のみ利用可	
利用料 金	ホール	9,600～80,500円	
	第1研修室	800～4,600円	
	第2研修室	1,300～7,000円	
	第3研修室	1,300～7,000円	
	調理実習室	600～3,700円	
	視聴覚・音楽室	1,100～6,400円	
	生活技術講習室	600～3,700円	
	付 属 施 設	設備・備品	100～1,600円
		冷暖房	施設利用料の30% 冷房期間:7月10日から9月10日 暖房期間:11月1日から3月31日
		持込電気器具	定格消費電力1kwにつき150円
休館日	毎週月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日など		
利用時間	午前9時から午後9時まで		

(出典: 県提供資料及び長野県男女共同参画センター利用案内より監査人作成)

(5) 事業内容と組織の状況

長野県男女共同参画センターにおいては、男女共同参画事業と施設維持管理・貸館事業を実施している。

男女共同参画事業については、長野県県民文化部 人権・男女共同参画課が所管課となり、県の現地機関として事業を実施している。

施設維持管理・貸館事業については、株式会社東急コミュニティーが指定管理者となって事業を実施している。

事業	組織(平成30年4月1日現在)
男女共同参画事業	所長1名、次長1名、係員1名、 専門員1名(行政嘱託)、相談員2名(行政嘱託)
施設維持管理・貸館事業	管理チーフ1名、設備技術職員1名、 貸館担当職員3名(非常勤)、清掃員2名(非常勤)

(出典: 県提供資料及び株式会社東急コミュニティー提供資料より監査人作成)

(6) 指定管理者の状況

① 株式会社東急コミュニティーの概要

長野県男女共同参画センターの施設維持管理・貸館事業における指定管理者である株式会社東急コミュニティーの概要は次のとおりである。

項目	内容
指定管理者	(株)東急コミュニティー
本社所在地	東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー5階
設立年月日	1970(昭和45)年4月8日
代表者	代表取締役社長:雑賀克英
主な事業	マンションライフサポート事業 リフォーム事業 ビルマネジメント事業 環境・シニア関連事業
本施設における指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間) ただし東急コミュニティー共同事業体として契約締結 平成21年4月1日～平成24年3月31日(3年間) 平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間) 平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間)
長野県所管の他の公の施設における平成29年度の指定管理業務	—

(出典:株式会社東急コミュニティーHP 及び長野県男女共同参画センター業務概要より監査人作成)

② 財務の状況

株式会社東急コミュニティーの財務の状況は次のとおりである。

(単位:百万円)

科目	H27年度	H28年度	H29年度
売上高	124,670	123,695	120,714
税引後当期利益	8,582	9,137	7,522
総資産額	100,387	105,719	104,669
資本金額	1,653	1,653	1,653
純資産額	51,196	58,201	62,729

(出典:株式会社東急コミュニティーHP より監査人作成)

(7) 施設の利用状況・収支状況

① 男女共同参画事業の概要

県が平成29年度において実施した男女共同参画事業の概要は次のとおりである。

事業名	実施月日	利用施設	参加人数	
困難を抱えた女性など多様な立場の人が安心して暮らせる環境の整備	女性相談担当者支援研修	① 4月28日 ② 6月13日 ③ 9月7日	長野県男女共同参画センター	68名
	シングルマザーのほっとカフェ	① 5月20日 ② 7月29日 ③ 12月2日	第2研修室	① 4名 ② 6名 ③ 5名
	“あいとぴあ”男女共同参画フォーラム	7月7日	ホール他	276名
	怒りの対処 ～イライラ生活にさようなら～ (上田市と共同開催)	7月14日	上田市民プラザゆう	41名
	離婚を考える前に知っておきたいライフデザインセミナー (塩尻市と共同開催)	10月6日	塩尻総合文化センター	12名
	地域ブロック別相談担当者研修	中南信:12月8日 東北信:1月12日	中南信:長野県男女共同参画センター 東北信:長野市男女共同参画センター	37名
	女性相談	毎週火～土曜日	電話・面接	1,420件
女性に対するあらゆる暴力の根絶	デートDV防止セミナー	7月11日 7月13日 7月27日 9月7日 9月28日 10月10日 10月13日 11月1日 11月15日 2月8日 2月9日	木曾看護専門学校 松本美須々ヶ丘高校 岡谷東高校 松本工業高校 屋代南高校 小諸商業高校 池田工業高校定時制 長野俊英高校 穂高商業高校 長野市立長野高校 長野西高校中条校	55名 325名 160名 187名 128名 442名 30名 206名 156名 146名 80名
	教員向け デートDV防止研修	7月31日	池田工業高校	7名
	中学校向け デートDV防止・性を大切にするセミナー	① 1月23日 ② 2月13日	① 駒ヶ根市立赤穂中学校 ② 木曾町立木曾中学校	① 395名 ② 96名
	暴力防止セミナー ～考えてみよう! 素敵な関係～	9月21日	長野大学	105名
	女性に対する暴力をなくす運動セミナー	11月22日	第3研修室	31名

	事業名	実施月日	利用施設	参加人数
仕事と生活の調和	お片づけのプロが教える ふち起業のヒント (中野市と共同開催)	7月20日	中野市人権センター	20名
	アサーショントレーニング (箕輪町と共同開催)	9月9日	箕輪町保健センター	24名
	初対面からスムーズに話せる コミュニケーション術 (千曲市と共同開催)	10月14日	千曲市総合観光会館	30名
	働き方改革セミナー (長野市と共同開催)	① 10月14日 ② 10月19日	勤労者女性会館しなのき	① 37名 ② 35名
	子育て自信アップセミナー (伊那市と共同開催)	1月13日	伊那市役所	41名
	働く女性のためのアサーションスキル (女性就業支援全国展開事業)	1月27日	第3研修室	21名
	笑顔はひとをしあわせにする ～ココロが軽くなるポジティブシンキングのすすめ～	2月22日	視聴覚・音楽室	26名
	女性の活躍応援セミナー	2月28日	第3研修室	26名
意識改革と教育・学習の充実	男女共同参画行政職員研修	5月18日	長野県男女共同参画センター	43名
	男女共同参画の視点の防災研修	6月13日	長野県男女共同参画センター	32名
	出前講座	5月26日 7月27日 8月3日 10月24日 11月24日	木曾町 東信教育事務所 箕輪町 筑北村 安曇野市	160名
	情報誌「参画ひろば」の発行	3月発行		2,500部
	情報の収集・提供			貸出: パネル24件
	図書室の運営			貸出: 図書108件 DVD・ビデオ 32件

事業名		実施月日	利用施設	参加人数
男女共同参画推進 男性にとつての	パパの子育てセミナー	① 11月11日 ② 2月3日	① 視聴覚・音楽室 ② 第3研修室	① 9組 (18名) ② 10名
	男性相談	毎週金曜日	電話	90件
協働・連携	グループ企画協働事業	① 9月8日、15日、22日 ② 11月18日 ③ 11月26日 ④ 12月9日 ⑤ 12月9日	長野県男女共同参画センター	① 15名 ② 48名 ③ 8名 ④ 9名 ⑤ 63名
	あいとぴあウィズネット事業			登録: 11団体
	ボランティアとの協働			3名

(出典:長野県男女共同参画センター業務概要より監査人作成)

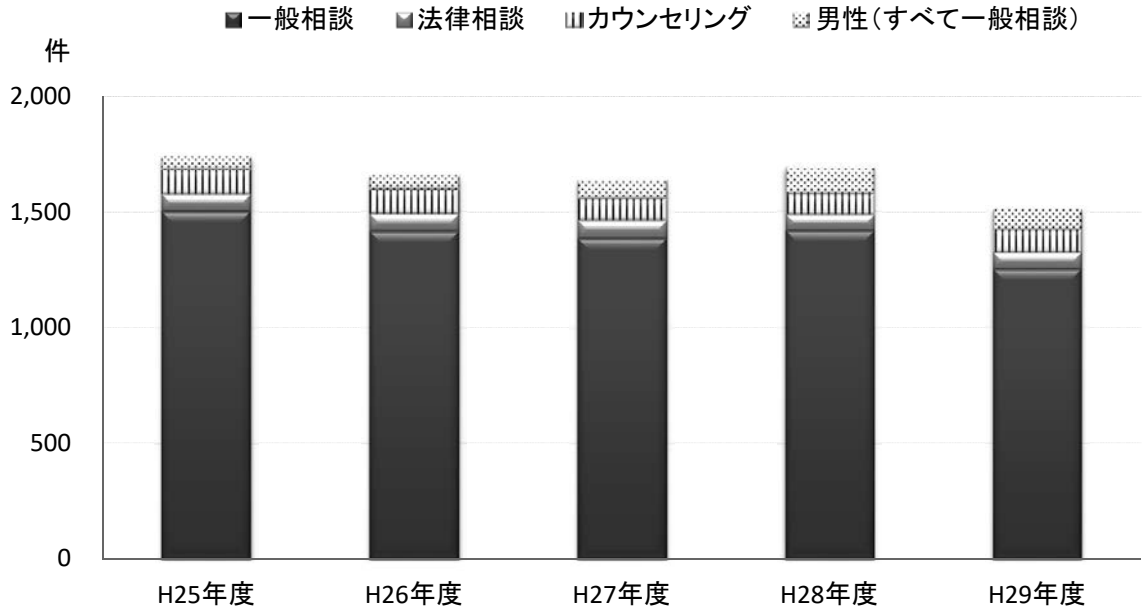
また、県が実施した男女共同参画事業における相談件数の推移は次のとおりである。

(単位:件)

施設名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
一般相談	女性	1,502	1,415	1,386	1,418	1,253
	男性	57	60	81	118	90
法律相談	女性	74	76	79	70	72
	男性	0	0	0	0	0
カウンセリング	女性	104	104	91	87	95
	男性	0	0	0	0	0
合計	女性	1,680	1,595	1,556	1,575	1,420
	男性	57	60	81	118	90

(出典:長野県男女共同参画センター業務概要より監査人作成)

男女共同参画事業における相談件数の推移



(出典:長野県男女共同参画センター業務概要より監査人作成)

② 貸館事業における施設利用率の推移

指定管理者が実施した貸館事業における施設利用率の推移は次のとおりである。

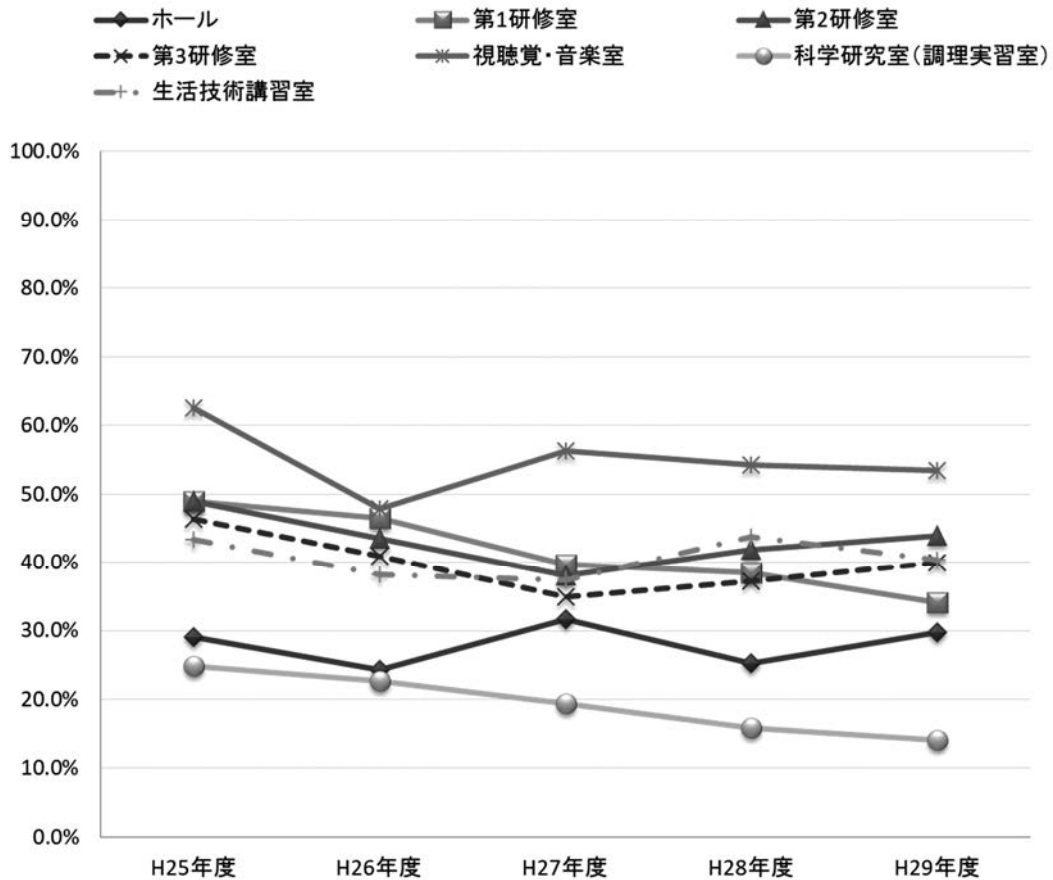
なお、利用率は、開館日数に対する利用日数の割合である。

(単位: %)

施設名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
ホール	見込	23.8	28.9	29.8	30.9	30.9
	実績	29.1	24.3	31.7	25.3	29.8
第1研修室	見込	46.4	44.5	50.2	46.1	46.1
	実績	49.0	46.5	39.7	38.5	34.1
第2研修室	見込	39.1	46.5	46.6	43.1	43.1
	実績	49.0	43.5	38.1	41.8	43.9
第3研修室	見込	30.8	46.5	46.6	40.5	40.5
	実績	46.4	40.9	34.9	37.2	40.0
調理実習室	見込	33.1	26.6	30.7	22.4	22.4
	実績	24.8	22.6	19.4	15.8	14.1
視聴覚・音楽室	見込	59.6	64.8	55.0	47.4	47.4
	実績	62.6	47.8	56.3	54.3	53.4
生活技術講習室	見込	36.4	39.9	45.3	37.8	37.8
	実績	43.4	38.2	37.3	43.8	40.3

(出典:長野県男女共同参画センター管理報告書より監査人作成)

貸館事業における施設利用率(実績)の推移



(出典:長野県男女共同参画センター管理報告書より監査人作成)

③ 指定管理者による自主事業の概要

指定管理者が平成29年度において実施した自主事業の概要は次のとおりである。

事業名	実施月日	利用施設	参加人数
はじめての薬膳 (3回コース)	5月13日、27日 6月3日	調理実習室	10名
水彩画基礎講座 (2回コース)	5月20日 6月17日	生活技術講習室	7名
ボイストレーニング (4回コース)	6月7日、14日、 21日、28日	視聴覚・音楽室	19名
諏訪ゴスペル祭	8月6日	ホール	500名
秋のスケッチ入門① (3回コース)	9月16日	生活技術講習室	6名
コーヒーこだわり講座	10月5日	調理実習室	20名
環境にやさしいクッキング講座① (2回コース)	10月28日	調理実習室	5名
秋のスケッチ入門② (3回コース)	10月21日	生活技術講習室	6名

事業名	実施月日	利用施設	参加人数
秋のスケッチ入門③ (3回コース)	11月18日	生活技術講習室	3名
環境にやさしいクッキング講座② (2回コース)	11月25日	調理実習室	5名
聴き上手になろう！～より良い人間関係に第一歩～ (2回コース)	1月13日	第2研修室	18名
人につながる自己紹介！	2月24日	第2研修室	11名
【共催事業】 ママ向けセミナー(スマイルママ)	11月11日	第2研修室	4名
【共催事業】 カラー筆ペンでバレンタインカードを作ろう	2月3日	第2研修室	4組 (7名)

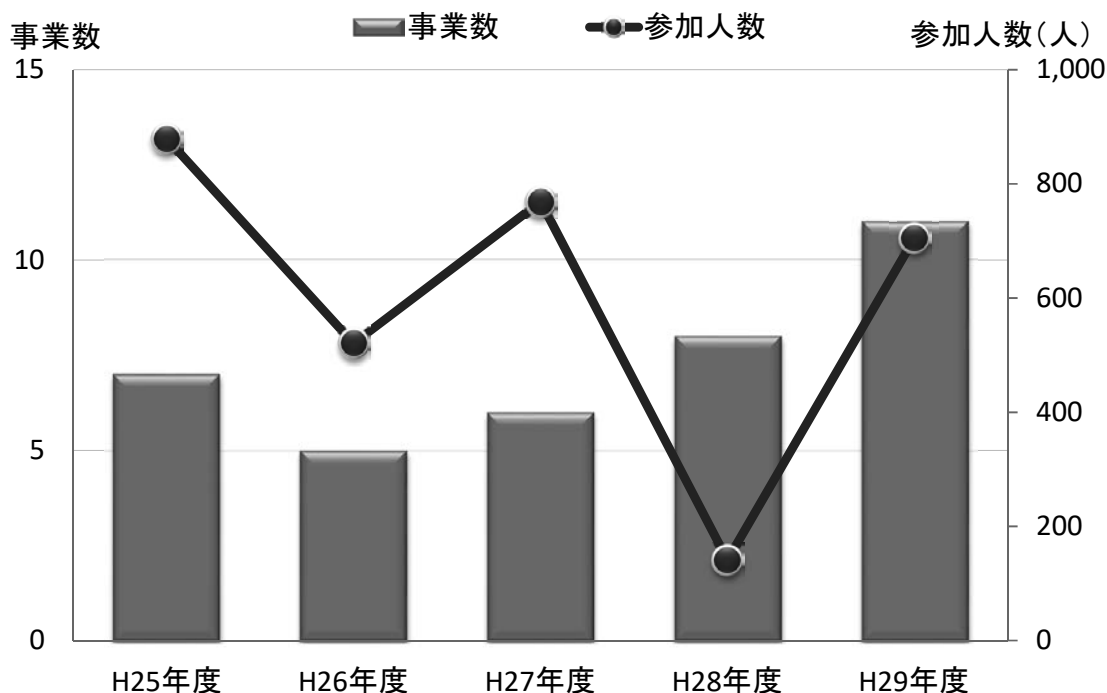
(出典:長野県男女共同参画センター管理報告書より監査人作成)

また、指定管理者が実施した自主事業数及び参加人数の推移は次のとおりである。

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
事業数	7	5	6	8	11
参加人数(人)	879	521	769	141	705

(出典:長野県男女共同参画センター管理報告書より監査人作成)

自主事業の推移



(出典:長野県男女共同参画センター管理報告書より監査人作成)

④ 指定管理者の長野県男女共同参画センターにおける収支の推移

指定管理者の男女共同参画センターにおける収支の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

区分		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
収入計		42,787	42,691	42,354	42,382	40,739
内訳	指定管理料	37,288	38,350	38,043	37,632	35,748
	利用料収入	4,904	3,911	3,814	4,289	4,545
	その他	595	430	496	461	446
支出計		39,609	40,168	37,438	43,822	40,582
内訳	人件費	18,289	18,677	17,130	18,316	20,890
	物件費	8,747	8,792	7,808	10,216	7,336
	保守清掃費	7,724	7,878	7,753	9,724	7,777
	経費	2,283	2,150	1,884	2,854	2,409
	諸税	6	2	4	4	8
	減価償却費	2	2	2	2	-
	本社経費	2,555	2,664	2,854	2,703	2,159
収支差額		3,178	2,523	4,915	△1,439	157

(出典:長野県男女共同参画センター管理報告書より監査人作成)

(8) 監査の結果及び意見

① 広報活動のあり方について (意見)

県は長野県男女共同参画センターの情報誌「参画ひろば」を発行しているが、年1回(3月)の発行にとどまっており、その年に開催予定の講座を中心に掲載する内容となっている。そのため、詳細な説明がない講座や開催日が未定の講座など、漠然とした内容も含まれてしまい、掲載の項目数も多くなってしまう。発行回数を増やすことで、これから開催する講座の詳しい情報を掲載することや、すでに開催した講座の様子を掲載することも可能になり、利用者にとってより魅力的な内容の情報誌になると考えられる。

また、長野県男女共同参画センターにおいては、県が実施する男女共同参画事業として開催する講座と、指定管理者が実施する自主事業として開催する講座がある。県が主催する講座については県が広報活動を行い、指定管理者が主催する講座については指定管理者が広報活動を行っており、その手法は両者で異なっている。例えば、チラシを設置する場所が異なっていること、ホームページについても県 (<https://www.pref.nagano.lg.jp/aitopia/>) と指定管理者 (<http://aitopia-nagano.info/>) でそれぞれ別に開設していること、などが挙げられる。しかし、長野県男女共同参画センターで開催される講座について、利用者が主催者の違いを区別して参加することは考えにくい。利用者の目線からは、男女共同参画センターで開催される講座が一覧できる方がわかりやすく、指定管理者主催の講座に参加する人が県主催の講座にも興味を持って参加するなど、利用人数の増加にもつながっていくと考えられる。また、県主催の講座と指定管理者主催の講座が混同され、利用者には誤解を与えてしまうリスクはあるものの、講座を主催者ごとに分けて記載し、それぞれの主催者を明記することで担保されるものと考えられる。

男女共同参画事業においても貸館事業においても利用人数の増加を図るため、情報誌の発行回数を

増やす、チラシ等の設置について県と指定管理者が互いに協力する、ホームページのリンクを見直し
て互いの講座を参照しやすくするなど、長野県男女共同参画センターとしての広報活動のあり方につ
いて検討することが望まれる。

② 貸館事業の利用区分について（意見）

長野県男女共同参画センターの貸館事業における利用区分は、午前（9:00～12:00）、午後（12:30～
17:00）、夜間（17:30～21:00）の3つに分けられており、これらを組み合わせた日中（9:00～17:00）、
昼夜間（12:30～21:00）、全日（9:00～21:00）という区分も設けられている（下表参照）。また、各区
分の間には30分間の清掃時間が設けられている。これらの利用区分については、利用料金とともに長
野県男女共同参画センター条例及び長野県男女共同参画センター管理規則（以下、「条例等」という。）
に定められている。

しかし、例えば昼食の時間をはさんでその前後だけの時間帯での利用や、午後に2時間だけといっ
た短時間での利用など、現在の3つの区分よりも短い区分での利用のニーズはあると考えられる。長
野県男女共同参画センターに隣接した岡谷市の施設においては、1時間単位での貸館事業を実施して
いる。

現在利用区分の間で行われている清掃については利用者が退室時に行うこととし、清掃員による清
掃は1日1回にするなど工夫することで、1時間単位の貸館でも対応することは可能であると考えら
れる。施設全体の利用人数の増加を図るため、利用者のニーズに合わせて利用区分を現状よりも細分
化する方向で利用区分を設定するよう検討することが望まれる。

■長野県男女共同参画センター条例(抄)

第13条 センターを利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理
者が定めるものとする。

■長野県男女共同参画センター管理規則(抄)

第11条 条例別表の2の知事が別に定める額は、別表のとおりとする。

表 長野県男女共同参画センターの施設利用料金

(単位:円)

区分			午前	午後	夜間	日中	昼夜間	全日	超過
			9:00～ 12:00	12:30～ 17:00	17:30～ 21:00	9:00～ 12:00	12:30～ 21:00	9:00～ 21:00	1時間 につき
ホ ー ル	入場料を 徴収しない	営業外	9,600	14,600	13,000	24,200	27,600	37,200	4,800
		営業	14,400	21,900	19,500	36,300	41,400	55,800	7,200
	1,000円以下 の入場料	営業外	12,100	18,300	14,200	30,400	32,500	44,600	6,100
		営業	18,100	27,400	21,300	45,600	48,700	66,900	9,100
	1,000円を超 える入場料	営業外	14,600	22,000	17,100	36,600	39,100	53,700	7,300
		営業	21,900	33,000	25,600	54,900	58,600	80,500	10,900

区分		午前	午後	夜間	日中	昼夜間	全日	超過
		9:00～	12:30～	17:30～	9:00～	12:30～	9:00～	1時間
		12:00	17:00	21:00	12:00	21:00	21:00	につき
第1研修室	営業外	800	1,200	1,100	2,000	2,300	3,100	400
	営業	1,200	1,800	1,600	3,000	3,400	4,600	600
第2研修室	営業外	1,300	1,800	1,600	3,100	3,400	4,700	600
第3研修室	営業	1,900	2,700	2,400	4,600	5,100	7,000	900
視聴覚・音楽室	営業外	1,100	1,700	1,500	2,800	3,200	4,300	500
	営業	1,600	2,500	2,200	4,200	4,800	6,400	700
調理実習室	営業外	600	1,000	900	1,600	1,900	2,500	300
	営業	900	1,500	1,300	2,400	2,800	3,700	400
生活技術講習室	営業外	600	1,000	900	1,600	1,900	2,500	300
	営業	900	1,500	1,300	2,400	2,800	3,700	400

(出典:長野県男女共同参画センター利用案内より監査人作成)

③ 条例や管理規則による利用料金の定めについて（意見）

長野県男女共同参画センターの貸館事業における利用料金は、条例が定める上限の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めることとされている。指定管理者においてはその上限で運用しているため、例えば時間帯や曜日によって料金を通常よりも割高に設定するなど、需給バランスをにらんだ料金設定がされていない。また、設備・備品（以下、「備品等」という。）の貸し出しについても、その種類と利用料金が管理規則で詳細に定められており、その内容で運用されている（下表参照）。備品等の内容をみると、テープレコーダーなど現在は使用されていないものが含まれている。また、新規の備品等を導入する場合、貸し出しにあたって、管理規則の改正により利用料金を設定するため、計画的な導入が必要となる。

需給バランスを考慮しての利用料金の設定や、時代に即した備品等の貸し出しなど、利用者のニーズに合わせて対応できるよう、利用料金及び備品等の内容の定期的な見直しや計画的な導入を検討することが望まれる。

表 長野県男女共同参画センターの設備・備品利用料金

区分	設備・備品名	単位	利用料金(円)	超過1時間料金(円)
音響設備	テープレコーダー	1台	200	60
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	200	60
	ミニディスクプレーヤー	1台	300	90
	拡声装置	1台	200	60
	マイク(有線及び無線)	1台	200	60
	音響反射板(ホール)	1式	1,000	300
楽器	グランドピアノ(ホール)	1台	1,500	450
	たて型ピアノ	1台	300	90
	エレクトーン	1台	500	150

区分	設備・備品名	単位	利用料金(円)	超過1時間料金(円)
映写設備	16mm 映写機(ホール)	1台	1,600	480
	ビデオデッキ	1台	300	90
	DVD デッキ	1台	300	90
	プロジェクター	1台	500	150
	ノートパソコン	1台	500	150
照明設備(ホール)	フットライト	1列	500	150
	ボーダーライト	1列	1,000	300
	ロアーホリゾンライト	1列	900	270
	アッパーホリゾンライト	1列	1,300	390
	シーリングスポットライト	1組	250	70
	サイドスポットライト(4組)	1組	250	70
	フォロースポットライト	1台	400	120
	ハロゲンスポットライト(500W)	1台	100	30
	ハロゲンスポットライト(1KW)	1台	150	40
その他 無料備品(ホール)	演台、花台、平台(高・低)、指揮者台、譜面台、金屏風、毛せん、 ドラムマット			

(注)利用料金の額は、利用1回(午前、午後、夜間)についてのものとする。

(出典:長野県男女共同参画センター利用案内より監査人作成)

④ 施設の利活用について(意見)

男女共同参画センターは、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設として設置されたものである。講座の開設による研修・普及啓発、団体・グループ等との協働、情報発信、相談などの事業のほか、県民に男女共同参画を推進するための活動の場を提供し、活動の活性化を支援することにより、その役割を果たしてきたところであるが、開館から34年が経過する中でセンターを取り巻く状況は変化してきている。

県が男女共同参画事業において開催する講座について、会場は当施設に限らず、学校に出向いて生徒や教員に向けて実施する講座や、市町村との共催で市町村の施設において開催する講座も増えており、開所当時と比べて男女共同参画事業におけるニーズが多様化してきている。

一方で、貸館事業における過去5年間の施設利用率をみると、その実績は50%に満たない施設がほとんどであり、低い水準となっている。各年度においても、事業開始前の見込と比較して実績が見込に届かないことが多く、その差が10ポイント以上のケースもある。また、ホール以外の施設においては、利用率は横ばい傾向にあるといえる((7)②参照)。

施設利用率を改善するために、上述したような広報活動の工夫、利用区分や利用料金の見直しなど実現可能な対策について検討し、引き続き努力していくことが求められる。

また、施設は昭和59年に竣工したものであり、設備とともに老朽化が進んでいる。さらに、男女共同参画センターは岡谷市の市営施設と隣接しているが、センター開所当時は貸館事業を実施していな

かった同施設において、現在では利用勝手の良い時間単位での貸館事業を実施している。このように、貸館事業においても、開所当時とはその環境が変化しているという事実がある。

このように、県が実施する男女共同参画事業の面においても、また指定管理者が実施している貸館事業の面においても、開所当時とは状況が変化していることから、これに対応するために施設の利活用や効率的な維持管理について検討することが望まれる。

これに関して、男女共同参画センターと隣接する岡谷市営施設とは上述の通り貸館事業に関する機能をともに有し、両施設固有の設備を除いた一部機能を集約できる可能性があると考えられる。類似の機能を有する複数の施設どうしを、それぞれの施設管理者が異なる場合も含め集約することができれば、施設単体の効率的な維持管理・運営及び利活用を期待できるばかりか、県全体として施設総量の縮減を望むこともでき、効果が大きい。ただし現実的には、両施設は管理者である自治体が異なるため、条例などの法制度で規定される施設の管理規則が異なることが障壁となり、単純な集約は難しい。

施設の集約は困難が伴いがちだが、利用率が横ばい傾向にあることを鑑みると、早い段階から建物の老朽化や施設利用者の動向を見据えながら、他自治体の施設や民間施設との集約なども含めたファシリティマネジメントの観点も踏まえつつ、様々な方策の検討が望まれる。

5. 創造館

(1) 根拠条例

長野県都市公園条例

長野県都市公園規則

※根拠条例について

飯田創造館は長野県風越公園に、佐久創造館は長野県駒場公園に設置されている。両公園とも県立公園であり、その設置、管理等に関し必要な事項は長野県都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）及び長野県都市公園規則（以下「都市公園規則」という。）に定められている。そのため、佐久創造館及び飯田創造館の2施設（以下「創造館」という。）に関する定めも都市公園条例及び都市公園規則に規定されている。

(2) 目的

長野県は、住民福祉の増進に寄与することを目的として、県民の芸術文化活動に参加する機会を提供するため長野県飯田創造館（以下「飯田創造館」という。）を設置しており、住民福祉の増進に寄与することを目的として佐久創造館（以下「佐久創造館」という。）を設置している。

(3) 沿革

年月	主な出来事
昭和 54 年 12 月	飯田創造館開館 長野県と文化振興事業団とが管理運営等に関する委託契約締結
昭和 55 年 12 月	佐久創造館開館 長野県と文化振興事業団とが管理運営等に関する委託契約締結
平成 18 年 4 月	施設の管理について、指定管理制度導入(公募/1期目/3年間) 飯田創造館は文化振興事業団、佐久創造館は㈱フードサービスシンワが指定管理者として管理運営(以下、同様)
平成 21 年 4 月	指定管理制度(公募/2期目/3年間)
平成 24 年 4 月	指定管理制度(公募/3期目/5年間)
平成 29 年 4 月	指定管理制度(公募/4期目/飯田創造館1年間、佐久創造館5年間)
平成 30 年 4 月	飯田創造館 指定管理制度(公募/5期目/1年間)

(4) 施設の概要

施設名		佐久創造館	飯田創造館	
住所		佐久市猿久保 55	飯田市小伝馬町 1-3541-1	
設置年月		昭和 55 年 12 月	昭和 54 年 12 月	
施設の 内容	敷地面積	4,764.26 m ²	18,043.91 m ²	
	建築面積	3,245.71 m ²	780.47 m ²	
	建築延面積	4,875.66 m ²	2,454.17 m ²	
	建物	鉄筋コンクリート地上 2 階	鉄筋コンクリート 地上 4 階、 一部 3 階(増築棟部分)	
	内部 施設	創作室等	14 室(1階:5 室、2階:9 室)	14 室
		電気・灯油窯室	有	有
		木工芸室	有	有
		備品保管庫等	有	有
	食堂		有	—
駐車場		650 台	14 台	

施設名		佐久創造館	飯田創造館
利用料金	創作室	101号室 一部使用:一人50~100円 全部使用:1,900~40,000円 その他創作室:100~4,100円	400~11,000円
	備品	150~2,000円	150~3,300円
	陶芸用窯	1時間150~300円	—
	電気窯	—	1時間150~300円
	電気器具	1kw以内1時間20円	1kw以内1時間20円
休館日		毎週水曜日、休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日まで	
利用時間		午前9時から午後10時まで	

(5) 事業内容と組織の状況

創造館は、県民の文化芸術活動を支える拠点施設として、創作活動や発表の機会を提供するとともに、各種講習会等の開催により、創作技術等の向上と指導者の育成を行っている。

都市公園条例により、創造館には指定管理者制度が導入されている。指定管理者は、文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務で知事が必要と認めるもの及びこれに附帯する業務を行うとされている。

創造館の施設管理は指定管理者が行っており、創造館を利用しようとする場合には指定管理者の許可を受けなければならない。

佐久創造館は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間は株式会社フードサービスシンワが指定管理者を務め、飯田創造館は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間は一般財団法人長野県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間も文化振興事業団が務めている。

(6) 指定管理者の状況

① 株式会社フードサービスシンワの概要

指定管理者	株式会社フードサービスシンワ	指定期間	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:2)		
指定管理者	株式会社フードサービスシンワ	指定期間	平成29年4月1日～ 平成34年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

所在地	長野県南佐久郡小海町大字千代里 2392-1
設立年月日	昭和44年6月27日
代表者(県との関係)	有坂康躬
役員、職員の状況	取締役3人、監査役1人、職員140人
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○建物総合管理 ○フロント業務 ○清掃業務(日常清掃、特別清掃) ○環境衛生管理(空気環境測定、給水測定、鼠族昆虫駆除) ○消防設備保守(設備点検、管理) ○浄化槽保守(点検、管理) ○看護業務 ○警備業務(夜間警備)

	<ul style="list-style-type: none"> ○寝具管理(シーツリース、丸洗い、乾燥消毒) ○廃棄物処理 ○給食業務 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小学校・中学校・大学・林間学校の給食業務受託 ・保養施設、企業の従業員食堂の給食業務受託 ○弁当・オードブルなどの仕出し・ケータリングサービス ○日替わりメニュー昼食・夕食弁当宅配サービス
長野県所管の他の公の施設における平成 29 年度の指定管理業務 (長野県の所管部署)	—

② 株式会社フードサービスシンの財務状況

(単位:千円)

科目	平成 29 年度
売上高	931,211
税引後当期利益	3,516
総資産額	526,880
資本金額	10,000
純資産額	55,266

※飯田創造館の指定管理者である文化振興事業団の財務の状況は、「1. 文化会館」に記載している。

(7) 施設の利用状況・収支状況

① 利用状況の推移

創造館の利用状況の推移は次のとおりである。

佐久創造館は、年間利用人数 16 万人前後、ホール稼働率は 60%前後で推移している。平成 29 年度は、9 月に佐久商工会イベント等大規模なイベントが開催されたことにより年間利用人数が増加している。飯田創造館は、年間利用人数は 7.5 万人前後、施設利用率は 65%前後で推移している。年間利用人数、ホール稼働率、目標達成率とも大きな変動はみられない。

表 1 創造館の利用状況の推移

(単位:人)

項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
佐久創造館	実績	年間利用人数	149,570	161,527	158,284	174,400	
		施設利用率	61.4%	66.0%	65.3%	62.7%	63.7%
	目標	年間利用人数	152,500	155,000	157,500	160,000	155,000
		施設利用率	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	64.0%
	達成率	年間利用人数	98.0	104.2	100.4	100.0	112.5
		施設利用率	100.1%	106.4%	103.7%	98.0%	99.5%
飯田創造館	実績	年間利用人数	76,278	80,756	76,712	74,168	76,439
		施設利用率	65.1%	66.1%	62.9%	67.4%	68.1%
	目標	年間利用人数	77,000	77,500	78,000	78,000	75,700
		施設利用率	67.0%	67.5%	68.0%	68.0%	63.0%
	達成率	年間利用人数	99.1%	104.2%	98.3%	95.1%	101.0%
		施設利用率	97.2%	97.9%	92.5%	99.1%	108.1%

(出典: 飯田創造館の「実績」、「目標」は文化振興事業団理事会資料より監査人作成、佐久創造館の「実績」、「目標」はフードサービスシンワ作成資料より監査人作成、「達成率」は監査人試算)

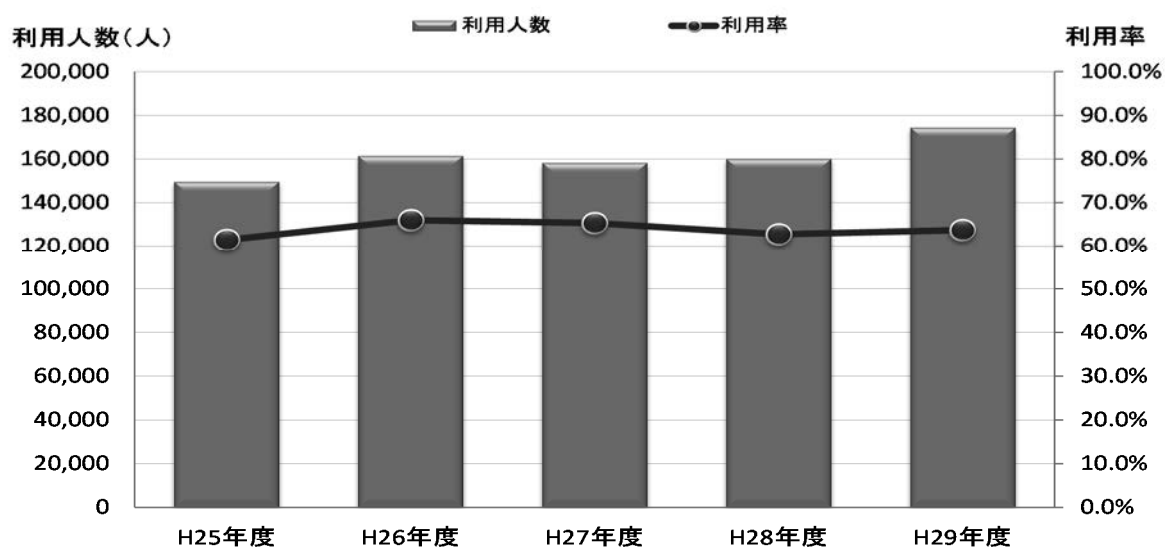
② 施設別利用状況の推移

表2 創造館の施設別利用状況の推移

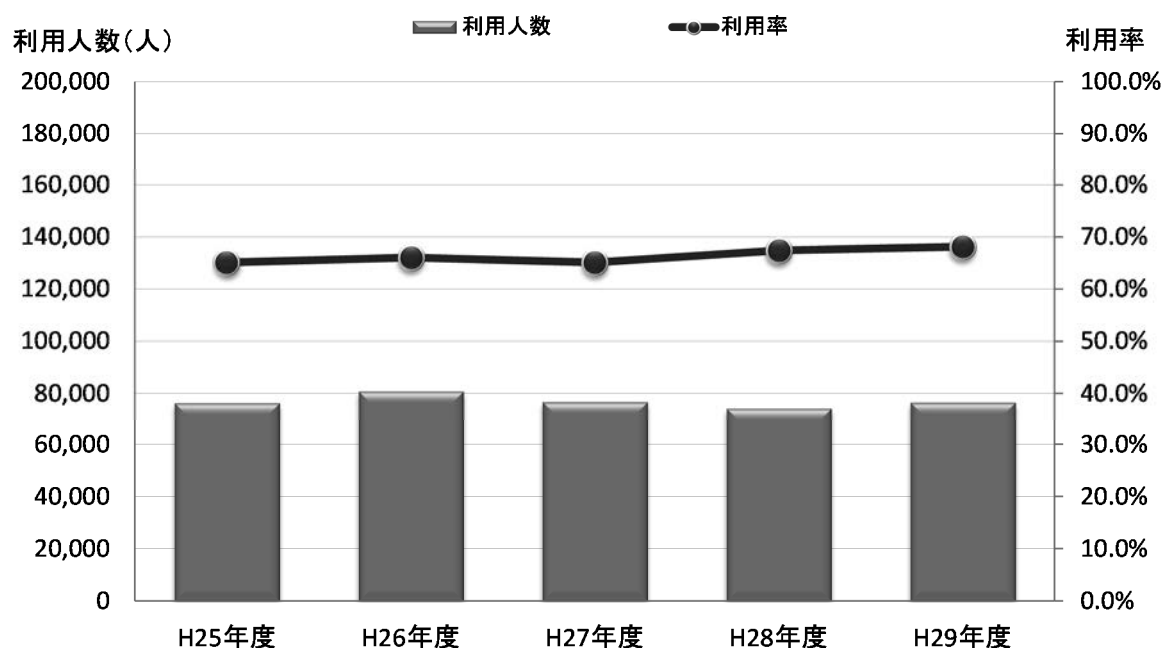
項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
佐久創造館	開館日数(日)	340	346	343	345	344
	利用可能延部屋数	6,120	6,228	6,174	6,210	6,192
	利用延部屋数	3,757	4,110	4,032	3,894	3,944
	施設利用率	61.4%	66.0%	65.3%	62.7%	63.7%
飯田創造館	開館日数(日)	301	301	300	301	302
	利用可能延部屋数	4,214	4,214	4,200	4,214	4,214
	利用延部屋数	2,744	2,784	2,640	2,840	2,881
	施設利用率	65.1%	66.1%	62.9%	67.4%	68.4%

(出典:文化振興事業団理事会資料「附表」より監査人作成)

グラフ1 佐久創造館の利用状況の推移



グラフ2 飯田創造館の利用状況の推移



③ 収支の推移

(単位:千円)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
佐久創造館	収入	38,851	40,993	40,621	40,110	40,364		
	内訳	指定管理料	29,938	30,866	30,558	30,240	30,700	
		利用料収入	8,483	9,685	9,495	9,407	9,088	
		その他収入	430	442	567	462	576	
		支出計	38,851	40,993	40,621	40,110	40,364	
	内訳	人件費	18,340	18,697	18,891	18,800	19,000	
		物件費	需用費	13,418	13,586	12,714	12,484	13,068
			委託料	1,914	1,974	2,142	2,009	1,942
			その他	2,380	3,006	3,301	3,010	3,082
		自主事業経費	2,085	2,177	2,266	1,890	1,607	
		本社経費	711	1,551	1,304	1,914	1,662	
		収支差額	—	—	—	—	—	
	飯田創造館	収入	38,230	33,471	32,790	32,675	32,963	
		内訳	指定管理料	25,927	26,384	26,075	25,767	26,155
利用料収入			6,384	6,216	6,464	6,757	6,808	
その他収入			5,919	871	250	150	0	
支出計			38,230	33,471	32,790	32,675	32,963	
内訳		人件費	21,846	15,806	15,890	16,054	16,457	
		物件費	需用費	8,862	8,845	7,132	7,104	6,172
			委託料	3,374	3,483	3,506	3,506	4,020
			その他	2,476	2,964	2,462	2,264	2,283
		自主事業経費	746	1,473	1,127	1,098	1,069	
		本社経費	925	897	2,671	2,647	2,958	
		収支差額	—	—	—	—	—	

(8) 平成 22 年度の包括外部監査の措置状況

創造館は、平成 22 年度の包括外部監査（「指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営」）で監査対象とされている。

本年度の包括外部監査では、文化会館に関する平成 22 年度包括外部監査の措置状況を確認した。その結果は次に記載している①～⑥のとおりである。

①～⑥のうち、①は、措置状況や現状を踏まえて「(9) 監査の結果及び意見」に改めて意見を記載している。また、⑤は、飯田創造館について「1. 文化会館 (10) 監査の結果及び意見」に改めて意見を記載している。

① 創造館の位置付けの明確化について【意見】

監査の結果等 (要旨)	施設の所在地を中心とする地元の利用者が主体であること自体は、必ずしも施設の存在意義を低めるものではないが、一方で、広域行政を担うべき長野県が、厳しい財政状況の中、運営費を県費で賄うべき施設かどうかは疑問の余地がある。また、飯田創造館及び佐久創造館ともに、設置後 30 年程度が経過しており、設備の老朽化が進んでいる。今後、県の文化施策の中における創造館の位置付けを見直し、その際、地元の市(飯田市、佐久市)への移管等も含めて、これまでの経緯等にとらわれず見直すことが重要である。
----------------	---

措置等の内容 (担当機関)	地域に密着し、地元利用者が多い創造館の地元市への移管は、地元市の厳しい財政状況等もあり早期の移管は困難ですが、引き続き地元市に施設の移管を打診してまいります。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	平成 25 年 2 月に策定した「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』(平成 25 年改訂版)」において、「創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。」としており、引き続き地元市(飯田市・佐久市)に対して、施設の移管を打診している。

この措置状況に対する意見について、「(9) 監査の結果及び意見 ①創造館のあり方の明確化(意見)」を参照のこと。

② 選定委員会の委員構成について【意見】

監査の結果等 (要旨)	創造館のような文化施設の場合、サービスの内容や文化芸術振興策の内容等に関して、より定性的な評価が必要となることから、該当する分野に知見を有する外部委員の増員を検討することが望ましいものとする。また、創造の森文化公園としての創造館の位置付けを重視するのであれば、内部委員であっても、都市計画課の職員も委員とすること等も望ましいものとする。
措置等の内容 (担当機関)	平成 24 年度からの新たな指定管理者の選定に当たり、指定管理者選定委員会の外部委員を1名から3名に増員するとともに、都市計画課の職員を内部委員としました。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	3名の外部委員と都市・まちづくり課職員を含む県職員 2 名の計5名の委員により、指定管理者選定委員会を設置している。

措置状況を確認している。

③ 指定管理料の算定は適切か～指定管理料の上限額の設定について～(飯田創造館)【意見】

監査の結果等 (要旨)	平成 19 年度及び平成 20 年度の指定管理業務に係る収支差額は 6,000 千円を超える赤字となっている。また、平成 21 年度より新たな指定管理期間となったが、この水準が継続している(平成 21 年度: 26,709 千円)。平成 21 年度以降の指定管理期間における指定管理者の公募に際して、マイナスの収支差額が生じている実績について、どの程度、原因の把握がなされ、指定管理料の上限額の設定に反映されたか疑問である。指定管理者の公募に際しては、実績額を精査し、潜在的な指定管理者が排除されないよう、指定管理料の上限額を設定する必要がある。
措置等の内容 (担当機関)	平成 24 年度からの新たな指定管理者の公募を行うに当たり、現在の指定管理者の収支実績額の内容を精査した上で、指定管理料の上限額を設定しました。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	平成 30 年度からの現行の指定管理に当たっても、その際の指定管理者の収支差額の内容を精査・確認した上で、指定管理料の上限額を設定しました。

措置状況を確認している。

④ 施設の管理運営は適切か～館長室の利用について～(佐久創造館)【指摘】

監査の結果等 (要旨)	館長室は条例上、貸出対象となっていないが、現在、館長室として利用しておらず、空室となっていることから、他の貸室が満室の場合、無料にて利用させている実態が数件あった。今後、施設の貸出しについては、条例に定めた範囲にて行い、利用者間の公平性等を損なわないよう適切な運用を徹底する必要がある。
措置等の内容 (担当機関)	今後の施設貸出しについては、館長室の貸出しを含め、利用者の公平性等を損なうことのないよう適切な運用を図るよう指導を徹底しました。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	貸出対象範囲以外を貸し出し、利用者の公平性等を損なうことのないよう、適切な運用を図るよう指導しています。

措置状況を確認している。

⑤ 施設の収支状況について～本社経費の取扱いについて～(創造館共通)【指摘】

監査の結果等 (要旨)	本社経費として認める範囲等について、所管課から指定管理者に対して指示等がなされていないことから、各指定管理者の裁量で計上されている。基本協定書において、剰余金の返還規定があるが、本社経費が各指定管理者の裁量で計上できる場合、指定管理業務にて生じた剰余金を正確に把握することは困難である。早急に、本社経費の考え方を全庁的に整理するとともに、指定管理者に通知する必要がある。
措置等の内容 (担当機関)	本社経費に係る実態について把握した結果、本社経費の計上方法について、施設や指定管理者によって法則性は認められませんでした。本社経費として認める範囲と限度額を示すことは困難であると考えますが、今後は年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認することとします。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	年度当初の収支計画の提出時と年度終了後の事業報告の提出時に本社経費の額とその積算根拠を指定管理者に明示してもらい、確認しています。

この措置状況に対する意見について、「1. 文化会館(10) 監査の結果及び意見 ①本社経費の取り扱い(意見)」を参照のこと。

⑥ 指定管理者による自己評価と県によるモニタリング～自己評価の評価項目について～(創造館共通)【意見】

監査の結果等 (要旨)	県は、モニタリングの一環として、事業報告書とともに、「自己評価・チェックリスト」の提出を毎年度受けている。この「自己評価・チェックリスト」は、一部に自己評価の項目とする意義の薄い評価項目が存在したり、どちらの創造館でも共通的に設定されても良い評価項目が、一方の創造館のみに設定されているもの等がある。この「自己評価・チェックリスト」の提出を受けて、県がどのように評価するかが明確に位置付けられていないため、結果的に、活用がなされていない。今後、評価項目を見直し、実態に即した評価項目とするとともに、その評価結果を県のモニタリングに活かすよう、業務の中でルール化する必要があるものとする。
措置等の内容 (担当機関)	平成 22 年度の実績評価から、提案内容及び事業計画と実績が比較検討できるように「自己評価チェックリスト」の項目の見直しを行いました。指定管理者の自己評価に基づく実績評価を行い、その結果について指定管理者と協議し、指定管理期間中の事業計画に反映させることとしました。(生活文化課)
現在の措置状況 (担当機関)	平成 22 年度の包括外部監査を踏まえて見直した「自己評価チェックシート」に基づき例年ヒアリングを行い、指定管理期間中の事業計画に反映しています。チェックシートにおいて、提案内容や事業実績と比較が可能となり、目標に対する達成状況や事業の進捗状況等が把握でき、改善点等が顕在化し、計画への反映が可能となった。

措置状況を確認している。

(9) 監査の結果及び意見

① 創造館のあり方の明確化(意見)

平成 22 年度包括外部監査での意見とその後の措置状況(再掲)

① 創造館の位置付けの明確化について【意見】	
監査の結果等 (要旨)	施設の所在地を中心とする地元の利用者が主体であること自体は、必ずしも施設の存在意義を低めるものではないが、一方で、広域行政を担うべき長野県が、厳しい財政状況の中、運営費を県費で賄うべき施設かどうかは疑問の余地がある。また、飯田創造館及び佐久創造館ともに、設置後 30 年程度が経過しており、設備の老朽化が進んでいる。今後、県の文化施策の中における創造館の位置付けを見直し、その際、地元の市(飯田市、佐久市)への移管等も含めて、これまでの経緯等にとらわれず見直すことが重要である。
措置等の内容 (担当機関)	地域に密着し、地元利用者が多い創造館の地元市への移管は、地元市の厳しい財政状況等もあり早期の移管は困難ですが、引き続き地元市に施設の移管を打診してまいります。(生活文化課)

現在の措置状況(担当機関)	平成 25 年 2 月に策定した「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』(平成 25 年改訂版)」において、「創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。」としており、引き続き地元市(飯田市・佐久市)に対して、施設の移管を打診している。
---------------	---

平成 22 年度の包括外部監査では、創造館について、県の文化施策の中における創造館の位置付けを見直し、地元の市(飯田市、佐久市)への移管等も含めて、これまでの経緯等にとらわれず見直すことが重要であるとの意見が出されている。

県が平成 25 年 2 月に策定した「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』(平成 25 年改訂版)」において、「創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。」としている。また、県が平成 29 年 3 月に策定した「長野県ファシリティマネジメント基本計画」においても、創造館は、「地域に密着した施設であるため、移管に向けて、他の県有施設の整備と合わせ総合的に移管先との協議を進めます。」としている。

創造館について県は、従前より地元市(飯田市・佐久市)に移管を打診しているが、具体化はしておらず、将来のあり方が確定していない状態が継続している。

「長野県ファシリティマネジメント基本計画」では、ファシリティマネジメントを推進するための 4 つの柱を設定しており、その一つとして県有施設の長寿命化を掲げている。老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進するため、平成 32 年度末までに、中長期修繕・改修計画(個別施設計画)を策定するとしている。長寿命化について、文化会館は、「施設アセスメント」の結果、いずれも「維持」と評価されており、それぞれの管理の方向性に基づき、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進するとしている。一方、創造館は、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」において長寿命化に言及されていない。

創造館は、将来のあり方が確定していないことから、長寿命化への対応が未確定となっている一因と考える。当面は県所有の公の施設として継続していくことになるが、長寿命化への対応を含め、将来のあり方を速やかに確定しておく必要がある。

② 佐久創造館の施設・設備の老朽化対策(意見)

佐久創造館は開館から 38 年、飯田創造館は 39 年が経過しており、施設・設備の老朽化対策や、社会環境の変化等に伴う施設・設備のあり方の見直しが課題となっている。

佐久創造館の現地監査を行った結果、施設・設備について次の課題が生じていることを確認した。

○ 談話室

空調がなく夏と冬の利用は厳しい。屋根のひび割れもあり雨漏りもするが、改修が後回しになっている。

○ 冷房

暖房は全館一斉に入るが、冷房は 1 年で 1 部屋ずつ設置している状況。104 号室、202 号室、206・207・208 号室は冷房が未設置である。

○ 暖房

ボイラー暖房は 37 年経過して劣化が進んでおり、いつ故障してもおかしくない状況。蒸気漏れを起すこともある。蒸気もれにはその場その場で対応しているが天井や壁の所々にシミができています。

○ 放送設備

35年経過しており、いつ故障するかわからない。

佐久創造館は、県有施設耐震化整備プログラムに基づき平成27年度に耐震改修工事を実施しており、一定の安全性は確保されているが、附属設備の見直しや整備には十分に手が回っていない状況である。

表3は、創造館の指定管理者が負担している修繕費の推移を示したものである。佐久創造館は、3.6百万円前後の修繕費を毎年度負担しているが、ボイラー暖房など施設の安全性に関わる附属設備の不具合も見受けられる。

県が佐久創造館の指定管理者と締結している長野県佐久創造館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第7条では、原則として100万円以上の修繕業務は県が自らの責任と費用において実施するものとされている。そのため、100万円未満の修繕業務は指定管理者の負担で実施することになる。

財産活用課が示している基本協定書の標準フォーマットでは、指定管理者の負担で実施する修繕業務の金額の範囲までは定めておらず、指定管理者が負担する修繕業務の金額範囲は、施設の状況を踏まえ、所管課が決定するべきものとする。

施設の老朽化が進む創造館について、100万円未満の修繕業務を指定管理者の負担とすることについて、現状に即した対応として最適なものを改めて検討する必要がある。

表3 創造館の指定管理者が支出している修繕費の推移

（単位：円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
佐久創造館	3,558,187	3,660,674	3,660,090	3,651,332	3,658,778
飯田創造館	1,176,955	1,204,416	1,245,348	1,620,043	619,920

（出典：指定管理者作成資料）

③ 専門性を有する人材の確保・育成（意見）

「長野県文化芸術振興計画」において県は、文化会館と創造館について次の方向性を示している。

- 劇場法の趣旨を踏まえ、地域の文化芸術活動を支える拠点施設として、多様な文化芸術の鑑賞機会の提供・創造、文化芸術を創り・支える人材の育成等の中核的な役割を果たす。
- 県民ニーズに応える幅広い分野の芸術性の高い公演を開催するとともに、県民の芸術文化活動への支援、地域の特色ある取組の発信・発表の機会の提供等を実施し、多様な文化芸術に親しむことができる環境づくりを進める。
- 市町村文化施設との連携を推進するとともに、地域へのアウトリーチ活動を推進する。
- 企業・地域との連携を推進し、自主財源の確保を図る。
- 優れた文化芸術作品を鑑賞する場に加え、くつろげる場の提供、周辺環境との調和など施設全体の魅力アップに努める。

「長野県文化芸術振興計画」は、文化会館だけではなく創造館にも県全体の文化芸術の振興を図るための役割を担うことを期待しているが、そのためには人材の確保・育成が重要となる。

表4は、佐久創造館の件数費の推移であるが、件数費はほぼ横ばいで推移している。佐久創造館については、財源に限りがある現状で、いかに人材の育成を図っていくのかが大きな課題となっており、人材育成にあたっては、当面の財源の確保などについて県が一定の役割を果たす必要があると考える。

また、飯田創造館については、文化会館の指定管理者を務めている文化振興事業団が指定管理者を務めているが、当施設においても人材の確保・育成が大きな課題と思われる。飯田創造館は指定管理期間を1年として毎年度指定管理者の公募を行っている。指定管理期間を1年としているのは、創造館の将来のあり方が定まっていなかったことが大きく影響していると思われるが、指定管理者にとっては、中長期的な視点で人材の育成を図っていこうとする姿勢は保ちづらく、勤務しようとする側においても、中長期的に勤務することが可能なかが不透明であり、このことは人材の育成や確保に少なからずマイナスの影響を与えている可能性がある。

「①創造館のあり方の明確化（意見）」で述べたように、県においては、創造館について地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方を見定めていく必要がある。

表 4 佐久創造館の人員費推移

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人員費	18,340	18,697	18,891	18,800	19,000

表 5 創造館の職員の配置状況

(単位:人)

	区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
佐久創造館	館長	1	1	1	1	1
	企画運営担当	1	1	1	1	1
	指導員	3	3	3	3	3
	事務員	3	3	3	3	3
	保守管理	1	1	1	1	1
	清掃員	3	3	3	3	3
	合計	12	12	12	12	12
飯田創造館	常勤職員	7	7	7	7	7
	非常勤職員	0	0	0	0	0
	合計	7	7	7	7	7

(出典:佐久創造館:フードサービスシナワ作成自己評価チェックリスト)

④ 自主財源の確保（意見）

「長野県文化芸術振興計画」は、「第 7 文化芸術行政の推進拠点・推進体制」において、県文化施設等の機能強化として、文化会館は、企業・地域との連携を推進し、自主財源の確保を図るとしている。

自主財源の確保のためには、創造館の役割、なすべき事業を明確にしておく必要があり、このことについて県は対応を明確にしておく必要がある。

⑤ 佐久創造館の食事・喫茶スペースの取り扱いの見直し（意見）

佐久創造館 1 階に食事・喫茶スペースがある。開館当時はレストランとして活用されていたが、利用者の減少により平成 18 年 9 月に事業者が撤退している。その後、指定管理者が営業を引き受けたが、採算が合わず、数年で営業を中止している。

このスペースは現在、佐久創造館の利用者の食事スペースとして利用されており、イベントがある際にコーヒー等の提供を行い、軽食の販売を行うこともある。

この食事・喫茶スペースは、佐久創造館の指定管理業務の範囲に含まれておらず、長野県駒場公園の目的外使用として、指定管理者である株式会社フードサービスシナワ社が使用許可を受け、使用

料 154,569 円（平成 30 年度年額）を県に支払っている。

平成 30 年 3 月 15 日付で県から同社に通知されている都市公園使用許可書によると、当該スペースで許可されている行為はレストラン営業とされているが、レストランを営業することは現実的に難しいとのことである。ただし、駐車場から佐久創造館入口までの導線上にあることから人の流れはあり、レストラン以外の活用方法は十分に考えられる。そのため、指定管理業務の範囲に含め、指定管理者に活用方法を委ねることのほうがより有効に活用される可能性がある。

県は、食事・喫茶スペースの取り扱いを見直すことが望ましい。

⑥ 佐久創造館における他施設との連携（意見）

長野県駒場公園には、長野県創造館のほかに次の施設が設置されている。

- | | |
|------------------|------------|
| ・屋内温水プール、屋外流水プール | ・エントランス広場 |
| ・テニスコート | ・ピクニック広場 |
| ・多目的ひろば | ・駐車場 |
| ・弓道場 | ・佐久市立近代美術館 |
| ・ギリシャ劇場 | ・佐久市立図書館 |
| ・健康の森 | ・中央広場 |
| ・子供広場 | |

上記施設のなかでも佐久市立近代美術館及び佐久市立図書館は、佐久創造館と同様の社会教育施設であり、連携が期待される。

指定管理者は佐久市の文化施設環境会議に出席しており、佐久市立近代美術館とは情報交換を行い、佐久市立図書館とは絵本題材の演劇を来年度実施するなど連携を模索している。

美術館や図書館が隣接し、連携が期待できるのは佐久創造館の特色の一つと考えられる。しかしながら、その特色や連携の内容を外部者が把握できる仕組みが整っていない。

平成 29 年度の状況をみると、指定管理者が県に提出している平成 29 年度長野県佐久創造館管理計画書及び平成 29 年度長野県佐久創造館管理報告書、県が行う指定管理者に対する評価結果（指定管理者制度導入施設の管理運営状況）には他施設との連携に関する記載は見受けられない。

県においては、指定管理者に対して、他施設との連携がより活発化するよう促すとともに、その内容や結果を公表する仕組みを構築することが望ましい。

Ⅱ. 固定資産台帳の整備状況及び活用に関する結果及び意見

1. 固定資産台帳の整備状況

(1) 固定資産台帳整備の背景

税金を活動資源とする地方公共団体の活動は、予算に関する議会での議決を通して議会による統制の下におかれている。このため、地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されている。

一方で、地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況の中、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の整備が推進されてきた。これは、発生主義によりストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握し、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することにより、中長期的な財政運営に活用しようとするものであり、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして位置づけられている。

この中でストック情報の総体的・一覽的な把握という面では、固定資産が地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠であり、固定資産に関する会計情報を整理して貸借対照表に計上することが必要となる。この点、地方公共団体では、従前より「地方自治法」に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えてきたが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産(固定資産)の運用管理、現況把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報は登録されていない。したがって、公有財産台帳では、財産をいつ・いくらで取得し、耐用年数は何年で、現在の価値はいくらなのかを把握することはできなかった。

このような状況を背景に、総務省より平成 26 年 4 月 30 日「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」が公表され、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。その後平成 27 年 1 月 23 日付け総務大臣通知(総財務第 14 号)により、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が示され、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間ですべての地方公共団体において固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し予算編成等に活用することが要請された。固定資産台帳の整備に関しては、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」で示された統一的な財務書類等の作成基準について、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示すものとして「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」が公表された。

固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数、償却額等のデータを網羅的に記載したものである。

固定資産台帳と公有財産台帳の相違点をまとめると以下になる。

固定資産台帳と公有財産台帳の主な相違点

固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有する全ての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産(固定資産)の適切な管理及び有効活用に役立つ。

公有財産台帳との主な相違点

各地方公共団体では、地方自治法で定められている公有財産の管理や決算の参考書類として作成される「財産に関する調書」の調製等のために、公有財産台帳を整備・管理しているところであるが、主に以下の点において固定資産台帳と相違する。

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心(道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある)	すべての資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	なし(原則)	あり
減価償却	なし	あり

別紙1

(出典:総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」)P30 別紙 固定資産台帳と
公有財産台帳の主な相違点)

(2) 固定資産台帳整備の目的

上述した「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き(以下手引き)」では、固定資産台帳整備の目的を以下のように整理している。

今後、すべての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要がある。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられる。上記の観点等から、固定資産台帳については、公表を前提とすることとしている。

さらに、固定資産台帳は、総務省が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することも考えられる。このように、固定資産台帳は、整備することが目的ではなく、整備後の同台帳の活用を念頭に置いて、整備を進めていくことが重要となる。

これをまとめると固定資産台帳整備の目的は以下の4項目となる。

- ・ 正確な財務書類作成のための補助簿として整備
- ・ 施設別・事業別等のセグメント別の財務情報による行政評価への活用
- ・ 公共施設の老朽化対策等に係る資産管理への活用
- ・ 公共施設等の維持、更新等に係る計画策定に活用

また、上記の目的を達成するために、固定資産台帳は更新されていくことが前提となっている。一度固定資産台帳を作成したとしても、毎年度適切に更新されなければ、固定資産台帳の情報と施設の実際の状況に乖離が生じてしまい、金額情報も含めた資産のデータベースとして、資産管理や公共施設マネジメント等に活用することはできないこととなる。

長野県においては平成14年度から27年度決算まで、旧モデル(「総務省方式改訂モデル」)による財務書類の作成・開示が行われてきたが、上記の固定資産台帳整備の手引きに基づき、固定資産台帳の整備に着手し、平成28年度末の固定資産台帳が平成30年3月に整備された。また、その後継続して固定資産台帳の更新が予定されている。

なお、平成28年度固定資産台帳については、整備されたものの公表されておらず、有意義な情報発信となるよう現在、公表に向けて検討を進めているところである。

(3) 県の固定資産台帳整備方針・整備状況

総務省が公表した「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」と長野県が策定した「長野県固定資産台帳整備方針」の項目を比較した結果は以下のとおりである(下線太字は両者が相違する部分又は県が選択適用した部分)。

項目	総務省	長野県
① 固定資産台帳の対象資産	原則すべての保有固定資産。 建設仮勘定、無形固定資産、リース資産なども含む。	原則すべての保有固定資産。 建設仮勘定、無形固定資産、リース資産なども含む。 <u>200万円未満の物品(総排気量1l以上の自動車を除く)、有価証券等の投資その他の資産や公営企業会計で管理する資産等については固定資産台帳の対象外。</u>
② 固定資産台帳の記載項目	① 基本項目(勘定科目、件名、取得年月日、取得価額等、耐用年数、減価償却累計額、増減異動後簿価(期末簿価)、数量((延べ床)面積)等)	① 基本項目(勘定科目、件名、取得年月日、取得価額等、耐用年数、減価償却累計額、増減異動後簿価(期末簿価)、数量((延べ床)面積)等)

項目	総務省	長野県
	② 追加項目	② 追加項目
③ 固定資産台帳の記載単位	記載単位としては、以下を判断基準とする。 ① 現物との照合が可能な単位であること ② 取替や更新を行う単位であること	記載単位としては、以下を判断基準とする。 ① 現物との照合が可能な単位であること ② 取替や更新を行う単位であること
④ 固定資産台帳の整備手順	整備手順を提示	平成 28 年度末時点の固定資産台帳については、スケジュールを作成し、平成 30 年 3 月末までに作成
⑤ 固定資産台帳の整備後の管理	固定資産台帳への反映頻度は ① 日々仕訳②期末一括仕訳を提示	固定資産台帳への反映頻度は ② 期末一括仕訳を選択
⑥ 固定資産台帳の整備後の管理:固定資産取得・除売却・寄付受	① 資産の棚卸(現物確認) ② 登録データの作成 ③ 公有財産台帳登録 ④ 執行データとの照合、寄附・寄贈の調査等 ⑤ 固定資産台帳登録(固定資産台帳にデータ取り込み等) ⑥ 固定資産台帳に反映	① 財政課が財務会計システムの歳出データより固定資産に関連する科目コードの内容を全て抽出 ② 各歳出の担当部署に対して資産情報等の入力を依頼 ③ 各担当部署では、固定資産に該当するか否か(資本的支出か、収益的支出か)を判断し、各情報をフォーマットに入力、提出 ④ 当該フォーマットを財政課が回収し確認後、固定資産台帳に反映 除売却・寄付受等は、財務会計システムのデータでは確認できない可能性があるため、別途担当部署に照会し、報告を受ける。

項目	総務省	長野県
⑦ 耐用年数の決定方法・減価償却方法	<p>償却資産については、毎会計年度減価償却を行うものとし、減価償却は、種類の区分ごとに定額法によって行う。</p> <p>償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該固定資産の当該会計年度期首における取得価額等に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とする。</p> <p>各会計年度の中途に取得した固定資産の減価償却費は、使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げない。</p>	<p>償却資産については、毎会計年度減価償却を行うものとし、減価償却は、種類の区分ごとに定額法によって行う。</p> <p>償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該固定資産の当該会計年度期首における取得価額等に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とする。</p> <p><u>各会計年度の中途に取得した固定資産の減価償却費は、翌会計年度から開始する。</u></p>
⑧ 収益的支出と資本的支出の区分	<p>修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかで判断をする。</p> <p>区分の判断は実務上困難な場合もあることが想定されることから、「法人税基本通達」第7章第8節の例示及び同通達で定める以下の規定を考慮して判断する。</p> <p>① 金額が60万円未満の場合、または② 固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができる</p>	<p>修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかで判断をする。</p> <p>区分の判断は実務上困難な場合もあることが想定されることから、「法人税基本通達」第7章第8節の例示及び同通達で定める以下の規定を考慮して判断する。</p> <p>① 金額が60万円未満の場合、または② 固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができる</p>

① 固定資産台帳の対象資産

1) 総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

「固定資産台帳は、すべての固定資産を1単位ごとに記載する台帳であって、原則としてすべての保有固定資産について評価・整備するとともに、以後継続的に、購入、無償取得、除売却、科目の振替、減価償却費等を含む増減につき記録します。」(総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」P.3 IV 固定資産台帳の記載対象範囲 1 総則 18.) とされている通り、原則としてすべての保有固定資産が対象となる。そのため、建物等の有形固定資産以外にも、ソフトウェア等の無形固定資産やリース資産なども固定資産台帳の対象資産となる。

また、建設仮勘定(有形固定資産に区分される勘定科目で、その工期が一会計年度を超える建設中の建物など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目であり、当該有形固定資産が完成した時点で本勘定に振り替えられるもの)については、目的とする完成物を単位として建設仮勘定番号を付し、建設仮勘定台帳にその履歴を記録する。建設仮勘定台帳も固定資産台帳を構成する台帳として重要な情報となる。

2) 長野県固定資産台帳整備方針

長野県においては、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」をもとに「長野県固定資産台帳整備方針」を作成し、方針を定めている。

原則として県が所有するすべての固定資産を固定資産台帳の対象資産とし、以後継続的に、資産の購入、無償取得、除売却、科目の振替、減価償却費等を含む異動につき記載することとしている。よって、建物等の有形固定資産以外にも、ソフトウェア等の無形固定資産やリース資産なども固定資産台帳の対象資産になり、この部分は総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」と何ら変わらない方針である。

固定資産台帳の対象としない資産については、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」よりもより詳細な規定を定めており、別紙2「固定資産台帳の対象及び対象外資産の区分(案)」案で明示している。特徴的なところとしては、有形固定資産のうち物品(総排気量11以上の自動車を除く)及び無形固定資産について、200万円未満のものについては固定資産台帳の対象外としている点、有価証券等の投資その他の資産や公営企業会計で管理する資産については固定資産台帳の対象外とする旨を明示している点などが挙げられる。200万円という金額基準は長野県の財産管理事務における「重要物品」の定義である「200万円以上」の取扱いと整合を図り設定されたものである。

② 固定資産台帳の記載項目

1) 総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

「固定資産台帳の記載項目については、すべての地方公共団体において同台帳の整備を進める観点から、財務書類作成のための補助簿としての機能を有するための必要最小限の項目を基本とします。」（総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」P.2 III 固定資産台帳の記載項目 11.）とされている通り、固定資産台帳には必要最小限の項目を記載する。具体的には1資産単位ごとに、勘定科目、件名、取得年月日、取得価額等、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価額、数量（延べ床面積）等の情報を記載することになる。「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の別紙2「固定資産台帳の記載項目の例」において詳細に定められており、①基本項目と②追加項目に分かれている。追加項目については、公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加している。

2) 長野県固定資産台帳整備方針

長野県においては、基本的に別紙1「固定資産台帳の記載項目」に従って記載項目を定めている。記載項目としては総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の別紙2「固定資産台帳の記載項目の例」において定められている①基本項目、②追加項目に則り定められている。

③ 固定資産台帳の記載単位

1) 総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものである必要がある。①現物の確認が可能であり、かつ対応する価額を特定すること、②耐用年数が異なる場合に償却計算に対応できることが必要となる。そのためにも、記載単位としては、

- ・現物との照合が可能な単位であること
- ・取替や更新を行う単位であること

という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当である。（総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」P.7 V 固定資産台帳の記載単位）

2) 長野県固定資産台帳整備方針

長野県においては、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に則り同等の規定を設けている。具体的には上記総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の二つの原則をそのまま使用し、財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理としての趣旨に合致するものとなっている。

固定資産台帳の記載項目の例

別紙2

新地方公会計モデル (基準モデル・総務省方式改訂モデル)	
1	番号
2	枝番
3	
4	所属(部局等)
5	勘定科目(種目・種別)
6	件名(施設名)
7	リース区分
8	耐用年数分類(構造)
9	耐用年数
10	取得年月日
11	供用開始年月日
12	取得価額・取得価額相当額
13	
14	増減異動日付
15	増減異動前簿価
16	増減異動事由
17	今回増加額
18	有償取得額
19	無償所管換増分
20	その他無償取得分
21	調査判明増分
22	振替増額
23	評価等増額
24	今回減少額
25	除却額
26	無償所管換減分
27	その他無償譲渡分
28	誤記載減少分
29	振替・分割減額
30	減価償却額
31	評価等減額
32	増減異動後簿価(期末簿価)
33	
34	予算執行科目
35	用途
36	事業分類
37	開始時見積資産
38	各種属性情報
39	売却可能区分
40	
41	完全除却済記号
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	取得財源内訳
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	

①基本項目 (新地方公会計モデルに項目を追加)		項目の説明
番号	資産の番号	
枝番	同一の資産について計上を区分したい場合等の枝番	
所在地	資産の所在地	
所属(部局等)	資産を管理している主たる管理部署	
勘定科目(種目・種別)	適用する勘定科目	
件名(施設名)	資産の名称	
リース区分	所有物がリース資産であるかの区分	
耐用年数分類(構造)	適用する耐用年数の種類	
耐用年数	適用する耐用年数の年数	
取得年月日	取得した年月日	
供用開始年月日	供用開始した年月日	
取得価額等	取得価額等	
所有割合	当該資産について保有している所有権の割合	
増減異動日付	前年度から資産が増減した場合の日付	
増減異動前簿価	資産の増減を反映する前の簿価(期首簿価)	
増減異動事由	増減が異動した事由	
今回増加額	異動により増額した金額(18～23の合計)	
今回増加内訳		
有償取得額	有償で取得した増分の金額	
無償所管換増分	無償で所管換した増分の金額	
その他無償取得分	その他無償で取得した増分の金額	
調査判明増分	年度内調査により新たに判明した増分の金額	
振替増額	別科目から振替した増分の金額	
評価等増額	再評価等を行った増分の金額	
今回減少額	異動により減額した金額(25～31の合計)	
今回減少内訳		
除却額	除却した減分の金額	
無償所管換減分	無償で所管換した減分の金額	
その他無償譲渡分	その他無償で譲渡した減分の金額	
誤記載減少分	年度内調査により新たに判明した減分の金額	
振替・分割減額	別科目から振替した減分の金額	
減価償却額	当年度の減価償却費相当額	
評価等減額	評価等減額	
増減異動後簿価(期末簿価)	増減異動後簿価(期末簿価)	
会計区分	資産の会計区分	
予算執行科目	取得時の予算科目名(予算科目が複数に渡る場合もあるので、複数用意する)	
用途	資産の用途	
事業分類	使用されている事業分類名	
開始時見積資産	開始時の固定資産について、取得価額・取得価額相当額、取得年度が判明せず、直接開始簿価を評価した場合のフラグ	
各種属性情報	その他で管理すべき付加情報	
売却可能区分	売却可能資産であるか否かの区分	
時価等	売却可能資産の場合の売却可能額(その他の資産の場合、任意記録可)	
完全除却済記号	当該資産を売却した場合のフラグ	
数量((延べ床)面積)	資産の数量、(延べ床)面積	
階数(建物)	資産が建物の場合の階数	
地目(土地)	資産が土地の場合の地目	
稼働年数	資産の稼働年数	
目的別資産区分	目的別の資産区分	
減価償却累計額	減価償却費の累計額	
財産区分(行政財産・普通財産)	公有財産台帳上の財産区分	
公有財産台帳番号	公有財産台帳の番号とのリンク	
法定台帳番号	法定台帳の番号とのリンク	

②追加項目 (公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加)	
取得財源内訳	
耐震診断状況(建物)	
耐震化状況(建物)	
長寿命化履歴	
複合化状況	
利用者数(件数)	
稼働率	
運営方式	
運営時間	
職員人数	
ランニングコスト	

(出典:総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」)

P.31 別紙2 固定資産台帳の記載項目の例)

④ 開始時の固定資産台帳登録単位

1) 総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」V 固定資産台帳の記載単位 1 総則 36 において開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとしている。これは、公有財産台帳の整備目的と固定資産台帳整備目的が異なり必要な情報を把握することに制約があることから当該規定となっているものと考えられる。

2) 長野県固定資産台帳整備方針

長野県固定資産台帳整備方針 3 固定資産台帳への記載(2) 附属設備において、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」と同様の規定となっており、長野県における固定資産台帳は当該規定に準拠し整備されている。

ただし、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することと規定されており、長野県においても平成 28 年度以降新たに取得・更新したものについては、それぞれの単位ごとに登録するよう取り組んでいるところである。

固定資産台帳整備目的の 1 つである「施設別・事業別等のセグメント別の財務情報による行政評価への活用」として、後述する各施設に要する県の総費用、フルコストに基づく管理のためにも、固定資産台帳の精緻な整備が必要であり、県の取り組みは当該趣旨に合致するものである。

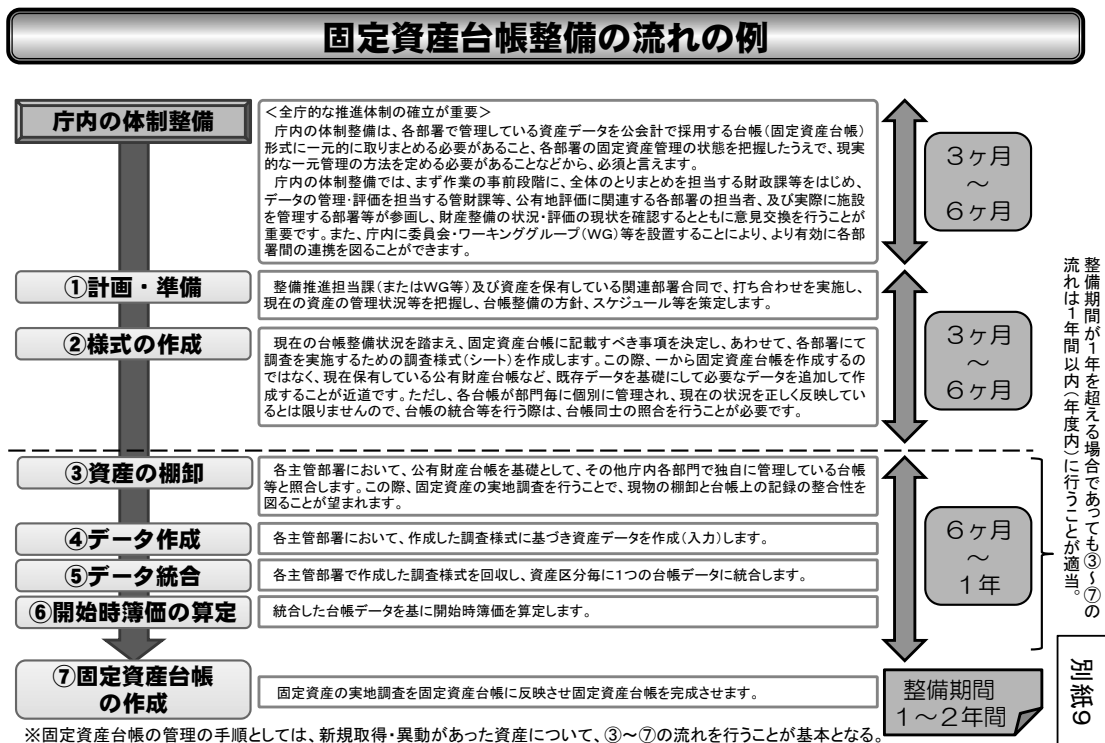
⑤ 固定資産台帳の整備手順

1) 総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

「固定資産台帳の整備にあたっては、その記載対象となる資産は、現状でも公有財産台帳といった各種台帳で管理されているものもありますので、作業の効率化を図る観点から、一から同台帳を作成するのではなく、可能な限り既存の公有財産台帳等から得られる情報を整理して整備することが考えられます。」(総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」P. 25 VIII 固定資産台帳の整備手順 1 総則 111.) とされ、公有財産台帳等の各種台帳の活用を示している。また、庁内の体制整備・連携体制の重要性や委員会・ワーキンググループの創設が有効である旨が記載されている。

具体的な固定資産台帳の整備手順の実務については、基本的には、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」P. 40 別紙 9 固定資産台帳整備の流れに従い、以下の段階に分かれることが想定される。

- ① 計画・準備
- ② 様式の作成
- ③ 資産の棚卸
- ④ データ作成
- ⑤ データ統合
- ⑥ 開始時簿価の算定
- ⑦ 固定資産台帳の作成



(出典:総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

P.40 別紙9 固定資産台帳整備の流れ)

2) 長野県固定資産台帳整備方針

長野県では、成28年度において固定資産台帳を作成・整備後、当該固定資産台帳を管理・更新している。平成28年度の固定資産台帳の作成スケジュールは以下の通りとなる。平成28年度の固定資産台帳は平成29年4月から1年間をかけて整備するスケジュールとなっている。また、29年度以降も年度終了後1年間をかけて当該年度の固定資産台帳を整備する方針である。

総務省が提示している固定資産台帳整備の流れに従い実施期間を整理すると以下の通りとなる。

- ① 計画・準備—H29. 4～6
- ② 様式の作成—H29. 4～6
- ③ 資産の棚卸—H29. 7～9
- ④ データ作成—H29. 10～11
- ⑤ データ統合—H29. 12
- ⑥ 開始時簿価の算定—H30. 1～2
- ⑦ 固定資産台帳の作成—H30. 1～2

⑥ 固定資産台帳の整備後の管理：固定資産取得・除売却・寄付受のデータ収集方法

1) 総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

資産の取得・異動があった場合、以下の手順で固定資産に反映されるものと想定される。

- ① 資産の棚卸（現物確認）
- ② 登録データの作成
- ③ 公有財産台帳登録
- ④ 執行データとの照合、寄附・寄贈の調査等
- ⑤ 固定資産台帳登録（固定資産台帳にデータ取り込み等）
- ⑥ 固定資産台帳に反映

また、固定資産台帳への反映頻度は以下の2パターンがある。

・「日々仕訳」：

仕訳の発生の都度、固定資産台帳に登録すること

・「期末一括仕訳」：

日々の執行データは既存の財務会計システム等に蓄積し、そのうち資産に係る必要な情報が公有財産台帳に蓄積され、期末に一括仕訳を行った後に固定資産台帳に登録をすること。

新規に取得または異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、会計年度末の状況を把握することが適当である。また、整合を図る観点から、期末に固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているかの確認が必要となる。

固定資産の増加及び減少には以下のような理由に分類される。

【固定資産の増加（例示）】

- ① 新規有償取得
- ② 一部増加有償取得（改良、改造、付加等）
- ③ 建設仮勘定から本勘定への振替受

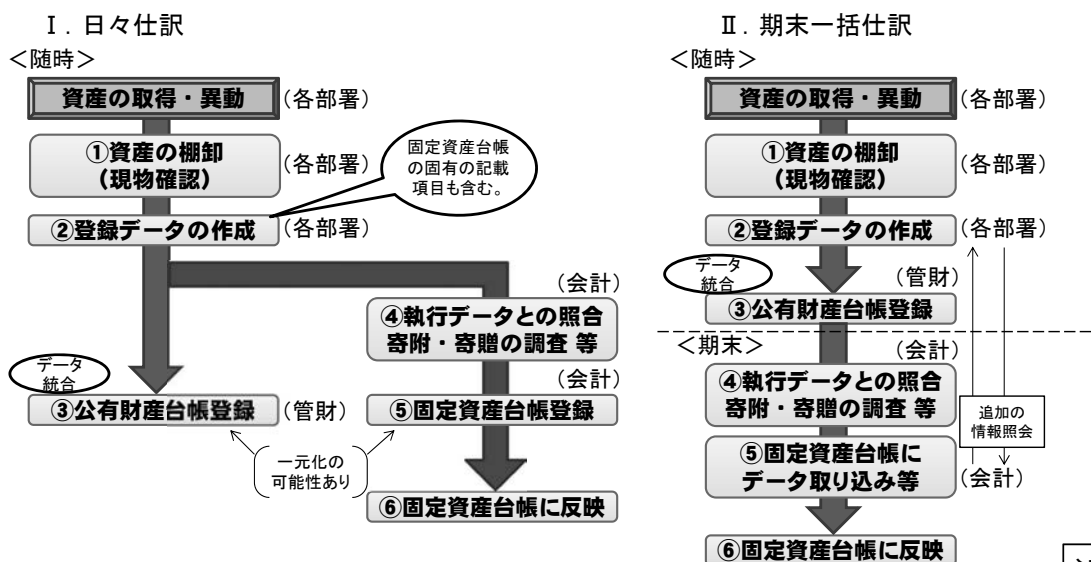
- ④ 無償所管換受
- ⑤ 交換受
- ⑥ 寄付受け

【固定資産の減少（例示）】

- ① 売却
- ② 破損・滅失・取替等による除却（全部除却、一部除却）
- ③ 無償所管換出
- ④ 交換出
- ⑤ 寄付出

固定資産台帳管理（毎年）の流れの例

※公有財産台帳の整備が前提



※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。
 ※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

別紙10

（出典：総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

P41 別紙10 固定資産台帳管理(毎年)の流れの例)

2) 長野県固定資産台帳整備方針

前年度末の固定資産台帳に当該年度の固定資産の増減を登録し、当該年度末の固定資産台帳を作成する。

その際、期末一括仕訳により反映している。日々の執行データは既存の財務会計システム等に蓄積し、そのうち資産に係る必要な情報が公有財産台帳に蓄積され、期末に一括仕訳を行った後に固定資産台帳に登録をする。

具体的には、固定資産の通常の取得については財政課が財務会計システムの歳出データより固定資産に関連する科目コードの内容を全て抽出し、各歳出の担当部署に対して資産

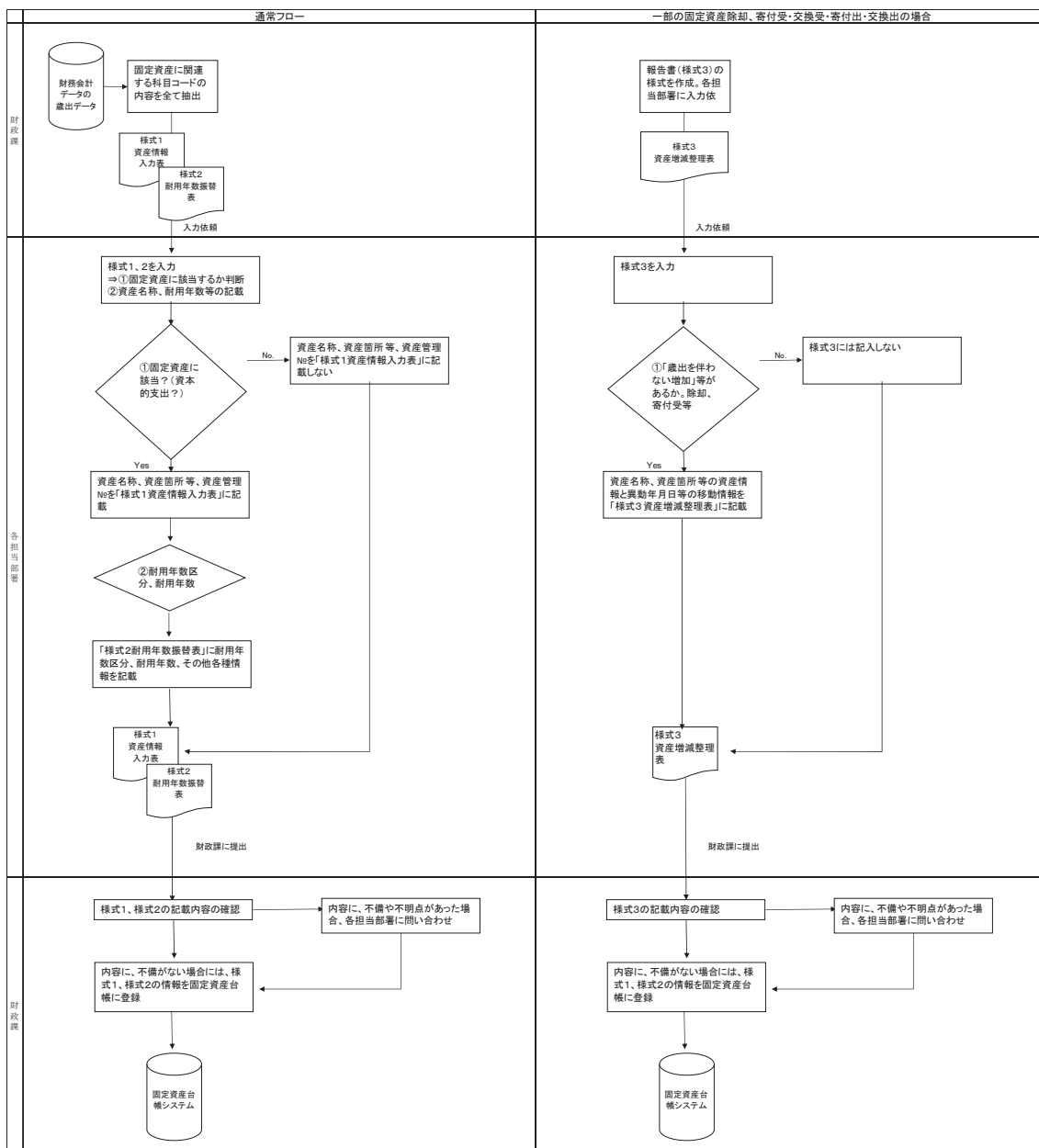
情報の入力を依頼する。各担当部署では、固定資産に該当するか否か（資本的支出か、収益的支出か）を判断し、固定資産にあたる場合には資産名称、資産箇所等、資産管理 No.（複数の支出として登録されているものを1つの固定資産として登録する場合の管理 No.）を付す。各担当部署は所定のフォーマットに資産管理 No. ごとに資産完成年度、供用開始年度、他台帳区分、他台帳番号（公有財産台帳との紐付けのための情報）、耐用年数区分、耐用年数等を付す。各担当部署で上記情報が記載されたフォーマットを財政課が回収し確認後、固定資産台帳に反映させる。

除売却については、財務会計データでは確認できない可能性があるため、別途各担当部署に報告を依頼し、その報告をもとに固定資産台帳から抹消する。

寄付受・交換受・寄付出・交換出についても、財務会計データでは確認できないため、別途各担当部署に報告を依頼し、その報告をもとに固定資産台帳に記載する。

また、上記担当部署からの情報のうち、資産完成年度が将来の年度の場合、建設仮勘定に計上することとし、建設仮勘定台帳で管理を行い、資産の完成年度に固定資産台帳に載せ替えを実施する。

【県における固定資産の増減登録手順】



(出典:担当課からのヒアリングを基に監査人作成)

なお、固定資産の通常取得について財務会計データの歳出データについて、「歳出 仕訳変換表」を入手し、固定資産に関連する科目コードの内容が正しく抽出されているかを確認した。その結果、「修理代」、「庁舎等修繕費」などの固定資産に関連する科目コードのみならず「他に属さない需用費」などのいわゆるその他に該当するような科目や、各課で自由設定ができるコードについても全て抽出するように設定されており、正確性・網羅性が担保された手続きとなっていることを確認した。

また、各担当部署での固定資産に該当するか否かの判断から、各担当部署で各種情報を記載したフォーマットが財務課により回収され、固定資産台帳に反映されるまでの流れにつ

いて、資産 No. 1095、車両及び運搬具、取得価額 1,008,187 円の「マツダ デミオ 1290 cc」をサンプルとして確認を行った。各資料の整合等不合理な点はなく、適切に各部署から情報を収集し固定資産台帳に記載していることを確認した。

⑦ 耐用年数の決定方法・減価償却方法

1) 総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

「償却資産については、毎会計年度減価償却を行うものとし、減価償却は、種類の区分ごとに定額法によって行うもの」（総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」P.9VI 減価償却・耐用年数等 42）とされている。

償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該固定資産の当該会計年度期首における取得価額等に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額となる。償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。）に従い判断され、以下の総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」別紙 3、4 のとおりとなる。

原則としては上記の通り当該会計年度期首における取得価額を対象として減価償却額を計算するため、当該会計年度内に取得した固定資産は翌会計年度から償却計算を実施することになるが、別途、各会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却については、使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げない旨の規定をしている。

各有形固定資産に対する減価償却累計額は、原則として当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する（間接法の適用）。また、各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示することができる（直接法の許容）。ただし、この場合、当該減価償却累計額を当該各有形固定資産の科目別に、または一括して注記しなければいけない。なお、無形固定資産については、直接法によって行うこととする。

償却資産について、耐用年数を経過した後においても存する場合は、原則として備忘価額 1 円（残存価額なし）を計上する。ただし、無形固定資産については、備忘価額は計上しない。

2) 長野県固定資産台帳整備方針

長野県においては、基本的には上記総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に則り方針を定めている。また、償却額計算の開始時期については、「各会計年度の中途に取得した固定資産の減価償却費は、翌会計年度から開始する。」と規定し、原則通りの処理を選択している。

⑧ 収益的支出と資本的支出の区分

1) 総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

「有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上」（総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」3 資本的支出と修繕費の区分 40.）することとなる。

また、この判断は実務上困難な場合もあることが想定されることから、「区分基準」を内部で策定し運用することが適当とされている。また、「法人税基本通達」第7章第8節の例示を参考に判断することも示されている。また、区分が不明な場合、同通達において、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができることが規定されている。

また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したのものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行っていくこととしている。

2) 長野県固定資産台帳整備方針

長野県では、「長野県固定資産台帳整備方針」3 固定資産台帳への記載 (6) 償却資産の修繕費等において、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」と同等の内容の方針を規定している。

・固定資産台帳整備開始時

「長野県固定資産台帳作成要領（開始時）」に基づき、各担当課が入力した情報を固定資産台帳に登録している。平成27年度以前の固定資産情報について、過去の情報が正確に把握できないものも多くあるなかで、当該方針は一定の合理性があり、固定資産情報を正確に把握できない中では、認められる範囲内での方法であると思料される。総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」と同等の内容の方針を規定している。

（4）監査の結果及び意見

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき平成27年度から平成29年度までの3年間で固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成することが求められ、固定資産台帳を整備したところである。固定資産台帳の整備は制度として始まったばかりであることから、制度開始時には多くの課題はあり、それは長野県に限らず他の自治体も同様である。以下に固定資産台帳の整備及び固定資産台帳を活用した管理に対して意見を記載しているが、改善には一定程度の時間を要するものであり、長期的に改善が望まれる点を意見として記載している。

① 固定資産台帳の記載項目における「追加項目」の整備について((3) ②に対応)(意見)

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では固定資産台帳記載項目として①基本項目、②追加項目を定めている。追加項目については、公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加項目としており、今後の固定資産台帳の活用を考慮すると重要な情報になってくることが想定される。長野県も総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に従った記載項目を定め、固定資産台帳を作成している。しかし現状、長野県では②追加項目は欄があるだけで情報の整備が未了の状況である。(2)で触れたように、固定資産台帳整備の目的のひとつとして「公共施設の維持、更新に係る計画策定に活用」が掲げられており、今後情報の充実を図り公共施設マネジメントに活用すべきである。また、情報収集には各部署への情報請求やヒアリング等を伴う可能性も想定され、一定程度の時間が必要となるため、情報収集のスケジュールを策定し計画的に情報を整備することが必要であると考え。

② 固定資産台帳整備の適時性について((3) ⑤⑥に対応)(意見)

(3) ⑤で触れたように、平成 28 年度の固定資産台帳は会計年度終了後 1 年をかけて整備されており、その具体的な作成プロセスは以下のとおりである。

【平成 28 年度の固定資産台帳作成プロセス】

新地方公会計(平成 28 年度決算) スケジュール

		固定資産台帳	財務会計 データ	その他関係 データ	連結財務諸表
出納 整理 期間 H28	H29.4 月	【H27 未開始時】内容確認数値調整 【H28 異動分】照会様式等検討			
	H29.5 月	↓			
	H29.6 月	↓			
	H29.7 月	【H28 異動分】 部局説明会・照会			
	H29.8 月	↓			
	H29.9 月	↓			財政課作業
	H29.10 月	確認・調整	照会		照会

	固定資産台帳		財務会計 データ	その他関係 データ	連結財務諸表
H29.11 月	↓	確認・調整		確認・調整	関係団体 照会
H29.12 月	データ統合				確認・調整
H30.1 月	固定資産台帳・財務諸表作成 ・財務会計データ自動仕訳結果の異常値調整、資産関連支出の手動反映				
H30.2 月					
H30.3 月	公表				

また、平成 29 年度以降も年度終了後 1 年間をかけて当該年度の固定資産台帳を整備する方針であるが、このような県の現状の年度末固定資産台帳整備スケジュールでは、財務書類の補助簿としての固定資産台帳は適時に作成されておらず、行政評価を適時に実施することも予算編成に活用することもできていない。

適時に固定資産台帳を整備することができていない原因として、固定資産台帳作成を財政課で実施しているところ、予算編成の業務との掛け持ちのため、固定資産台帳整備に多くの時間を割くことができず固定資産台帳作成のスケジュールが遅くなっていることが考えられる。しかし、固定資産台帳を今後活用し、資産の適切な管理やセグメント分析を適時に行っていくためには、固定資産台帳の整備も適時に完了する必要がある、そのため、固定資産台帳作成の体制整備や、固定資産台帳作成の効率化を検討する必要がある。参考までに、企業会計を例にとると上場会社は固定資産台帳をもとにした情報を含め財務諸表を年度終了後 1 か月半で開示することが求められている。

また、(3) ⑥で記述したように、固定資産台帳への反映方法として「日々仕訳」と「期末一括仕訳」の 2 種類があるが、日々仕訳を採用することにより、日々の仕訳が発生する都度固定資産台帳に適時に固定資産の増減が反映されることになる。適時な固定資産台帳の作成は固定資産台帳整備の目的の一つである行政評価や予算編成に資することから、将来的には日々仕訳による固定資産台帳登録の採用について検討することが望ましい。

③ 固定資産台帳の公表について（1.（2）に対応）（意見）

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」において、他団体との比較可能性を確保すること、民間事業者による PPP/PFI 事業への参入促進等の観点から、固定資産台帳については、公表を前提とすることとされている。

しかしながら、現在長野県では、固定資産台帳の整備は完了しているものの、公表には至っていない。これは、固定資産台帳上の全てのデータのうち、公表すべき情報の検討に時間を要しているためである。

このような理由もあり、固定資産台帳を公表している自治体は、少数であり、また公表している自治体のうち資産区分ごとの取得価額を公表するにとどまるところもあり、公表内容にばらつきがあるのが現状である。

このような状況ではあるものの、固定資産台帳を公表することで民間事業者によるPPP/PFIに関する積極的な提案を促進することや、未利用資産や売却可能な資産を明示することで民間事業者による買収を促進することで、公有資産の有効利用を図ることができる等の利点があることから、早期の公表に向けて、固定資産台帳の公表の目的を明確化し、目的に応じた情報を公表するよう検討することが望ましい。

④ 固定資産台帳の情報の活用について（(2) に対応）（意見）

固定資産台帳作成の目的として、手引きでは、施設別・事業別等のセグメント別の財務情報を示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげることを掲げているものの、現状、固定資産台帳の情報を利用したこれらの分析は実施していないことから、今後、手引き記載の活用方針に基づき固定資産台帳の情報を活用することが望ましい。

固定資産台帳を活用した事例として総務省より「財務書類等のその他の活用事例」が例示されており、当該事例を参考に固定資産台帳の活用を進めることが望ましい。

セグメント分析

【事例】発生主義コストに基づく使用料等設定及び改定基準（千葉県浦安市）

背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について（指針）」を策定

事例概要

- 指針に基づき、行政コストの検証、使用料等の改定検討を実施。

使用料等の算定方法

- ①【別表2】使用料等算定表にてコストを算定
- ②①のコストに【別表1】使用料等の公費・受益者負担（区分）基準の負担率を乗じ使用料等を算定※

【別表2】 [] 使用料等算定表

項目	金額
減価償却費（建物および備品）	
市債利子	
維持管理経費	
人件費（退職給付引当金、賞与引当金繰入額含む）	

- ※ ただし、基準のほか近隣市の水準考慮や、政策的判断もあり。
- ※ 激変緩和のため、1回の改正で、現行料金の1.5倍まで。
- ※ 使用料等は、指針に沿って原則3年に一度の見直しを基本とする。

【別表1】使用料等の公費・受益者負担（区分）基準

区分	内容	具体的事例	負担率
全面的に受益者が負担するもの	・特定の市民が対象であり、利用も特定されるサービス ・受益が特定されるサービス ・民間等と競合するサービス ・公営企業的なサービス	ケアハウス駐車場、自転車駐車場（指定有）、市営住宅駐車場、下水道、墓地公園、棧橋	100%
大部分を受益者が負担するもの	・一部の市民が対象であり、利用が特定されるサービス ・民間等と競合的なサービス	独居老人住宅 保育園、幼稚園	75%
公費と受益者で負担するもの	・全市民が対象が必要に応じて利用でき、広く地域の連帯・健康の増進や文化的生活に寄与するサービス ・民間等との競合性もあるサービス	保養所、自治会館市民プラザ、文化会館、自転車駐車場（指定無）、公民館、野球場、テニスコート他	50%
大部分を公費で負担するもの	・全市民が対象であるが、利用が特定されるサービス		25%
全面的に公費で負担するもの	・全市民が対象であり、広く地域の連帯・健康の増進や文化的生活に寄与するサービス	道路、公園、図書館等	0%

効果等

- 施設別行政コストの検証と使用料・手数料の改定
平成19年に施設別行政コストの検証と併せて、使用料・手数料の全体的な見直し検討を行い、文化会館等の文化施設及び総合体育館などのスポーツ関連施設の一部について見直し、使用料等の改定を実施。

（出典：総務省「財務書類等のその他の活用事例」

P5 セグメント分析）

資産の適切な管理

【事例】習志野市公共施設再生計画（データ編）との連携について（千葉県習志野市）

背景・目的

○公共施設の再生計画を策定するために固定資産台帳のデータ及び公会計のコスト情報を盛り込んだ事例

事例概要

番号	施設名	大久保小学校	
建物所在地	藤崎6-9-28	所管課	教育総務課
建物種別	小学校	(4)コミュニティ	藤崎
構造	再設価額	811,290,000 円	駅近圏 京成大久保駅
隣接施設	大久保児童会・大久保第二児童会	土地面積	14992.00 ㎡
		用途地域	第一種中高層住居専用
建物情報			
種名	延床面積	築年度	年度・耐用年数
教室舎	4,071 ㎡	1985	2015
西校舎	1,913 ㎡	1970	2020
体育館	875 ㎡	1959	1997
付属棟	52 ㎡	1971	2021
総延床面積	6,911 ㎡	凡例・耐用年数	■…鉄筋コンクリート造(50年)、●…鉄骨造(38年)、■…軽量鉄骨造・木造(22年)
バリアフリー			
入口スロープ	施設内段差なし	手すり	点字ブロック
			エレベーター
			オスライド・点字ブロック
			避難所
			AED設置
コスト情報			
種別	決算額	床面積㎡あたり	市民1人あたり
事業費	80,165,052 円	11,600 円/㎡	498 円/人
減価償却費	39,113,070 円	5,660 円/㎡	243 円/人
人件費	51,615,312 円	7,469 円/㎡	321 円/人
合計	170,893,434 円	24,728 円/㎡	1,062 円/人
			児童1人あたり
			77,982 円/人
			38,048 円/人
			50,209 円/人
			166,239 円/人
			構成比
			30%
			47%
			23%
			児童数(H23)
			1,028人
			基準人口
			(平成23年3月)
			160,991人

- **事業費**…複式簿記の仕訳後の科目で、所管課で予算措置した費用(直接事業費)と、所管課で予算措置がない場合であっても当該施設のコストと考えられる費用(間接事業費)を按分して計上しています。
- **減価償却費**…固定資産の中で、土地などの使用により価値の減少しないものを除いて、使用年数に伴って減少する資産の価値の減少分を計算したものを、減価償却費と言います。公会計の固定資産台帳に計上してある減価償却費を計上しています。
- **人件費**…職員、再任用職員、臨時的任用職員の各平均額、及び報償費、賃金、退職給付費用を計上しています。発生主義に基づく退職給付費用を算定しています。
- **決算額**…1年間にかかったコストを決算額として表示しています。

効果等

○ 公共施設再生計画(データ編)と公会計情報から得られるコスト情報を連携させることにより、資産の適切な管理、施設統廃合における運営費削減等の見える化、予防保全等に役立てることが可能となる。今後、公会計に対応した固定資産台帳と習志野市公共施設再生計画(データ編)は施設番号共用化などにより連携を強め、施設経営の判断指標とすることが今後の課題である。

(出典:総務省「財務書類等のその他の活用事例」

P2 資産の適切な管理)

⑤ 固定資産台帳と公有財産台帳等の一元化 ((2) に対応) (意見)

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き(以下手引き)」では、固定資産台帳整備の目的のひとつとして、固定資産台帳を「総務省が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用する」ことを挙げ、岩手県久慈市の公有財産台帳と一元化された固定資産台帳の事例を取り上げている。

資産の適切な管理

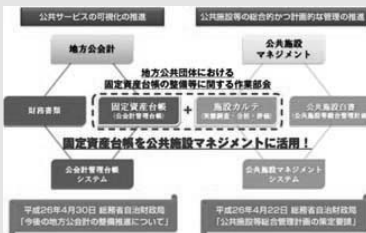
【事例】公共施設等総合管理計画の基礎情報としての活用（岩手県久慈市）

背景・目的

- 岩手県久慈市では、公有財産台帳と一元管理された固定資産台帳を整備しており、公共施設白書及び公共施設等総合管理計画策定の基礎情報として固定資産台帳情報を活用できる環境にあった。
- 平成26年4月22日の「公共施設等総合管理計画の策定要請」を受けて、固定資産台帳情報を活用した取り組みを進めることにより、効率的に公共施設等総合管理計画の策定を進めることとした。

事例概要

- 固定資産台帳を施設マネジメントに活用
- 棟単位の情報を施設単位に紐付け



「施設類型分類口座一覧表（固定資産台帳から抽出）」

大分類	中分類	小分類	口座番号	口座名称	所管部署
2 社会教育系施設	1 図書館等	1 図書館	1101	久慈市立図書館	図書館
				山形図書館	教育課図書室
	2 博物館等	1 博物館等	1128	三船十段記念館	三船十段記念館
			1114	郷土資料館(資料展示室)	教育課図書室
3 社会教育センター等	1 その他	1115	久慈高等職業訓練校(職業訓練センター)	商工観光課	

「施設類型分類毎施設調査シート一覧表（施設マネジメントのための調査）」

大分類	中分類	小分類	確認部署	施設調査シート										利用管理内容						
				施設名称	施設種別	棟名	棟種別	スペース	コスト	竣工	補修	大規模修繕	機能改善		老朽部修繕	運用状況	利用状況			
2	1 図書館等	1 図書館	図書館、教育課図書室	1-1	共通											Y030	D100	利用専款・利用待整		
				2-1	共通													Y030	M070	利用者数
				3-1	共通														Y030	M050

効果等

- 既存情報に基づき公共施設マネジメントの取り組みが進められるため、所管課の負担が軽減した。
- 公共施設マネジメント特有の情報(利用状況など)についても、今後システムによる情報蓄積を進める。

(出典: 総務省「財務書類等のその他の活用事例」)

P2 資産の適切な管理

県の各施設では、公有財産台帳を作成し、それに基づき資産管理をしているが、将来的には固定資産台帳で現物管理ができるよう公有財産台帳等の他の台帳との整合を図り、情報を統一化していくことが望ましい。財政課では固定資産台帳に公有財産台帳番号を付記し、財産活用課と連携して内容を確認することで、固定資産台帳と公有財産台帳相互の整合性の保持の取り組みを進めている。現行制度における各種台帳については、その目的や構造等において固定資産台帳と相違点も多いものの、将来的には一体的な管理を行えることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することを検討することが望ましい。

また、1.(3)①に記載のとおり県では有形固定資産のうち物品（総排気量 11 以上の自動車を除く）及び無形固定資産について、200 万円未満のものについては固定資産台帳の登録対象外としている。総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、金額基準の設定について各自治体にその判断は委ねられているところであるものの、現在の県の基準では保有している資産のうちごく一部しか固定資産台帳に登録されず、固定資産台帳の目的の一つである資産管理が十分に達成できるのか懸念が生じる。企業会計の実務では、多

くの企業が法人税法上の規定に基づき取得価額 10 万円以上を固定資産登録の対象としており、民間事業者で実施している資産管理の水準とも大きな乖離がある状況である。他の都道府県、市町村の例や企業会計の実務を参考に、見直しを検討する余地があると思われる。この点について、公有財産台帳や備品台帳等と一元化することで結果として固定資産台帳に登録される資産の範囲が広がり、固定資産台帳の目的の一つである資産管理目的が達成できることから一元化を見据えた固定資産台帳として整備することを検討することが望ましい。

2. 固定資産台帳の活用

(1) フルコスト計算

固定資産台帳が整備されたことで、従前では正確に把握することが困難であった「減価償却費」について、より正確かつ容易に把握することが可能となった。これは、各施設に要する県の総費用、「フルコスト」の把握がより正確かつ容易になったことを意味する。固定資産台帳整備目的の1つである「施設別・事業別等のセグメント別の財務情報による行政評価への活用」を達成する上でも、フルコストを把握する意義は極めて大きい。固定資産台帳を活用した各施設のフルコストについては、現在県では把握されていないため、以下で監査人独自に計算を行った。

1) 各施設のフルコスト

各施設のフルコストは、管理費支出額（指定管理者制度を採用している施設においては指定管理料）、有形固定資産の減価償却費、退職給付コストを含む人件費の3つの項目から構成されるものとして算出した。その計算式及び各項目についての内容は次のとおりである。

【フルコスト計算式】

$$\text{フルコスト} = \text{管理費支出額（又は指定管理料）} + \text{減価償却費} + \text{人件費}$$

表1 フルコストの構成内容

項目	内容及び計算方法
管理費支出額	県直営の施設における管理費。 県が作成する監査調書の支出決算額調から、支出済額を引用した。
指定管理料	指定管理者制度を採用する施設において、県が指定管理者に支払う管理料。 年度協定書や指定管理報告書から、年度ごとの指定管理料を引用した。
減価償却費	各施設の有形固定資産にかかる減価償却費。 平成28年度の固定資産台帳から減価償却費を引用した。固定資産台帳に記載されている情報をもとに、平成25年度から平成27年度及び平成29年度の減価償却費について計算した。
人件費	県の職員が各施設を管理運営するために直接又は間接的に要した概算人件費。 「事業改善シート」に記載の概算人件費を施設ごとに按分したものを引用した。ここに退職給付コストは含まれていない。退職給付コストについては、各年度の長野県普通会計行政コスト計算書から職員給与費に対する退職手当引当金繰入額の割合を算定し、その割合で上乘せした。なお、平成29年度の退職給付コスト割合は平成28年度と同じ割合と仮定した。

上記の前提で算定した平成29年度のフルコストは、県立歴史館が364,765千円で最も高く、次いでホクト文化ホールが353,720千円、キッセイ文化ホールが286,625千円、伊那文化会館が282,246千円、信濃美術館が243,174千円、男女共同参画センターが78,558千円、佐久創造館が51,638千円、飯田創造館が36,991千円となった。

また、平成25年度からのフルコストの推移は以下のとおりである。ホクト文化ホールにおいては、平成29年度に減価償却費が大きく増加したことにより、フルコストも増加している。また信濃美術館においては、平成29年度に指定管理料が大きく増加したことにより、フルコストも増加している。一方、男女共同参画センター及び2創造館は毎年ほぼ同じ金額で推移している。

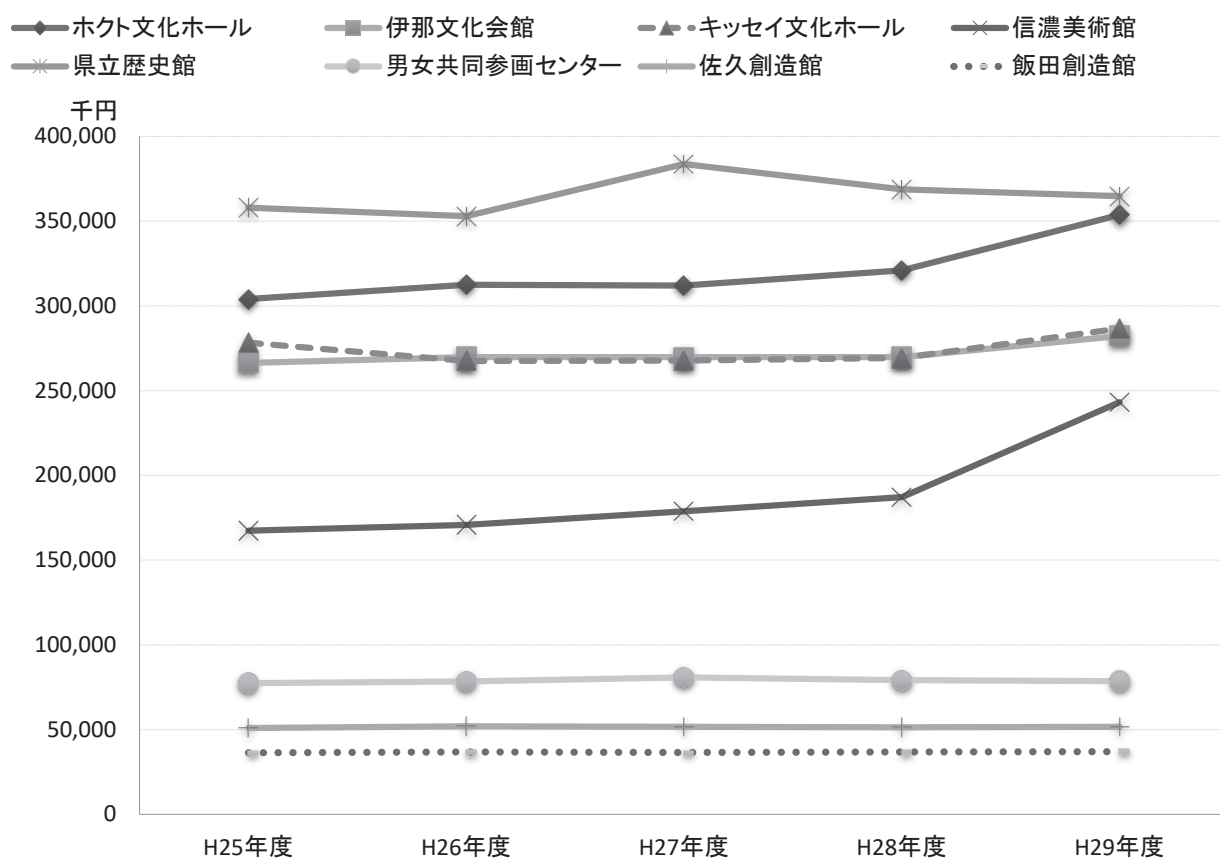
表2 各施設のフルコスト

(単位:千円)

施設名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
ホクト文化ホール	304,080	312,545	311,991	321,035	353,720
キッセイ文化ホール	278,317	267,509	267,827	269,308	286,625
伊那文化会館	266,351	269,848	269,776	269,833	282,246
佐久創造館	50,955	51,950	51,663	51,380	51,638
飯田創造館	36,318	36,741	36,443	36,766	36,991
信濃美術館	167,378	170,832	178,856	187,232	243,174
県立歴史館	357,881	352,941	383,702	368,782	364,765
男女共同参画センター	77,416	78,478	80,799	79,125	78,558

図1 各施設のフルコストの推移

各施設のフルコストの推移



(県民文化部及び教育委員会提出資料より監査人作成)

2) フルコストから得られる情報

各施設のフルコストは、各施設に対して実際どの程度のコストを県が負担しているかを意味するものであるが、各施設の規模や役割、置かれている環境は様々であり、フルコストの金額のみをもって行政評価等に活用することは難しい。そこで、フルコスト計算にあたり、各施設の管理報告資料から利用者の数（利用者数又は利用件数）、及び、施設利用者より徴収した金額（利用料収入）の情報も得られることから、「一人（一件）あたりフルコスト」「受益者負担割合」についても算出した。以下、フルコストの計算過程とあわせ各施設についてみていきたい。「一人（一件）あたりフルコスト」は、利用者一人（利用一件）あたりどの程度のコストが実際に必要とされているかを、「受益者負担割合」は、実際に施設に必要なコストの内、どの程度を利用者側から徴収できているか（裏返せば、実際にどの程度のコストを県が負担しているか）を意味している。

なお、以下の「一人（一件）あたりフルコスト」「受益者負担割合」について、より正確に把握するためには、各施設の事業別のフルコストを把握し、利用者の数や利用料収入と直接関係する事業（貸館等事業）のフルコストを用いるべきではあるが、以下の算出においては、事業別のフルコスト情報を入手することができなかったため、施設全体のフルコストを用いて便宜上算出している。貸館等事業が施設全体の事業に占める割合の低い県立歴史館や男女共同参画センターで特に顕著な傾向であるが、今回対象としたいいずれの施設においても少なからず貸館等事業以外の機能も有しており、以下で算出した「一人（一件）あたりフルコスト」「受益者負担割合」情報は必ずしも施設の実態を表す精緻なものではないことを申し添えたい。実際にフルコスト情報を活用する際には、以下算出方法を参考に、対象事業のフルコスト情報を合理的に可能な範囲で把握し、これを用いて比較・検討することが望ましい。

【一人（一件）あたりフルコスト計算式】

$$\text{一人（一件）あたりフルコスト} = \text{フルコスト} \div \text{利用者（件）数}$$

【受益者負担割合計算式】

$$\text{受益者負担割合} = \text{減免前利用料収入（総利用料収入）} \div \text{フルコスト}$$

(i) ホクト文化ホール

表3 ホクト文化ホールのフルコスト計算

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①利用料収入(千円)	103,512	105,360	99,867	82,403	80,501
②減免額(千円)	37,242	37,546	36,464	27,976	27,307
③減免前利用料収入(千円)	140,754	142,906	136,331	110,380	107,808
④指定管理料(千円)	179,747	187,659	186,460	194,847	198,649
⑤減価償却費(千円)	120,307	120,307	120,753	121,452	151,732
⑥人件費(千円)	4,025	4,579	4,777	4,735	3,339
⑦フルコスト(千円)	304,080	312,545	311,991	321,035	353,720
⑧利用者数(人)	430,848	412,927	421,979	300,000	298,087
⑨一人あたりフルコスト(円)	706	757	739	1,070	1,187
⑩受益者負担割合(%)	46.29	45.72	43.70	34.38	30.48

① 利用料収入

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

平成 29 年 1 月から 3 月及び平成 30 年 1 月から 3 月は大規模改修工事のため休館しており、平成 28 年度及び平成 29 年度の利用料収入は減少している。

② 減免額

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

③ 減免前利用料収入 (③=①+②)

減免を実施しなかったと仮定した場合の利用料収入である。

平成 29 年 1 月から 3 月及び平成 30 年 1 月から 3 月は大規模改修工事のため休館しており、平成 28 年度及び平成 29 年度の減免前利用料収入は減少している。

④ 指定管理料

県が指定管理者に支払った管理料であり、指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

⑤ 減価償却費

平成 28 年度の「固定資産台帳」から得られる情報に基づいて、各年度の減価償却費を計算した。

平成 28 年度に実施した大規模改修工事により増加した有形固定資産について、減価償却費が平成 29 年度から計上されている。

⑥ 人件費

県の職員が施設の管理運営のために間接的に要した概算人件費であり、「事業改善シート」に記載の概算人件費を施設ごとに按分したものを引用した。ここに退職給付コストは含まれていないため、県「行政コスト計算書」より合理的に計算して上乗せした。

⑦ フルコスト (⑦=④+⑤+⑥)

⑤に記載のとおり、減価償却費が平成 29 年度に大きく増加しており、これに伴いフルコストも平成 29 年度に大きく増加している。

⑧ 利用人数

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

平成 29 年 1 月から 3 月及び平成 30 年 1 月から 3 月は大規模改修工事のため休館しており、平成 28 年度及び平成 29 年度の利用人数は減少している。

⑨ 一人あたりフルコスト (⑨=⑦/⑧)

⑧に記載のとおり、平成 28 年度及び平成 29 年度においては利用人数が減少しているため、一人あたりフルコストは増加している。

⑩ 受益者負担割合 (⑩=③/⑦)

③及び⑦に記載のとおり、平成 28 年度及び平成 29 年度においては減免前利用料収入が減少しており、平成 29 年度にはフルコストが大きく増加している。このため、平成 28 年度及び平成 29 年度の受益者負担割合は大きく低下している。

(ii) キッセイ文化ホール

表4 キッセイ文化ホールのフルコスト計算

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①利用料収入(千円)	72,605	56,220	72,685	55,813	65,907
②減免額(千円)	39,054	39,727	43,115	42,356	45,602
③減免前利用料収入(千円)	111,660	95,947	115,801	98,169	111,509
④指定管理料(千円)	185,828	175,070	175,070	175,069	182,897
⑤減価償却費(千円)	88,930	88,930	88,930	90,378	100,526
⑥人件費(千円)	3,559	3,508	3,826	3,861	3,201
⑦フルコスト(千円)	278,317	267,509	267,827	269,308	286,625
⑧利用者数(人)	291,305	276,263	282,096	272,636	294,517
⑨一人あたりフルコスト(円)	955	968	949	988	973
⑩受益者負担割合(%)	40.12	35.87	43.24	36.45	38.90

① 利用料収入

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

② 減免額

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

③ 減免前利用料収入 (③=①+②)

減免を実施しなかったと仮定した場合の利用料収入である。

④ 指定管理料

県が指定管理者に支払った管理料であり、指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

⑤ 減価償却費

平成 28 年度の「固定資産台帳」から得られる情報に基づいて、各年度の減価償却費を計算した。

平成 28 年度に実施した中ホール改修工事により増加した有形固定資産について、減価償却費が平成 29 年度から計上されている。

⑥ 人件費

県の職員が施設の管理運営のために間接的に要した概算人件費であり、「事業改善シート」に記載の概算人件費を施設ごとに按分したものを引用した。ここに退職給付コストは含まれていないため、県「行政コスト計算書」より合理的に計算して上乗せした。

⑦ フルコスト (⑦=④+⑤+⑥)

⑤に記載のとおり、減価償却費が平成 29 年度に増加しており、これに伴いフルコストも平成 29 年度に増加している。

⑧ 利用人数

指定管理者からの管理報告書より引用した。

⑨ 一人あたりフルコスト (⑨=⑦/⑧)

毎年ほぼ一定の水準で推移している。

⑩ 受益者負担割合 (⑩=③/⑦)

減免前利用料収入の変動が大きいため、減免前利用料収入が多額の年度においては受益者負担割合も大きくなっている。

(iii)伊那文化会館

表5 伊那文化会館のフルコスト計算

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①利用料収入(千円)	27,749	29,125	25,051	25,799	21,649
②減免額(千円)	23,833	24,730	26,322	25,787	15,871
③減免前利用料収入(千円)	51,582	53,856	51,373	51,587	37,520
④指定管理料(千円)	201,065	203,527	203,527	203,527	215,322
⑤減価償却費(千円)	62,134	62,134	62,134	62,134	63,770
⑥人件費(千円)	3,151	4,186	4,114	4,171	3,154
⑦フルコスト(千円)	266,351	269,848	269,776	269,833	282,246
⑧利用者数(人)	144,907	140,961	131,328	125,414	99,604
⑨一人あたりフルコスト(円)	1,838	1,914	2,054	2,152	2,834
⑩受益者負担割合(%)	19.37	19.96	19.04	19.12	13.29

① 利用料収入

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

利用料収入は減少傾向にある。

② 減免額

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

③ 減免前利用料収入 (③=①+②)

減免を実施しなかったと仮定した場合の利用料収入である。

減免前利用料収入は減少傾向にある。

④ 指定管理料

県が指定管理者に支払った管理料であり、指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

⑤ 減価償却費

平成 28 年度の「固定資産台帳」から得られる情報に基づいて、各年度の減価償却費を計算した。

平成 28 年度に実施した改修工事により増加した有形固定資産について、減価償却費が平成 29 年度から計上されている。

⑥ 人件費

県の職員が施設の管理運営のために間接的に要した概算人件費であり、「事業改善シート」に記載の概算人件費を施設ごとに按分したものを引用した。ここに退職給付コストは含まれていないため、県「行政コスト計算書」より合理的に計算して上乗せした。

⑦ フルコスト (⑦=④+⑤+⑥)

⑤に記載のとおり、減価償却費が平成 29 年度に増加しており、これに伴いフルコストも平成 29 年度に増加している。

⑧ 利用人数

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

利用人数も利用料収入と同様に減少傾向にある。

⑨ 一人あたりフルコスト (⑨=⑦/⑧)

利用人数が減少傾向にあることから、一人あたりフルコストは増加傾向にある。特に平成 29 年度は減価償却費が増加したことから、一人あたりフルコストは大きく増加した。

⑩ 受益者負担割合 (⑩=③/⑦)

減免前利用料収入が減少傾向にあることから、受益者負担割合も低下傾向にある。特に平成 29 年度はフルコストが大きく増加したことから、受益者負担割合は大きく低下した。

(iv) 佐久創造館

表6 佐久創造館のフルコスト計算

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①利用料収入(千円)	8,483	9,685	9,495	9,407	9,088
②減免額(千円)	2,027	2,250	2,075	2,126	2,029
③減免前利用料収入(千円)	10,510	11,935	11,571	11,533	11,117
④指定管理料(千円)	29,938	30,866	30,558	30,240	30,700
⑤減価償却費(千円)	20,485	20,485	20,485	20,485	20,485
⑥人件費(千円)	531	599	620	655	453
⑦フルコスト(千円)	50,955	51,950	51,663	51,380	51,638
⑧利用者数(人)	149,570	161,527	158,284	160,092	174,400

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
⑨一人あたりフルコスト(円)	341	322	326	321	296
⑩受益者負担割合(%)	20.63	22.98	22.40	22.45	21.53

① 利用料収入

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

② 減免額

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

③ 減免前利用料収入 (③=①+②)

減免を実施しなかったと仮定した場合の利用料収入である。

④ 指定管理料

県が指定管理者に支払った管理料であり、指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

⑤ 減価償却費

平成 28 年度の「固定資産台帳」から得られる情報に基づいて、各年度の減価償却費を計算した。

⑥ 人件費

県の職員が施設の管理運営のために間接的に要した概算人件費であり、「事業改善シート」に記載の概算人件費を施設ごとに按分したものを引用した。ここに退職給付コストは含まれていないため、県「行政コスト計算書」より合理的に計算して上乘せした。

⑦ フルコスト (⑦=④+⑤+⑥)

毎年ほぼ同じ金額で推移している。

⑧ 利用人数

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

⑨ 一人あたりフルコスト (⑨=⑦/⑧)

フルコストが毎年ほぼ同額であることから、利用人数が増加した年度においては一人あたりフルコストは減少している。

⑩ 受益者負担割合 (⑩=③/⑦)

フルコストの水準が毎年ほぼ一定であることから、減免前利用料収入が増加した年度においては受益者負担割合も上昇している。

(v) 飯田創造館

表7 飯田創造館のフルコスト計算

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①利用料収入(千円)	6,384	6,216	6,464	6,757	6,808
②減免額(千円)	1,425	1,504	1,318	1,326	1,289
③減免前利用料収入(千円)	7,810	7,720	7,782	8,084	8,098
④指定管理料(千円)	25,927	26,384	26,075	25,767	26,155
⑤減価償却費(千円)	9,867	9,867	9,867	10,466	10,466
⑥人件費(千円)	523	489	500	533	369
⑦フルコスト(千円)	36,318	36,741	36,443	36,766	36,991
⑧利用者数(人)	76,278	80,756	76,712	74,168	76,439
⑨一人あたりフルコスト(円)	476	455	475	496	484
⑩受益者負担割合(%)	21.50	21.01	21.36	21.99	21.89

① 利用料収入

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

② 減免額

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

③ 減免前利用料収入 (③=①+②)

減免を実施しなかったと仮定した場合の利用料収入である。

④ 指定管理料

県が指定管理者に支払った管理料であり、指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

⑤ 減価償却費

平成 28 年度の「固定資産台帳」から得られる情報に基づいて、各年度の減価償却費を計算した。

⑥ 人件費

県の職員が施設の管理運営のために間接的に要した概算人件費であり、「事業改善シート」に記載の概算人件費を施設ごとに按分したものを引用した。ここに退職給付コストは含まれていないため、県「行政コスト計算書」より合理的に計算して上乗せした。

⑦ フルコスト (⑦=④+⑤+⑥)

毎年ほぼ同じ金額で推移している。

⑧ 利用人数

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

⑨ 一人あたりフルコスト (⑨=⑦/⑧)

毎年ほぼ同じ金額で推移している。

⑩ 受益者負担割合 (⑩=③/⑦)

フルコストの水準が毎年ほぼ一定であることから、減免前利用料収入が増加した年度においては受益者負担割合も上昇している。

(vi) 信濃美術館

表8 信濃美術館のフルコスト計算

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①利用料収入(千円)	35,417	27,749	40,577	28,602	11,395
②減免額(千円)	4,455	3,561	8,938	14,299	3,878
③減免前利用料収入(千円)	39,872	31,310	49,515	42,901	15,274
④指定管理料(千円)	145,560	148,924	156,612	164,509	220,111
⑤減価償却費(千円)	19,237	19,237	19,237	19,237	20,189
⑥人件費(千円)	2,580	2,670	3,456	3,485	2,873
⑦フルコスト(千円)	167,378	170,832	178,856	187,232	243,174
⑧利用者数(人)	189,387	137,443	167,316	251,819	67,555
⑨一人あたりフルコスト(円)	884	1,243	1,069	744	3,600
⑩受益者負担割合(%)	23.82	18.33	27.68	22.91	6.28

① 利用料収入

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。常設展及び企画展の観覧料収入と施設利用料金の合計額を記載している。

平成 29 年度は、平成 29 年 5 月 31 日から東山魁夷館が、平成 29 年 10 月 1 日から本館がそれぞれ改修・改築工事のため休館したことにより、利用料収入は大きく減少した。

② 減免額

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

③ 減免前利用料収入 (③=①+②)

減免を実施しなかったと仮定した場合の利用料収入である。

平成 29 年度は、平成 29 年 5 月 31 日から東山魁夷館が、平成 29 年 10 月 1 日から本館がそれぞれ改修・改築工事のため休館したことにより、減免前利用料収入は大きく減少した。

④ 指定管理料

県が指定管理者に支払った管理料であり、指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

平成 29 年度は、利用料収入の減少及びリニューアルオープンに向けた指定管理者の人件費増加等により、指定管理料が増加している。

⑤ 減価償却費

平成 28 年度の固定資産台帳から得られる情報に基づいて、各年度の減価償却費を計算した。

⑥ 人件費

県の職員が施設の管理運営のために間接的に要した概算人件費であり、「事業改善シート」に記載の概算人件費を施設ごとに按分したものを引用した。ここに退職給付コストは含まれていないため、県「行政コスト計算書」より合理的に計算して上乗せした。

⑦ フルコスト (⑦=④+⑤+⑥)

平成 29 年度において指定管理料が大きく増加したことにより、フルコストも大きく増加した。

⑧ 利用人数

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

平成 28 年度は企画展の好調により、利用人数が大きく増加した。また平成 29 年度は、平成 29 年 5 月 31 日から東山魁夷館が、平成 29 年 10 月 1 日から本館がそれぞれ改修・改築工事のため休館したことにより、利用人数は大きく減少した。

⑨ 一人あたりフルコスト (⑨=⑦/⑧)

平成 28 年度は利用人数が大きく増加したため、一人あたりフルコストは大きく減少した。また平成 29 年度は利用人数が大きく減少したため、一人あたりフルコストは大きく増加した。

⑩ 受益者負担割合 (⑩=③/⑦)

平成 29 年度は減免前利用料収入が大きく減少した一方でフルコストは大きく増加したため、受益者負担割合は著しく低下している。

(vii) 県立歴史館

表9 県立歴史館のフルコスト計算

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①利用料収入(千円)	4,264	4,258	4,569	4,485	4,222
②減免額(千円)	2,287	2,305	2,890	2,657	2,928
③減免前利用料収入(千円)	6,551	6,563	7,459	7,143	7,150
④管理費支出額(千円)	143,285	138,345	143,285	136,777	120,116
⑤減価償却費(千円)	40,137	40,137	40,137	40,137	48,224
⑥人件費(千円)	174,458	174,458	200,279	191,867	196,424
⑦フルコスト(千円)	357,881	352,941	383,702	368,782	364,765
⑧利用者数(人)	92,222	103,370	104,994	112,390	103,052
⑨一人あたりフルコスト(円)	3,881	3,414	3,655	3,281	3,540
⑩受益者負担割合(%)	1.83	1.86	1.94	1.94	1.96

① 利用料収入

県が作成する「監査調書」の収入決算額調より引用した。

② 減免額

県から減免額についての情報を入手し、引用した。

③ 減免前利用料収入 (③=①+②)

減免を実施しなかったと仮定した場合の利用料収入である。

④ 管理費支出額

県が作成する「監査調書」の支出決算額調より、支出済額を引用した。

⑤ 減価償却費

平成 28 年度の「固定資産台帳」から得られる情報に基づいて、各年度の減価償却費を計算した。

⑥ 人件費

県の職員が施設の管理運営のために要した概算人件費であり、「事業改善シート」に記載の概算人件費を引用した。ここに退職給付コストは含まれていないため、県「行政コスト計算書」より合理的に計算して上乗せした。

⑦ フルコスト (⑦=④+⑤+⑥)

平成 27 年度において増加したものの、ほぼ一定の水準で推移している。

⑧ 利用人数

施設が作成している年報より引用した。

⑨ 一人あたりフルコスト (⑨=⑦/⑧)

ほぼ一定の水準で推移している。

⑩ 受益者負担割合 (⑩=③/⑦)

減免前利用料収入が低額である一方でフルコストは高額であり、受益者負担割合は非常に低い水準で推移している。これは、県立歴史館が「博物館機能」「埋蔵文化財調査・研究機能」「公文書館機能」を有する機関であり、利用料収入と直接関係する博物館機能（展示スペース）の運営コスト以外にも、埋蔵文化財調査・研究機能、公文書館機能に係る多大なコストがフルコストには含まれているため、受益者負担割合が非常に低い水準に見えてしまうことが原因である。

先述のとおり、より実態に近い受益者負担割合を計算するためにはフルコストを、博物館機能に係るものとそれ以外のものに区分して集計する必要があるが、現状、それぞれの機能毎のコストは区分集計されていないため、ここでは全体としてのフルコストを参考として計算するに留まっている。

(viii) 男女共同参画センター

表 10 男女共同参画センターのフルコスト計算

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①利用料収入(千円)	4,904	3,911	3,814	4,289	4,545
②減免額(千円)	82	165	44	178	58
③減免前利用料収入(千円)	4,987	4,076	3,858	4,468	4,603
④指定管理料(千円)	37,288	38,350	38,043	37,632	35,748
⑤減価償却費(千円)	12,713	12,713	12,713	12,713	12,713
⑥人件費(千円)	27,414	27,414	30,042	28,779	30,096
⑦フルコスト(千円)	77,416	78,478	80,799	79,125	78,558
⑧利用件数(件)	1,522	1,291	1,065	1,239	1,294
⑨一件あたりフルコスト(円)	50,865	60,789	75,868	63,863	60,710
⑩受益者負担割合(%)	6.44	5.19	4.78	5.65	5.86

① 利用料収入

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

② 減免額

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

③ 減免前利用料収入 (③=①+②)

減免を実施しなかったと仮定した場合の利用料収入である。

④ 指定管理料

県が指定管理者に支払った管理料であり、指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

⑤ 減価償却費

平成 28 年度の「固定資産台帳」から得られる情報に基づいて、各年度の減価償却費を計算した。

⑥ 人件費

県の職員が施設の管理運営のために間接的に要した概算人件費であり、「事業改善シート」に記載の概算人件費を引用した。ここに退職給付コストは含まれていないため、県「行政コスト計算書」より合理的に計算して上乗せした。

⑦ フルコスト (⑦=④+⑤+⑥)

毎年ほぼ同じ金額で推移している。

⑧ 利用件数

指定管理者からの「指定管理報告書」より引用した。

⑨ 一件あたりフルコスト (⑨=⑦/⑧)

平成 25 年度は利用件数が多く、一件あたりフルコストは比較的低い水準となっている。また平成 27 年度はフルコストが増加した一方で利用件数が少なく、一件あたりフルコストは増加している。

⑩ 受益者負担割合 (⑩=③/⑦)

平成 27 年度以降は減免前利用料収入が増加傾向にある一方でフルコストは減少傾向にあるため、受益者負担割合は上昇傾向にある。全体として受益者負担割合は低い水準にあるのは、男女共同参画センターが「男女共同参画事業」と「施設維持管理・貸館事業」を有する機関であり、利用料収入と直接関係する施設維持管理・貸館事業の運営コスト以外にも、男女共同参画事業に係る人件費を中心とした多大なコストがフルコストには含まれているため、受益者負担割合が低い水準に見えることが原因である。

先述のとおり、より実態に近い受益者負担割合を計算するためにはフルコストを、施設維持管理・貸館事業に係るものと男女共同参画事業に係るものに区分して集計する必要があるが、現状、それぞれの機能毎のコストを区分集計するためのデータ・情報が整理されていないため、ここでは全体としてのフルコストを参考として計算するに留まっている。

上記より得られた「受益者負担割合」について、例えば平成 29 年度の「文化会館」施設について抜粋すると下表のとおりである。

表 11 各文化会館の受益者負担割合(平成 29 年度)

文化会館名	ホクト文化ホール	キッセイ文化ホール	伊那文化会館
受益者負担割合	30.48%	38.90%	13.29%

繰り返しとなるが「受益者負担割合」は、施設の運営総コストのうち、どの程度をその利用者が負担しているかを意味している。同じ「文化会館」という機能を利用する際に利用者(県民)が負担するコストには、3 倍近くの差が生じている状況がわかる。もちろん、各文化会館が置かれている地域特性から利用率等に差がある場合もあり、全ての文化会館を横一線で評価することは適切ではないと考えるが、結果としてのこの格差は県民全体の目線から見たときに平等か、という問いに対しては明確な理由とはならないであろう。

「受益者負担割合」は「フルコスト」と「利用料収入」から計算される。分母となる「フルコスト」については、不断の努力によりその業務の効率化、合理化を進め、コスト自体を抑制することが必要なのはここで改めて説明する必要もないであろうが、分子となる「利用料収入」については、はたして適切な水準であろうか、この点について、フルコスト計算の果実である「受益者負担割合」を活用した一つの考え方がある。

(2)フルコストの活用例～受益者負担の適正化

1) 「受益者負担の適正化」とは

地方自治法 225 条では、「行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」旨を定めている。これは、特定の者が行政財産や公の施設を利用して利益を受ける場合、その受益の限度において同受益者から使用料等の収入を地方自治体を得ることができる旨を定めたものである。その考え方の背景には、使用等により利益を受ける特定の者（受益者）と、使用等により利益を受けられない非受益者との間に存在する公平性を確保することがある。すなわち、公の施設の使用料等が運営コストを下回る場合、その不足分について県民全体からの公費（税金）で賄う形となり、公の施設を利用しない県民にもそのコストを負担してもらう結果となるため、公平性の観点から、受益者には応分の使用料等の負担を求める「受益者負担の適正化」が必要となるのである。県民に対する一般的な税金に加えて、公の施設の使用料等を県が追加徴収する考え方の根底には、「受益者負担の適正化」があるとも換言できる。

2) 県の公の施設の現状

県では、施設ごとにその使用料を見直すサイクル（改定期）を設けており、毎年度改定期を迎えるものについて見直しをしている。平成 30 年度における見直し状況を例にとると、「使用料及び手数料（長野県手数料徴収条例を含む）の見直しについて」（平成 29 年 10 月 17 日事務連絡 財政課財政調査係長）により、「使用料・手数料額改定の基本的考え方」を、「県独自で額を定めるもの」について以下の 3 とおり示している。

- (1) 平成 30 年度が改定の時期に当たっているものについて改定を行う。この他、今回特に改定の必要があるものについては改定を行う。
- (2) 近傍類似施設との比較等によるものについては、対象施設の状況を確認し改定の適正額を判断する。
- (3) 原価計算によるものについては、人件費及び需用費等の積算により、改定の適正額を判断する。

上記事務連絡をふまえ、今回対象とした公の施設の使用料について、その使用料は以下の基本的考え方により見直しされている。

表 12 公の施設の使用料等見直しの基本的な考え方

公の施設名	使用料等見直しの基本的考え方	直近の改定期における見直しの状況(平成 26 年度の消費税率引上げの影響を除く)
ホクト文化ホール	(2) 近傍類似施設との比較により見直し	改定なし(平成 26 年度)
キッセイ文化ホール	同上	同上
伊那文化会館	同上	同上
佐久創造館	同上	改定なし(平成 29 年度)
飯田創造館	同上	改定なし(平成 30 年度)
信濃美術館	同上	改定あり(平成 26 年度)
県立歴史館	同上	改定なし(平成 30 年度)
男女共同参画センター	同上	改定なし(平成 29 年度)

県財政課によれば、施設開設時には原価計算によって使用料を定めた施設もあったとのことであるが、上表のとおり、今回対象としたいずれの施設もその後の使用料見直しについては、文化会館であればその競争環境など、各施設の性質を考慮した上で、近傍類似施設との比較によりその使用料が見直され、改定されてきている状況にある。近傍類似施設との比較により決定するメリットとしては、近傍類似施設との競争環境下において、価格競争力を維持できること、また、料金算定がフルコスト算定（原価計算）方式と比較して容易であるという点が挙げられよう。

しかしながら、上記の公の施設については、全ての県民が利用する訳ではなく、受益者（利用者）、非受益者（非利用者）が存在するため、先の負担の公平性の観点、すなわち「受益者負担の適正化」の観点からすると、近傍類似施設との比較による見直しでは、その使用料に十分な考慮ができていたとは言い難い。「受益者負担の適正化」の観点から使用料を見直すのであれば、その施設を運営する上で必要な県のコストを算定し、使用料に反映させる「原価計算（上記（3）」による方が望ましい。

3) 他の地方自治体の取り組み状況

地方自治体の中では、実際に、受益者負担の適正化の観点から使用料を決定しようとする取り組みが広がりつつある。原価計算方式、すなわちフルコストを基礎として使用料等を決定する上で課題になると考えられる「受益者負担割合の決定方法」「現行使用料とのバランス維持方法」に対するそれぞれの地方自治体の取り組みを含めて、受益者負担の適正化の観点から使用料を決定しているいくつかの自治体の取り組み例を紹介したい。

千葉県浦安市

課題点	課題点に対する取り組みの概要
受益者負担割合の決定方法	以下の視点を考慮し、対象施設等の受益者負担率を 5 区分(0%、25%、50%、75%、100%)に分類 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の性質(対象者は特定の市民か、全市民か) ・利用便益の性質(利用から得られる便益が特定されているか) ・民間企業との競合性(民間企業との競合があるか)
現行使用料とのバランス維持方法	現行使用料等の 1.5 倍を改定上限とし、段階的に適正化原則として 3 年を目途に見直しを実施
文化施設の受益者負担割合設定例	市民プラザ、文化会館等: 50%(全市民が対象で必要に応じて利用でき、民間等との競合性がある)

(出典:「使用料等設定及び改定基準について(指針)」浦安市 HP)

大阪府大阪市

課題点	課題点に対する取り組みの概要
受益者負担割合の決定方法	以下の 2 視点によりマトリックスを作成し、対象施設等の位置づけを 4 つの象限(象限 I ~ 象限 IV)に区分した上で、それぞれの受益者負担割合(0%、50%、50%、100%)を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・必需的か選択的か(日常生活を営む上で必要な基礎的施設か、基礎的な施設以上のものや個人の価値観等により選択的に利用する施設か) ・市場的か非市場的か(民間による提供が期待できる施設か、提供が困難な施設か)

課題点	課題点に対する取り組みの概要
現行使用料とのバランス維持方法	激変緩和措置として、現行使用料等の 1.5 倍を原則改定上限とする。
文化施設の受益者負担割合設定例	ホール・会議室等貸室機能(社会福祉センター、こども文化センター、芸術創造館、中央公会堂等):100%(選択的かつ市場的) 博物館施設(科学館、美術館、歴史博物館、自然史博物館、大阪城天守閣、東洋陶磁美術館等):50%(選択的かつ非市場的)

(出典:「市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)」大阪市 HP)

東京都八王子市

課題点	課題点に対する取り組みの概要
受益者負担割合の決定方法	以下の 2 つの基準によるマトリックスより、対象施設等を 4 つ(【A】～【D】)に区分した上で、それぞれの受益者負担割合(0%、50%、50%、75%)を設定 ・市民生活における必需性(基礎的なサービスを提供し、大半の市民が必要とする施設か、個人の価値観に応じて選択的に利用する施設か) ・民間施設の代替性(同様のサービス提供が民間でも可能な施設か、困難な施設か)
現行使用料とのバランス維持方法	激変緩和措置として、現行料金の 1.5 倍を改定額の上限とする。
文化施設の受益者負担割合設定例	会議室、生涯学習センター、学園都市センター、市民会館、夢美術館、こども科学館:50%(人によって必需性が異なり、民間では提供が困難な施設)

(出典:「受益者負担の適正化に関する基本方針」八王子市 HP)

山口県下関市

課題点	課題点に対する取り組みの概要
受益者負担割合の決定方法	対象とする施設を以下の 2 視点により、それぞれ 3 分類、合計 9 つのマトリックスに区分し、公共性の強弱から受益者負担割合(0%、25%、50%、75%、100%の 5 種類)を設定 ・必需的还是選択的か(法的に設置が義務付けられていたり日常生活においてほとんどの市民に必要とされる施設か、特定の市民が利用したり生活や余暇を充実させるために利用する施設か) ・市場的か非市場的か(民間による提供が期待できる施設か、提供が困難な施設か)
現行使用料とのバランス維持方法	現行料金の概ね 1.5 倍程度を改定上限として、定期的(原則 3 年ごと)に検証することで段階的に改定。
文化施設の受益者負担割合設定例	50%※施設毎の詳細割合は非開示。(4)使用料の算定方法②(会議室、ホール等)における性質別負担割合より推定

(出典:「受益者負担の見直し基準」下関市 HP)

受託者負担割合の決定方法については、大阪市、八王子市、下関市が 2 つの視点により、4 つ又は 9 つのマトリックスに区分してそれぞれ割合を設定しているに対して、浦安市は 3 つの視点から直接 5 区分に分類しているが、浦安市の「利用者の性質」「利用便益の性質」については他 3 市の「必需的还是選択的か」の視点に、「民間企業との競合性」については「市場的か非市場的か」の視点に相

通じるものであり、本質的な視点は同質のものであるとも考えられよう。上表では取り上げていない地方自治体の中には、相模原市のように「占有性（利用者が占有することで、サービス利用の間他の利用者が利用できない性質のサービスか）」の視点等もこれらに加えて取り入れている自治体もあるが、「必需的か選択的か」「市場的か非市場的か」の視点については、受益者負担の適正化の観点から使用料等を見直した多くの自治体で取り入れられているものであり、大いに参考になる。

また、現行使用料とのバランス維持方法については、今回取り上げた4市はいずれも「現行料金の1.5倍を改定上限」として対応している状況にあり、激減緩和措置を講じることで一定の配慮とされていることがわかる。横浜市のように定めていない自治体や、相模原市のように1.3倍と定めている自治体も中には存在するが、多くの自治体では激減緩和措置としての改定上限を設定することで、現行使用料とのバランスを調整しており、こちらも大いに参考になるものとする。

4) 受益者負担割合に基づく利用料の計算例

貸館事業が主体となる文化会館を例にとれば、前項で紹介した4つの自治体で目指す受益者負担割合は、浦安市、八王子市、下関市がそれぞれ50%、大阪市が100%という状況である。ただ、「受益者負担割合を50%とした利用料の決定」といっても、すぐにイメージは沸いてこないのが現実であろう。そこで、平成29年度の受益者負担割合が最も高い「キッセイ文化ホール」について、監査人が独自に「受益者負担の適正化」（受益者負担割合は50%と仮定）の観点から、その利用料を試算し、比較してみたものが以下である。繰り返しとなるが、より精緻に把握するためには、利用料収入と直接関係する事業（貸館事業）のフルコストを用いるべきであるが、以下の算出においては、貸館事業としてのフルコスト情報を入手することができなかつたため、キッセイ文化ホール全体のフルコスト情報に可能な範囲での調整を加えて算出している。

【前提】

キッセイ文化ホール 平成29年度フルコスト：286,625千円

貸施設分フルコストの配賦基準：各施設面積比

表13 キッセイ文化ホール各施設の利用1件あたりフルコスト試算(平成29年度)

施設名	面積	年間フルコスト	年間利用件数※2	利用1件あたりフルコスト
大ホール※1	2,517 m ²	159,234 千円	251 件	634,399 円
中ホール	939 m ²	59,394 千円	365 件	162,724 円
リハーサル室	200 m ²	12,651 千円	222 件	56,984 円
国際会議室	426 m ²	26,946 千円	206 件	130,804 円
第1会議室	177 m ²	11,196 千円	242 件	46,263 円
第2会議室	177 m ²	11,196 千円	274 件	40,860 円
第3会議室	52 m ²	3,289 千円	240 件	13,705 円
第4会議室	43 m ²	2,720 千円	202 件	13,465 円

※1：大ホール（2,000席）のみ公表面積が無いため、中ホール（746席）の面積939m²から席数を用いて便宜上の推定値を比例算出した。

※2：指定管理者作成の「【松文】H29の利用実績」「100%減免 自主事業・SKFOMF 使用状況2018」より集計。

表 14 キッセイ文化ホール各施設の受益者負担状況(平成 29 年度)

施設名	A. 利用 1 件あたりフルコスト (表 13 より)	B. 受益者負担 50%相当額 (A×50%)	C. 1 件あたり 実収入額※3	D. 実際の受益 者負担割合 (C/A)	E. 負担割合 50%との差額 (C-B)
大ホール	634,399 円	317,199 円	217,327 円	34.3%	△99,872 円
中ホール	162,724 円	81,362 円	59,317 円	36.5%	△22,045 円
リハーサル室	56,984 円	28,492 円	14,906 円	26.2%	△13,586 円
国際会議室	130,804 円	65,402 円	73,675 円	56.3%	8,273 円
第 1 会議室	46,263 円	23,132 円	19,859 円	42.9%	△3,273 円
第 2 会議室	40,860 円	20,430 円	18,617 円	45.6%	△1,814 円
第 3 会議室	13,705 円	6,852 円	5,924 円	43.2%	△929 円
第 4 会議室	13,465 円	6,732 円	5,376 円	39.9%	△1,356 円

※3：指定管理者作成の「【松文】H29 の利用実績」「100%減免 自主事業・SKFOMF 使用状況 2018」より減免前の利用料金を用いて算出。なお、大ホール及び中ホールの楽屋利用料（各 5,698 千円、1,251 千円）についてはそれぞれの上記実収入額に含めて算出した。

上記はキッセイ文化ホールの各施設の面積比率から、目標とする受益者負担割合 50%と仮定して、各施設利用 1 件あたりについての徴収すべき金額（「受益者負担 50%相当額」）を算出し、現在の料金体系に基づく実際の徴収額（「1 件あたり実収入額」）と比較したものである。受益者負担割合 50%を上回ったのは、意外にも年間利用件数が最も少ない国際会議室のみとなった。これは、本試算ではフルコスト配賦基準を各施設の面積比によるものとしているため、面積規模 426 m²は中ホール 939 m²の 45%程度と小規模ながらも、4ヶ国語の同時通訳設備を備えるなど付加価値の高い会議室として、中ホール利用料金に匹敵する利用料金設定となっていることが理由と考えられる。逆に、受益者負担割合が 26.2%と最も低くなったリハーサル室は、リハーサル目的として使用するというその性質もあり、200 m²という規模ながら 177 m²の第 1、第 2 会議室の 3 分の 2 程度の利用料金設定となっているために低い率となったことが理由と考えられる。主力の大ホールと中ホールについては、時間帯、曜日（平日／土日祝日）、入場料や営業活動の有無によって料金形態は複雑なものとなっているが、目標とする受益者負担割合を 50%と仮定した場合、全体として徴収不足という状況が見てとれる。これを解消するには、コストがこれ以上削減できないのであれば、他の地方自治体のように利用料金を見直すか、利用件数を増やす（稼働率を上げる）ほかない。

上記は、監査人が独自に試算したものであるが、このように「フルコスト」を活用することで、「受益者負担の適正化」という観点からも、より精緻な検討が可能になる。固定資産台帳の整備が進められる今、フルコスト算定に資する質の高い情報（精度の高い減価償却費）が得られるようになったことで、この目線は今後より意義のあるものになっていくと考える。

(3) 監査の結果及び意見

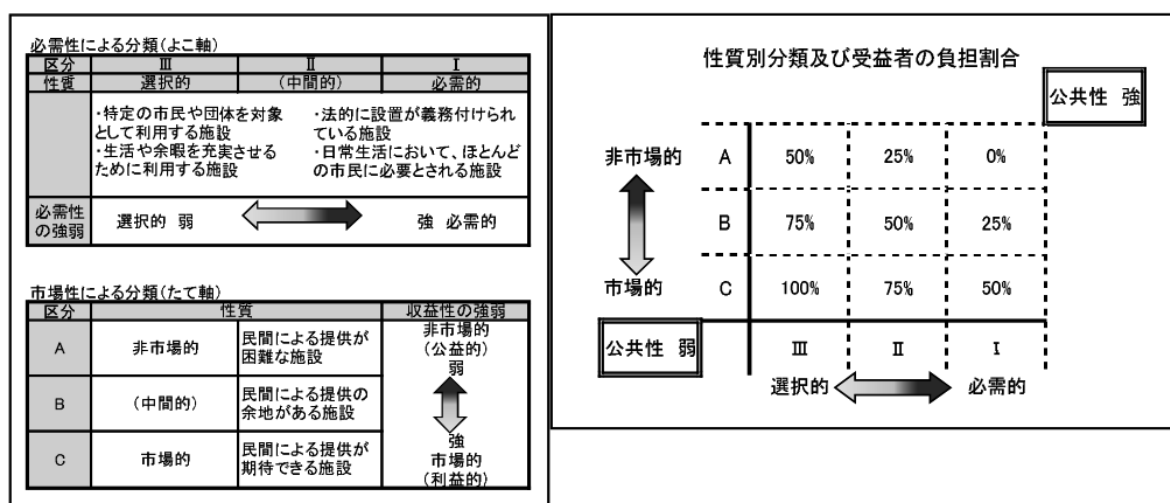
① 「受益者負担の適正化」観点からの使用料等の見直しについて（意見）

地方自治法 225 条で「行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」旨を定めている背景には、使用等により利益を受ける特定の者（受益者）と、使用等により利益を受けられない非受益者との間に存在する公平性を確保することがある。公の施設の使用料等が運営コストを下回る場合、その不足分について県民全体からの公費（税金）で賄う形となり、公の施設を利用しない県民にもそのコストを負担してもらう結果となっているため、公平性の観点からは、受益者には「応分の」使用料等の負担を求める「受益者負担の適正化」の観点に基づいた使用料等を設定することが望ましい。

現行の県の公の施設の使用料等については、近傍類似施設との比較により見直し及び決定されているが、公の施設の使用料等を県が追加徴収する考え方の基礎にある「受益者負担の適正化」の観点に立ち返ると、近傍類似施設との比較だけでは公平性を確保しているとは言い難く、各施設の実際のフルコストを基礎として、受益者の応分の負担額＝使用料等を決定することが望まれる。

現行の使用料等との格差への配慮、また、近傍類似施設との競争環境下において、たとえ直ちに決定方法を見直すことが困難な場合にあってとしても、先行する他の地方自治体の取り組みも参考としながら、使用料検討の過程において、フルコストを基礎とした、あるべき受益者負担額をまずは把握し、検討過程における重要な参考情報として活用していくことを検討すべきである。

【必需性と市場性を基準として受益者負担の割合を導く他の自治体の例】



(出典：下関市 HP)

② 「受益者負担の適正化」観点からの減免制度の見直しについて（意見）

今回対象とした公の施設では、いずれの施設においても「減免」に関する制度が条文で定められ、対象団体等について、「減免」が実施されている。減免制度自体は、公共・公益上の必要性や、文化事業の振興、社会的弱者の社会参加の促進等を目的として政策的に取り入れられている制度ではあるが、減免制度による各施設の減収分は、利用者からの使用料等の徴収不足額と同様に、直接、あるいは指定管理料等の増加を通じて県費によって賄われることになる。従って、「受益者負担の適正化」の観点から使用料等を見直す時、表裏の関係にある「減免制度」についても併せて考慮しないと十分な見直しとは言い難い。

今回対象とした公の施設の減免に関する制度状況は以下のとおりである。

文化会館(ホクト文化ホール、キッセイ文化ホール、伊那文化会館)

根拠条文:長野県文化会館条例(第14条)

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について規則で定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 規則で定める団体が芸術文化の振興を図るため音楽、演劇等の創作活動の発表会及び鑑賞会、講演会、展覧会その他これらに類するものに利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、規則で定める特別の理由があるとき。

減免の内容:長野県文化会館管理規則(第14条)

(利用料金の減免)

第14条 条例第14条第1号に規定する規則で定める団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県内の芸術文化団体
- (2) 県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- (3) 県内の社会福祉団体

2 条例第14条第2号に規定する規則で定める特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校(特別支援学校の小学部及び中学部を含む。)が、学習のためその児童及び生徒にプラネタリウムを観覧させる場合であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であること。

3 条例第14条に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号に規定する場合 100分の100
- (2) 条例第14条第1号に規定する場合(プラネタリウム以外の施設を入場料を徴収しないで、かつ、営業を目的としないで利用する場合に限る。)
 - ア 第1項第2号に規定する団体(幼児、児童又は生徒が参加して利用する場合のものに限る。)及び同項第3号に規定する団体が利用する場合 100分の50
 - イ 第1項第1号に規定する団体が利用する場合 100分の40

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第14条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

5 指定管理者は、前項の減免を承認したときは、その減免承認書を交付しなければならない。

創造館(佐久創造館、飯田創造館)

根拠条文:長野県都市公園条例(第15条)

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるものとして規則で定める基準に該当するときは、利用料金を減免することができる。

減免の内容: 長野県都市公園規則(第14条)及び管理運営に関する基本協定書(第10条)

長野県都市公園規則(第14条)(利用料金の減免)

第14条 条例第15条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別に定める身体障害者等が利用する場合であること。
- (2) やまびこドームのグラウンドを、専ら準備又は片付けのために利用する場合であること。
- (3) 長野県飯田創造館又は長野県佐久創造館を、次に掲げる団体が芸術文化の振興を図るため音楽、演劇等の創作活動の発表会及び鑑賞会、講演会、展覧会その他これらに類するものに利用する場合であること。

ア 県内の芸術文化団体

イ 県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

ウ 県内の社会福祉団体

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由があるものとして知事が認めた場合であること。

2 条例第15条の規定による利用料金の減免の額は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 条例第15条の規定による利用料金の減免を受けようとするものは、その理由を明示して、第6条の規定による申請と併せて指定管理者に申請しなければならない。

管理運営に関する基本協定書(第10条(利用料金)第3項)

3 指定管理者は、条例第15条及び規則第14条に基づき、別記3で定める利用料金の減免基準により、利用料金の減免を行うものとする。

別記3

利用料金の減免基準

対象団体	減免基準		減免割合
県内の芸術文化団体 (ただし参集者の範囲が広域市町村圏規模又はそれ以上の規模で行われる発表会に利用される場合に限る)	芸術文化の振興を図るため音楽、演劇等の創作活動の発表会及び鑑賞会、講演会、展覧会その他これらに類するものに利用する場合 (入場料を徴収しない(入場料の額が極めて少額であり、入場料収入が必要最小限度の経費以下と認められ、明らかに営利を目的としないと認められるときを含む。)で、かつ、営業を目的としないで利用する場合に限る。)		100分の40
県内の社会福祉団体	同上		100分の50
県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	同上	幼児、児童又は生徒が参加して利用する場合のものに限る。	100分の50
指定管理者	指定管理者が実施する自主事業で、県が共催するものに利用する場合		100分の100
セイジ・オザワ 松本フェスティバル実行委員会	セイジ・オザワ 松本フェスティバル及びその関連事業に利用する場合		100分の100

根拠条文:長野県信濃美術館条例(第 15 条)

(利用料金の減免)

第 15 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について知事が定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が、教育、学術及び文化の向上を図るため、展覧会、講演会、研修会その他これらに類するものに利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

減免の内容:長野県信濃美術館の利用料金の減免対象及び減免率について(通知)

1 展覧会等のために展示施設を利用する場合の利用料金の減免について

- (1) 芸術文化関係の催物を国または地方公共団体が主催又は共催するときは、利用料金の 100 分の 50 を減免できる。
- (2) 上記のうち、県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校の園児、児童及び生徒の作品展示を行うときは利用料金の全額を減免できる。

2 展示資料を観覧する場合の利用料金の減免について

次のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部を減免できる。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校の児童及び生徒が、教職員に引率され、教育課程に基づく教育活動として(※)観覧するとき。なお、以下の者が授業の一環として観覧するときはこれに準ずる。

- ア 朝鮮人学校の児童生徒
- イ 工業高等専門学校(3 学年)までの学生
- ウ 専修学校の高等課程の学生

- (2) 県内の社会福祉施設の利用者が、施設の行事として観覧するとき。

- (3) 次に挙げる障害者及びその介護者が観覧するとき。

- ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)に基づき発行された療育手帳の交付を受けている者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者福祉手帳の交付を受けている者
- エ 上記ア～ウの規定に該当する者に同伴する介護者(介護者は 1 名とする。ただし、障害の程度により複数の介護が必要な場合は、必要と認める人数とする)。

※実際は、指定管理者の提案に基づき、平成 18 年度の指定管理者制度導入時より、教育的配慮の観点から教育活動として観覧する場合に限定せず無料としている。

根拠条文:長野県立歴史館条例(第8条)

(使用料の減免)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

- (1) 児童、生徒及びこれらの引率者が、学校の教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

減免の内容:長野県立歴史館使用料(入館料)の減免取扱規程(平成28年3月4日改正)

長野県立歴史館使用料(入館料)の減免取扱規程

平成28年3月4日改正

対 象 者	減免率
1 条例第8条第1号の規定による減免	10/10
2 条例第8条第2号の規定による減免 (1) 県内の次に掲げる団体が観覧するとき ア 朝鮮人学校の児童・生徒が授業の一環として観覧するとき イ 長野工業高等専門学校3学年までの学生が授業の一環として観覧するとき ウ 社会福祉施設が、その施設の入所者に対して行う行事として観覧するとき (2) 次の掲げる者が観覧するとき ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づき発行された療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 エ 上記アからウに規定する者に同伴する介護者(介護者は原則1名とする。ただし、障害の程度により複数の介護が必要な場合は、必要と認める人数とする。) (3) 1に掲げる場合のほか、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童・生徒並びにこれに準ずる者が観覧するとき (4) 児童相談所で保護している児童・生徒が相談所の職員引率のもとに観覧するとき	10/10
(5) 長野県又は長野県教育委員会が歴史館を会場として主催する会議、講演会等の参加者が観覧するとき	10/10 又は団体料金を適用
(6) 長野県教育委員会が主催又は共催する地域行事に参加する者が観覧するとき	10/10
(7) 長野県又は、個別に認めた団体が発行する割引券若しくは優待券の持参者又は会員証を提示した者	団体料金を適用
(8) 年間又はひとつの特別な企画展の開催期間を通じて2回以上観覧(講座・講演等への参加を含む。)を希望する者に定期観覧券を発行するとき、又は、他の博物館等と連携した観覧券を発行するとき	10/10 以内
(9) 次に掲げる者が観覧する場合は、視察とする ア 学校の教育活動の一環として観覧を予定する場合及び観覧を予定している団体等において、行程の検討、展示物の確認等のため、教職員又は団体の関係者等が事前に観覧するとき イ 国及び地方公共団体の職員が歴史館の組織、運営、設備等について視察する場合において、観覧するとき ウ 7歳未満児で小学校入学前の者 エ 観光バスを利用する団体が観覧する場合における当該バスの運転手、ガイド、添乗員等が観覧するとき オ 歴史館長が視察を適当と認めた者	10/10

(付則) 義務教育学校、中等教育学校に関する改正規定については平成28年4月1日以降適用とする。

男女共同参画センター

根拠条文: 男女共同参画センター条例(第 14 条)

(利用料金の減免)

第 14 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について規則で定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 地方公共団体が、男女共同参画社会づくりの促進を図るため、講演会、講習会、展示会その他これらに類するものに利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、規則で定める特別の理由があるとき。

減免の内容: 男女共同参画センター管理規則(第 12 条)

(利用料金の減免)

第 12 条 条例第 14 条第 2 号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

2 条例第 14 条に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第 14 条第 1 号に規定する場合

ア 県が主催するとき 100 分の 100

イ 県が県以外の地方公共団体(以下この号において「公共団体」という。)と共催するとき 100 分の 75

ウ 県が公共団体以外の団体と共催するとき 100 分の 50

エ 公共団体が主催し、又は他の公共団体と共催するとき 100 分の 50

オ 公共団体が公共団体以外の団体と共催するとき 100 分の 25

(2) 条例第 14 条第 2 号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

3 条例第 14 条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、長野県男女共同参画センター利用料金減免申請書(様式第 4 号)を指定管理者に提出しなければならない。

上記のとおり、施設ごとに減免の考え方やその減免額(率)にバラツキが生じている。また、条例により各施設に委ねられている部分も多く、減免制度の存在及び減免額の見直しも定期的には行われていない。

施設の使用料と減免制度は密接な関係にあり、「受益者負担の適正化」を達成する上で、「減免制度」についても使用料の見直しと一体的、かつ、定期的に見直されていくことが望ましいと考える。施設ごとに減免の考え方やその減免額(率)に現状バラツキが生じているため、見直しにおいて、受益者負担の適正化の趣旨を踏まえた、統一的かつ客観的な基準を設けることも有用であるとする。

③ 施設別「フルコスト」情報の活用と開示について（意見）

県議会をはじめ、各会議体において、施設の運営が検討される際、収支予算ベースの資料のみでは、各施設に要する間接的な人件費や減価償却費といったコストが見え難いという欠点がある。

「受益者負担の適正化」の観点から、各施設の「フルコスト」情報を把握することは、受益者負担の適正化に資する情報だけでなく、収支予算に加えて、フルコストという別の目線から運営管理上有用な情報を得ることができる。

以下の資料は、地方議会でフルコスト情報を活用している、岐阜県美濃加茂市の取り組みである。

事例11

情報開示（地方議会での活用）

【事例】地方議会での活用（岐阜県美濃加茂市）

背景・目的

- 議会に対する予算説明資料では、各事業にかかる人件費や減価償却費等が見えにくいことから、事業別にフルコストを表示した年次報告書を作成し、議会に報告することとしている。

事例概要

- 財務書類やセグメント分析の概要をわかりやすくまとめた年次報告書を作成・公表し、議会にも提出している。（別途、財務書類も議会に提出している。）
- 年次報告書には、全てのセグメント分析の結果を掲載するのではなく、任意で抽出した数事業を例示して掲載することにより、議会や住民に関心を持ってもらうことにしている。
- 実際に議会での質疑応答も行われている。

議員

A地区交流センターとB地区交流センターでは、利用者1人当たりの行政コストに2倍以上の差がある。市民サービスと行政コスト等の観点から、今後どのような運営をしていくのか。

担当課

民間委託も含めて、地区交流センターの運営方法を検討していきたい。

A地区交流センター		B地区交流センター	
(単位：千円)		(単位：千円)	
行政コスト	収入	行政コスト	収入
①人にかかるとコスト 9,829 (52.0%)	①特定の財産 232 (1.2%)	①人にかかるとコスト 9,829 (70.0%)	①特定の財産 9 (0.1%)
②物にかかるとコスト 9,070 (48.0%)	②その他の財産 (減行政コスト) 18,607 (98.8%)	②物にかかるとコスト 4,303 (30.0%)	②その他の財産 (減行政コスト) 14,023 (99.9%)
③業務関連コスト 0 (0.0%)	④移転支出的コスト 0 (0.0%)	③業務関連コスト 0 (0.0%)	④移転支出的コスト 0 (0.0%)
④移転支出的コスト 0 (0.0%)	18,839 (100.0%)	④移転支出的コスト 0 (0.0%)	14,032 (100.0%)
利用者一人当たりのコスト 1,429円 (H23年度利用者数 13,227人)		利用者一人当たりのコスト 3,567円 (H23年度利用者数 3,934人)	
市民一人当たりの税金等投入額 336円 (平成24年4月1日人口 55,505人)		市民一人当たりの税金等投入額 253円 (平成24年4月1日人口 55,505人)	

効果等

- 財務書類やセグメント分析等の年次報告書により議会での審議が活発化した。
- 議会での審議内容も踏まえ、地区交流センターの運営の民間委託が検討されることとなった。

（総務省 HP 統一的な基準による地方公会計マニュアル「財務書類等活用の手引き」より抜粋）

固定資産台帳が整備され、減価償却費を中心とした間接的なコストをより精緻に把握できるようになった今、施設別のフルコスト情報の有用性は大きく高まったといえる。各施設の「フルコスト」情報を把握し、「受益者負担の適正化」から使用料等の見直しに資するほか、これを会議体や行政評価にも活用できるよう、積極的に外部へ開示していくことが望ましい。

Ⅲ. ファシリティマネジメントに関する結果及び意見

(1) ファシリティマネジメントの定義及び経営的手法

① ファシリティマネジメントの定義

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（以下、JFMA）においてファシリティマネジメントは、「企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」として定義されている。

公共セクターの組織活動の中心は行政サービスである。また、「施設」は土地と建物によって形成される公共施設であり、「その環境」とは、施設内の執務環境、生活環境、情報環境などの内部環境と、施設外の近隣、地域社会、地球環境などの外部環境によって構成される。

したがって、公共セクターにおけるファシリティマネジメントの目的は、「施設とその環境」（＝ファシリティ）に対する経営活動（＝マネジメント）を図ることで、住民への行政サービスの提供を持続的かつ効率的・効果的に果たすことと整理することができる。

【ファシリティマネジメントの定義】

ファシリティマネジメントとは：
企業団体等が、組織活動のために、施設とその環境を、総合的に、企画、管理、活用する経営活動

施設とその環境（＝ファシリティ）
施設：事業目的のために使用する施設
環境：①内部環境：施設で働く人・利用する人の環境
（執務環境、生活環境、情報環境）
②外部環境：施設が立地する環境
（近隣、地域社会、国、地球環境）

（出典：「公共ファシリティマネジメント戦略」（JFMA 編））

以下より、本報告書において言及するファシリティマネジメントは、公共セクターにおけるファシリティマネジメント（公共ファシリティマネジメント）を対象とする。

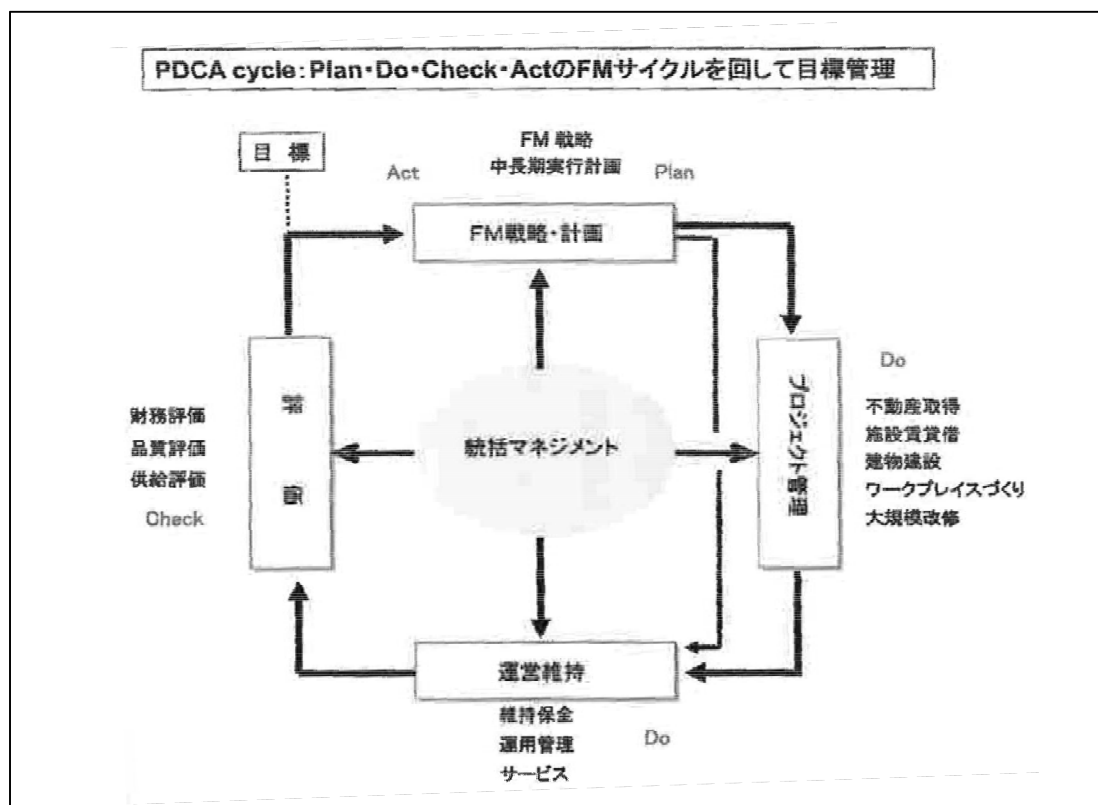
② ファシリティマネジメントに求められる経営的手法

上述の通りファシリティマネジメントとは組織における事業遂行を支援する経営活動であり、ファシリティマネジメントを図るうえでは様々な経営的手法が求められる。以下では、ファシリティマネジメントにおける経営的手法として特に重要な視点を整理する。

1) PDCA サイクルによる継続的な改善

ファシリティマネジメントの業務は一般的に標準業務として体系化され、大きくは①ファシリティマネジメント戦略・計画、②プロジェクト管理、③運営維持、④評価、⑤統括マネジメントの5業務から構成される。

【ファシリティマネジメントの業務とサイクル】



(出典:「公共ファシリティマネジメント戦略」(JFMA 編))

上記の標準業務は PDCA サイクルとして展開されることで、継続的な改善が可能となる。具体的には、まず「④評価」を行うことで現状把握とともに課題を抽出する。次に、課題に対して解決策としての改善目標を定め、具体的な予算やスケジュールとともに施策を立案する「①ファシリティマネジメント戦略・計画」に移行する。施策は、「②プロジェクト管理」及び「③運営維持」において実行され、その結果を再び「④評価」することでサイクルが回る。

また、PDCA サイクルではサイクルを回すプロセスと同時に、データの収集・管理などをベースに、サイクルを全体最適の下で促進する仕組みづくりを「⑤統括マネジメント」業務として行うことがファシリティマネジメント業務の要となる。

2) 全体最適を可能とする統括的な組織体制

本来、公共経営のPDCAサイクルは数年から10年程度で完結すると考えられ、長期で継続的な事業として取り組まれることが望ましい。しかしながら、一般的には公共経営の実情として、単年度の事業が主体となっている。加えて、公共セクターでは2～3年ごとに庁内の人事異動が行われる。このため、PDCAサイクルを完結させることは容易ではなく、特に評価と改善を促すプロセスが抜け落ちてしまう懸念がある。

このような課題に対して、PDCAサイクルにおける「統括マネジメント」を遂行する組織体制を整備することで、全体最適を図りつつサイクルを回すことが可能となる。

また、経営においては公共・民間を問わず、縦割り組織体制による事業展開を進めながらも、経営資源の全体最適を図る組織横断的な機能を持つ「機能別組織」が必要となる。ファシリティマネジメントはファシリティという経営資源に対するマネジメントを行う機能別組織であり、機能別組織の責任者は地方自治体では首長であることが理想的である。

以上から、ファシリティマネジメント業務を遂行する組織は、首長と連携した全庁横断的な視点で統括マネジメントを行い、全体最適の実現を可能とすることが求められる。

3) 財務・品質・供給の目標管理

一般的にファシリティマネジメントの目標設定は、財務・品質・供給の3項目から構成され、目標管理を具体的かつ定量的に行うために、項目ごとに以下に示す評価指標が設定されている。

【ファシリティマネジメントの目標評価技術】

財務目標： ①ファシリティコスト評価、②施設資産評価、③施設投資評価、④ライフサイクルコスト評価
品質目標： ①品格性評価、②快適性評価、③生産性評価、④信頼性評価、⑤満足度評価、 ⑥環境保全性評価
供給目標： ①需給対応性評価、②施設利用度評価

(出典:「公共ファシリティマネジメント戦略」(JFMA 編))

上記の評価を総括すると、ファシリティマネジメントの一般的な目標は、経済的なコストで、良好なファシリティを、最小限必要な量で、長期にわたって持続的に提供することと考えられる。

(2) 監査の結果及び意見

① ファシリティマネジメントの取り組みにおける総合的な視野の必要性(意見)

「(1) ①ファシリティマネジメントの定義」に記述したように、ファシリティマネジメントは一般的に、「企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」として定義される。一方で現在、国内の地方自治体が行っているファシリティマネジメントの多くは、「長寿命化計画」に代表される、施設の建築物に対する維持管理・更新の領域に限られているのが実状である。上記の一般的なファシリティマネジメントの定義に倣えば、公共におけるファシリティマネジメントの本義は、持続的かつ効果的な行政サービスの提供を目的とした、施設の内部及び外部環境に対する総合的なマネジメントの遂行、と捉えることができる。

これに対して、県では既に「長野県ファシリティマネジメント基本計画」を策定し、ファシリティマネジメントの推進に取り組んでいる。また実際に同計画に基づき、組織横断的な体制による意思決定や、PDCA サイクルを通じた持続的な改善などを遂行するシステムを構築し、戦略的に取り組んでいることが確認できる。

しかし一方で、施策が対象としている分野や範囲など、取り組みの「領域」は明確ではなく、全庁的な組織経営に与える効果という面では「目的」の設定も不十分であることから、総合的な視野をもって取り組む必要がある。

○ 県有財産の総量縮小

利活用見込みのない県有財産の売却および劣化が著しい施設の除却を推進するとともに、利用者の利便性やサービス向上の観点から、県有施設の市町村や民間への譲渡・移管を進めるなど、県有財産の総量縮小を推進

- ・施設アセスメントの実施
- ・未利用県有地の売却推進
- ・市町村との共同設置、市町村施設の利用
- ・施設の有効活用・転用集約化計画の策定
- ・県有施設の市町村や民間への譲渡・移管
- ・民間ノウハウの活用(PPP、PFI等)

○ 県有財産の有効活用

利用者の満足度向上につながる財産の有効活用を推進するとともに、歳入確保・歳出削減に向けて、広告掲載用の壁貸し、太陽光発電用の屋根貸しなど各種貸付制度の導入施設の拡大、市町村との連携による活用方法の検討を行うほか、職員宿舎の管理事務の集約化と共同利用を進めるなど、県有財産の一層の効率的利活用を推進

- ・貸付制度の活用
- ・職員宿舎の管理事務集約化と共同利用の推進
- ・遊休施設・空きスペースを活用する仕組みの構築
- ・高校再編に伴う後利用の検討

○ 県有施設の長寿命化

今後も継続して利用していく施設について、計画的に修繕、改修工事を実施するため、中長期修繕・改修計画を策定し、施設の長寿命化を推進するとともに利用者等の安全を確保するため、県有施設の耐震化や定期点検の実施体制の整備を推進

- ・保全情報の一元化
- ・定期点検の実施体制の整備
- ・保全業務の支援
- ・中長期修繕・改修計画(個別施設計画)の策定
- ・県有施設の安全確保(耐震改修、除却)
- ・インフラ施設の長寿命化

○ 県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化

施設の維持管理にあたっては、エネルギー管理を実践し、省エネルギー化を推進するとともに、類似施設との比較分析、委託業務の仕様書等の統一などにより維持管理の適正化を推進

- ・エネルギー使用量の把握と分析
- ・トータルコストを考慮した改修と省エネルギー効果の検証
- ・維持管理業務の最適化
- ・省エネルギー化推進体制の構築

図 長野県のファシリティマネジメントの取り組み方針(出典:「長野県ファシリティマネジメント基本計画」)

現状の県のファシリティマネジメントの取り組み方針は、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」において上図のように示され、大きくは4つの取り組み（「県有財産の総量縮小」、「県有財産の有効活用」、「県有施設の長寿命化」、「県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化」）に分類される。

一方、庁内におけるファシリティマネジメント業務は主として、財産活用課内の財産企画係、財産活用係、財産調整係が担当している。ファシリティマネジメントの担当部局におけるファシリティマネジメントに関する事務分担としては、主に、県有施設の長寿命化、施設アセスメント、集約化・転用計画、ホームページ、未利用地関係等が割り振られている。

以上に示した現状の県における取り組みは、ファシリティマネジメントとして要される一定の領域に及ぶものの、ファシリティマネジメントの担当部局として機能すべき財産活用課が取り扱っている領域の大部分は、実際には、施設の建築物を対象とした施策（例えば、維持管理や統廃合など）に限定されている。

また、組織横断的な立場から全庁的な戦略を遂行するには、現状の財産活用課が掌握している情報（他の複数の部局の情報も含む）も十分ではない。

こうした状況に対して、今後の県のファシリティマネジメントにおいては、全庁的な情報を担当部局に集約し、組織経営面から要請される目的に沿って、総合的な視野から戦略を遂行することが望ましい。

そのためには、第一に、ファシリティマネジメントの目的を、県に求められる行政サービスの遂行に資する取り組みとして再検討し、明示することが求められる。第二に、ファシリティマネジメントの対象領域を、目的に沿って再考すべきである。対象領域は、対象とする「施設とその環境」の範囲、「企画、管理、活用」などの取り組み内容の範囲、この両面から再考する必要がある。施設の「環境」とは、施設の内部環境及び外部環境に大別され、具体的には例えば、施設の利用者が享受する機能性や情報管理等に関する環境（内部環境）や、施設が立地する近隣や地域社会などの環境である。すなわち、ファシリティマネジメントにおいては、施設の建築物を対象とした施策（例えば、維持管理や統廃合など）だけでなく、施設の利用環境の改善や立地環境に対する適応など、施設の環境に対する視点も目的遂行において重要な戦略の一部となる。

このように、ファシリティマネジメントの目的と領域を明確化した上で、当該領域に係る戦略策定及び遂行に必要な情報を担当部局が集約・掌握すべきである。それによってこそ、総合的な視野にもとづく本義的なファシリティマネジメントの遂行が可能となると考えられる。

以下では、ファシリティマネジメントの範疇で取り組むべき領域について、例として JFMA による品質評価項目を参照することで考察する。

下図に示した JFMA の解説によると、施設の品質評価項目として、例えば「安全性」や「防犯性」といった項目も挙げられ、施設におけるサービス提供を持続するためには、両項目がマネジメントの対象となることを知ることができる。

① 品格性:(地域性/景観性(美観性)/ブランディング)
② 快適性:(居住性/エルゴノミクス/保健性)
③ 生産性:(機能性/効率性/利便性/融通性/俊敏性)
④ 信頼性:(安全性/防犯性/耐久性/保全性)
⑤ 環境保全性:(省エネルギー/省資源/長寿命)
⑥ 満足度:(利用者満足度/顧客満足度)

図 施設の品質評価項目(出典:「総解説/ファシリティマネジメント」(日本経済新聞出版社))

実際に、長野県の地域性を鑑みると、施設の外部環境として自然災害は無視することができないリスクである。施設における防災対策や災害時の対応などは、施設の存続や行政サービスの持続性といった組織経営に関わる問題であり、施設においては日常的な用意や準備・点検なども要請される。

現在の県においては、このような災害に対する「安全性」については危機管理防災課(危機管理部)が担当し施策を展開している。確かに、現状のように専門部局が施策を推進することも必要ではあるが、こうした情報をファシリティマネジメントの担当部局に情報を集約し、総合的な視野で施策を検討する重要性も忘れてはならない。上述の通り災害に対する安全性は施設運営の根幹に関わる課題でもあり、行政組織の経営に関わる戦略的な取り組みとして他の施策と併せて複合的に取り扱うことも、考え方によっては必要である。

以上に示した「安全性」への対策は、ファシリティマネジメントの範疇で取り組むべき可能性のある領域の一例である。今後の県においては、どのような領域をファシリティマネジメントとして取り組むべきか、ファシリティマネジメントの目的に立ち戻って見直すことが望ましい。

② ファシリティマネジメントの取組体制及び人員配置の見直し(意見)

県におけるファシリティマネジメントの推進体制においては「長野県ファシリティマネジメント基本計画」に記載されている通り、全庁的な組織として「ファシリティマネジメント推進会議」、「プロジェクトチーム (PT)」、「ワーキンググループ (WG)」を配置している。これらの組織の活動を通して、全庁的な課題への検討や意思決定を行うとともに、財産管理者ごとのファシリティマネジメント推進員の配置や、全職員へのコスト意識の醸成に取り組み、それによってファシリティマネジメントを全庁的な取り組みとして推進している。

さらにまた、これらの体制によるファシリティマネジメントの推進は、PDCA サイクルを回し、継続的な改善を可能とする取り組みとして計画されている。

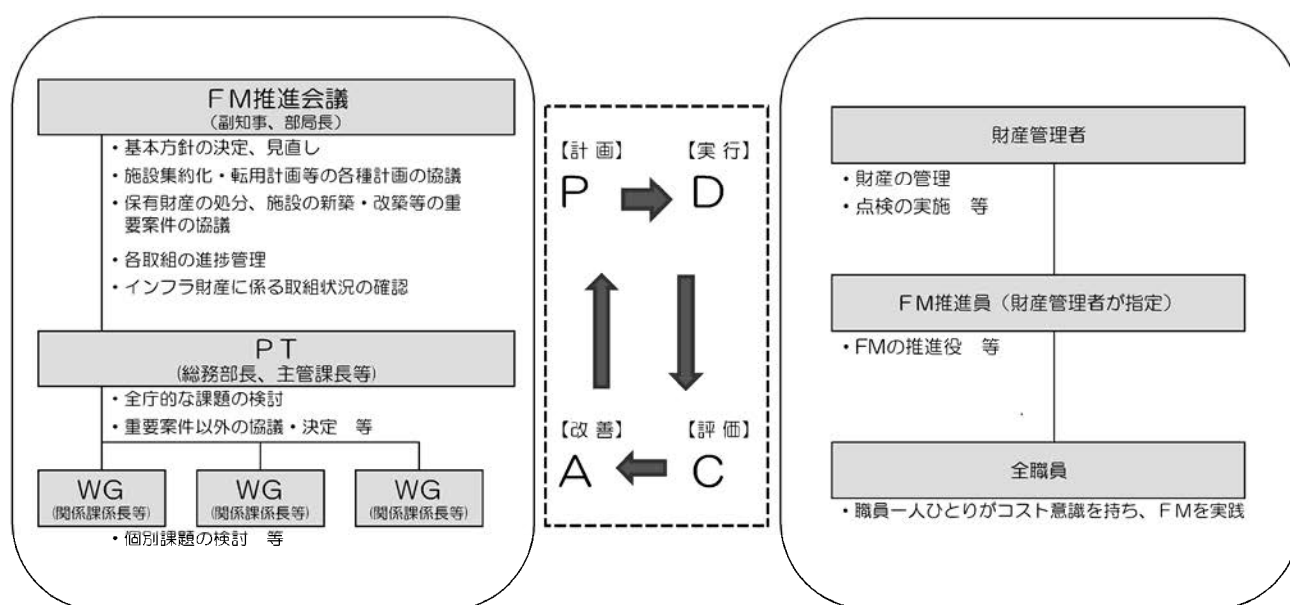


図 長野県のファシリティマネジメント推進体制とPDCA サイクル(出典:「長野県ファシリティマネジメント基本計画」)

このような新たな行政手法を取り入れた計画の実施は高く評価でき、従前に比べ、庁内でのファシリティマネジメントに対する意識が確実に向上したことは特筆すべき点である。

しかしながら、現状は庁内の仕組みとして縦割り組織の影響が大きく、ファシリティマネジメントの視点に基づく効果的な施策を立案・実行しづらい状態であることは否めない。組織横断的な経営戦略としてのファシリティマネジメントを効果的に実践するには、さらに一歩踏み込む必要があると考えられる。

現状の体制における問題として、例えばPTで取り扱う議題は、庁内の各部署から挙げられた課題を主に取り扱っており、部署を越えた課題を取り上げることは多くない。そのため、議題の多くは当該部署が管理する施設に関する課題が多く、組織横断的な視点による課題抽出や対応策の立案を行うことは望みにくい。

予算配分についても現状では、各施設の維持管理・修繕等に対する予算要求を各部署が挙げ、最終的な予算配分の決定はファシリティマネジメントの担当部局ではなく財政課が行っている。ファシリティマネジメントの観点を踏まえた指標として施設の優先度評価を参照しているものの、全庁的な予算配分のレベルではファシリティマネジメントの視点による意思決定はあくまで限定的であり、組織経営的な効果としては不明瞭な点が残る。また、このようなシステムでは、県有財産に対する総合的かつ長期的な計画の立案・実行を行うことも難しい。

一般的に、ファシリティマネジメントに取り組む部門には、大きく3つの機能が必要である。

1つめは管財・営繕の機能であり、専門知識やデータの把握の機能である。建築職や設備職などの技術的専門性のある職員による施設の保全の判断、資産の把握が必要である。また、保有するすべての公共施設についての情報やサービスデータを一元管理して、長期的な計画を策定する業務などが求められる。

2つめは財政の機能である。施設の修繕や改修工事などの具体的な計画に対して予算を調整し、決定することが求められる。行政組織における財政機能の権限の強さを鑑みると、ファシリティマネジメントに取り組むための予算を確保する仕組みを整備することは極めて重要なポイントと考えられる。

3つめは企画・行政の機能であり、総合的な判断や企画調整の機能である。データをもとに行政の意思決定をリードしていくことが求められる。

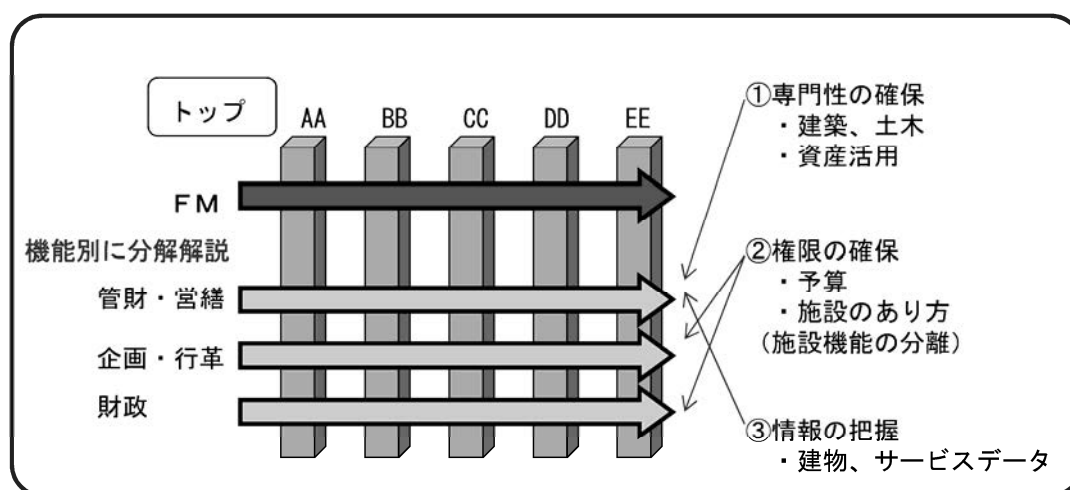


図 ファシリティマネジメントに取り組む組織に求められる機能(出典:「自治体 FM」(FM ALL 埼玉))

このような3つの機能を有することで、全庁的な経営戦略としてファシリティマネジメントに取り組むことが可能となり、総合的かつ大胆な施策の立案及び実行が可能となり、ファシリティマネジメントの本質的な意義が生まれると考えられる。

上記の3つの機能のうち、現在県が推進しているファシリティマネジメントでは、特に1つめの「管財・営繕」機能に重きを置いている。今後においては残りの2つの機能の考え方も踏まえてファシリティマネジメントに取り組む部門の位置づけを再考し、組織体制の整備や職員の配置を見直すべきである。またその際には、次の3点に留意することが望ましい。

1) 財産活用課におけるマネジメント機能の向上、人材の登用

県では現状、財産活用課を中心に施設の維持管理の方策を立て、指揮指導を行っているが、主として維持管理に関連する技術の管理、業務委託、状況把握に関する内容である。より抜本的な戦略を立案し実行する上では、組織横断的なマネジメントを行う機能を有する必要がある、そのためには人材の登用が欠かせない。一例として、民間企業の人材を登用するなど、影響力を及ぼす人事・体制構築が有効と考えられる。

2) 財産活用課と施設所管課の担当業務の見直し

全庁的にファシリティマネジメントに取り組むうえでは、ファシリティマネジメント業務の実行部門が施設の情報を一元的に掌握するとともに、組織横断的な意思決定を管理することが適切である。

また、各施設の所管課は、ファシリティマネジメントの担当部局で決定した方針に沿って日常的な管理・運営を遂行していくことが本業であり、修繕等に係る計画及び実行は、ファシリティマネジメントの担当部局が集約して判断することで、施設経営における全体最適を実現できると考えられる。県においても、財産活用課と施設所管課の担当業務の再考が必要である。

3) 予算付けを戦略的に行える仕組みの構築

ファシリティマネジメントの意思決定プロセスにおいて、特に予算の確保が決定的な要因となる。長期的な視野で計画を立て、組織横断的な意思決定を実行するためには、ファシリティマネジメントの戦略を踏まえて予算を決定できる仕組みや体制を構築することが望ましい。

このような予算付けのあり方は、現状の地方自治体の組織構成においては非常に受け入れ難いということは事実である。これに対して、ファシリティマネジメントの戦略に沿った予算決定を行うための打開策として例えば、施設運営に影響を与える予算は特別な場を設け、ファシリティマネジメントの視点を取り込むということも考えられる。そのような場として、例えばファシリティマネジメントの担当部局を中心とした検討チームを設け、予算を検討することも可能ではなかろうか。このように、現状の縦割り組織と共存可能な仕組みの導入を試行していくことが望ましい。

以上の 3 つの留意点に加えて、ファシリティマネジメントの取組体制及び人員配置を見直す上では、施設の「ライフサイクル」を認識する視点も不可欠である。

本来、ファシリティマネジメントが対象とするファシリティ（施設）は、建設前の企画の段階から、建設、管理・運営、修繕・更新、さらには売却・解体まで、ファシリティのライフサイクルを通したすべての状態が対象である。こうしたライフサイクル上の多様な局面で生じる諸々の課題に対して、適切な対応が可能となる取組体制及び人員配置とすることが望まれる。

以上の見直しは、県庁における多数の部局の業務や組織体制に関連した動きとなることが予想される。検討にあたっては、現在の縦割り組織にとらわれず、全庁的に議論を重ねることで、長野県に相応しい方針を導き出すことが理想的である。

③ 一元化情報データベースの実践的運用の重要性(意見)

効果的なファシリティマネジメントの遂行には客観的な情報として各種データの利用が必須であり、PDCA を通した持続的な改善を統括するうえでもデータの収集・蓄積・利用は基本となる。

県では既に「財産情報システム」の整備を進めている。県有財産について、利用状況や保全に関する情報をデータベース化として一元化及び共有化し、効率的な利用を目指している。

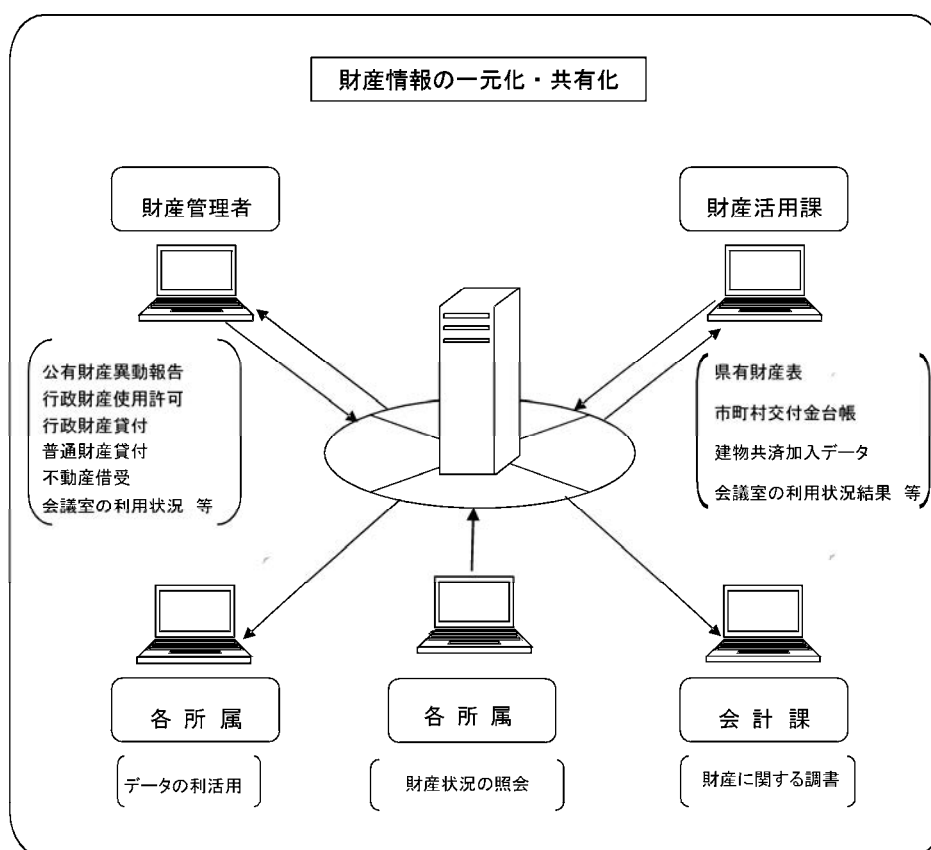


図 長野県における県有財産の情報システム(出典:「長野県ファシリティマネジメント基本計画」)

このような一元化情報システムは、今後、県において戦略的なファシリティマネジメントを展開していくうえでの根幹となる。既にシステムは活用されてはいるものの活用方法や効果は限定的である。今後、可能な限り早期に、明確な運用方針を策定するとともに、実際の活用を通してデータの蓄積・更新・改善、データ項目の追加・検討などを繰り返し、参照する価値が高いデータとして改良・更新していくことが望まれる。

また、一元化情報システムを戦略的なファシリティマネジメントを展開する上での基盤として、実際に運用し、効果的に庁内の具体的な意思決定に活用していくためには、現状の

ファシリティマネジメント推進における様々な取り組みとの連携を図るなどの工夫が必要である。例として、施設アセスメントの取り組みに対する一元化情報システムのデータの活用が挙げられる。現状も既に、施設アセスメントに対して建物性能や利用状況、管理効率などのデータの活用は行われているが、各部局がアクセスできるデータは限定的である。各部局がデータを参照できるようにすることにより、分析的な検討や全庁的な取り組みとしてファシリティマネジメントを推進することが望ましいと考えられる。

県で行っている施設アセスメントでは、全 1,690 施設を建物性能、利用状況、管理効率から施設の現状を把握し、将来の利活用の方向性を区分けしている。評価結果を活用して、今後の個別施設に関する整備や集約化等を行う際の判断材料として活用する手法であり、既に、「有効活用」及び「縮小」が必要であると評価された施設を対象とした具体的な有効活用・転用集約化の計画の策定や、職員宿舍管理戸数の適正化を目指す実行計画の策定に活用している。

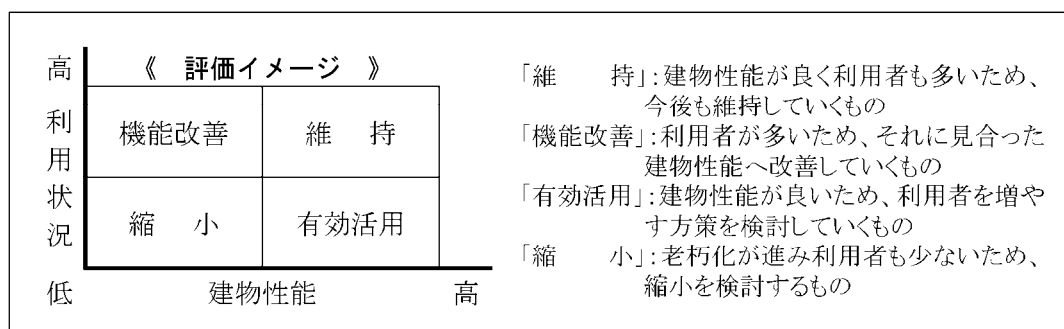


図 長野県の施設アセスメントにおける評価の概要(出典:「長野県ファシリティマネジメント基本計画」)

施設アセスメントの結果を活用した計画策定は客観的なデータに基づくという点で効果的な意思決定の方法である一方で、戦略的な比較検討をする上では評価指標は限定的であるとともに、長期的な変化を見据えた考察を行うにはデータが不足していると考えられる。

これに対して、一元化情報システムに施設アセスメントの結果を連携することで、より広い視野での戦略的な判断に必要な客観的なデータと紐づけできる可能性がある。

今後、国や地方自治体では、インフラ施設も含んだアセット（資産）に関するデータの戦略的な運用が加速していることが予測され、データの取得・蓄積・管理・活用の重要度は増している。データが日々更新されていく中で、適切な管理方法や効果的な活用方法は、今後も可能性が広がっていくと考えられる。

県において推進している一元化情報システムについても、今後、実際の活用を試行していくことで、より現実的な利用価値の高い一元化情報システムへと改善していくことが肝要である。一元化情報システムの戦略的なファシリティマネジメントへの活用に向けて早期に取り組んでいくことが望ましい。

④ 施設管理者とファシリティマネジメント担当部局における責任領域の再考(意見)

県では現在、文化会館や公園などの公の施設のうち、28 施設において民間事業者等を管理者として指定している。県における指定管理者制度導入の趣旨は、「指定管理者制度の概要」において以下のように示されている。

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ります。

指定管理者制度の導入により、以下のようなメリットが期待されます。

- ① 利用者のニーズに柔軟な発想で対応することで、より質の高いサービスの提供が期待されます。
(例:利用者のニーズに合わせた利用時間の延長や休館日の変更等)
- ② 特色のある事業を自主的に企画し実施することで、施設の魅力がアップし、利用の促進が図られます。
- ③ 民間事業者のノウハウを活用し効率的な施設運営を行うことで、管理運営経費の縮減が期待されます。

図 「指定管理者制度の概要」(長野県総務部行政改革課)より抜粋

また、「長野県文化芸術振興計画」においては、文化芸術行政の推進拠点である県文化施設の適切な管理運営の方向性として、以下のように示している。

- ◆ 指定管理者制度により民間の知見を活かしたサービスの向上を図るとともに、長期的な視点に立った事業展開や地域との連携、専門的人材の確保等の導入に伴う課題について、施設の運営状況を的確に把握し、指定管理期間の長期化も含め、施設の目的に沿った最適な運営方法をさらに検討します。
- ◆ 指定管理者制度の趣旨が適切に活かされるよう、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」等に基づき、事業内容の充実、専門的人材の育成・確保、事業の継続性の重要性等、運用に関する留意事項を周知し、指定管理者の理解の促進を図ります。

図 「長野県文化芸術振興計画」(平成 30 年、長野県)より抜粋

このように、指定管理者による業務の中心は施設の管理運営であり、特に文化施設については、民間事業者のノウハウを生かして、利用者のニーズに柔軟な発想で対応する質の高いサービス提供が求められていることが、指定管理者制度の本来の趣旨として整理することができる。

一方で、指定管理者の日常的な管理業務として、日常管理・清掃、設備等を含めた法定点検、小規模な修繕などの維持管理に係る業務も実施している。これらの業務も、施設の目的に沿った管理運営を行う上で非常に重要であり、民間のノウハウを以って効率的に業務を実施することが求められている。実際に現状の施設管理においては、維持管理業務として、一定の規模以下の小規模修繕や各種法定点検実施に関する裁量は指定管理者に委ねられている。

このような状況に対して、ファシリティマネジメントの視点で施設の維持管理のあり方を考えた場合、日常管理・清掃、小規模修繕、大規模修繕、更新などの各レベルを総合的に

管理することが必要であり、ファシリティマネジメントの担当部局において情報を集約し全体最適を図っていくことが理想的である。

具体的な考え方として、各施設の維持管理にも長期的な視野や品質面に関わる戦略を定期的に織り込む工夫も必要と考えられる。日常的な維持管理や一定規模以下の修繕や点検を現状のように指定管理者に委ねるだけでなく、ファシリティマネジメントの観点を踏まえた戦略的な計画をファシリティマネジメントの担当部局が方向性を示してマネジメントをすることで、施設の価値が向上し、より効果的で魅力的な行政サービスを持続することに繋がるのではなかろうか。

また同時に、ファシリティマネジメントの担当部局から維持管理のあり方が適切に管理されることによって、指定管理者側は本来の責任領域である管理運営業務に集中することができ、より効果的な事業展開が可能となり、官民両者にメリットもたらすことに繋がることも考えられる。

以上に示したように、指定管理者等の施設管理者と県のファシリティマネジメント担当部局との責任分担を再考し、効率的に行政サービスの品質を継続できる工夫を凝らす必要がある。

ファシリティマネジメントを踏まえた維持管理の実施においては、現在、県の取り組みとして、財産管理者が指定する「ファシリティマネジメント推進員」の配置も行われている。このような人材を通してファシリティマネジメントの担当部局と施設の情報を共有し、全庁的なファシリティマネジメントの活動と連動して個別施設の適切な管理を行っていくことが望ましい。

他方、一般的に地方自治体において指定管理者制度の導入が進む背景には、特に昨今の高齢化にともなう国内の人材不足の影響から、自治体行政においてもアウトソーシングの必要性が高まっていることが要因として挙げられる。

今後さらなる高齢化や人口減が予測され、ますます人材確保が難しくなる状況を踏まえると、官民一体となって効果的に公共施設を管理していく体制を構築することが地方自治体のファシリティマネジメントのあり方として肝要である。そのためには、現在導入している指定管理者制度も含め、官民による様々な効率的な施設管理の方策を研究するとともに試行することが必要である。

また、人材不足を補う手法の一例として、地域住民やNPO等と連携した施設の運用管理の手法も有効ではなかろうか。運営管理が行えるような官民連携の環境を醸成していくことが、地域の公共施設を持続的に運営していく上で、今後は大切な視点となると考えられる。

このような官民による様々な施設管理の仕組みの導入においても、先述の通り、ファシリティマネジメント担当部局によって組織横断的なファシリティマネジメントの戦略を管理

し、維持管理を先導し、情報を集約していく体制の構築が不可欠である。施設管理者とファシリティマネジメントの担当部局との適切な業務分担を行うことが、民間事業者も含めた県全体での人材不足を乗り越える上での鍵となると考えられる。

⑤ ファシリティマネジメントの遂行における新技術の導入の可能性(意見)

日本国内における人手不足が深刻化し、官民間問わず働き方改革の必要性が高まる中で、長野県のファシリティマネジメントにおいても業務の効率化や品質向上の視点は重要と考えられる。

ファシリティマネジメントに関する業務においては、施設の状況把握及び問題の共有、アウトソース先である指定管理者の管理、大量の情報を組み込んだデータベースを活用した分析など、情報を取り扱う業務が非常に多い。このような業務においては、一般的に AI、RPA 等を活用することで、効率化や従来の人力での作業では不可能であった品質の実現などを図ることができる可能性が高い。

同様の技術を活用した取り組みは多くの自治体で行われている。長野県内の事例では、例えば平成 30 年に塩尻市にて、保育業務における RPA・AI 等の活用を総務省の業務改革モデルプロジェクトとして実証が行われたことが挙げられる。この事例では、業務フローを分析し、フローを精緻化・最適化を検討することで、RPA 等の活用による申請受付業務の効率化や AI の活用による利用調整業務の効率化を実証した。その結果として業務時間の短縮と同時に保育園利用者の満足度の向上も図ることができ、平成 31 年以降から全庁的な業務改革に活用していくことを検討している。

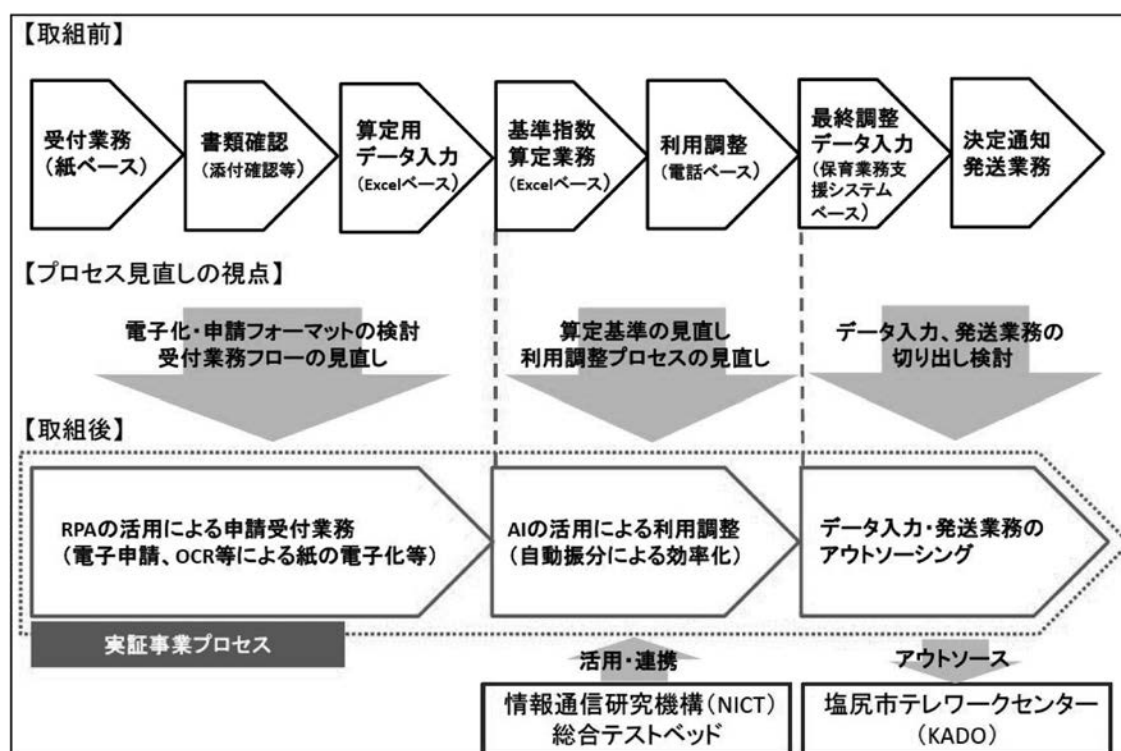


図 塩尻市の保育業務に係る業務フローと RPA・AI 等の活用による改善(出典:長野県塩尻市)

以上の事例では、先進技術の導入による庁内職員の業務効率化を通して、従来以上に効率

的に施設を運営できる可能性が示されている。ファシリティマネジメントの推進において重要な点は、ファシリティマネジメントの本質に立ち返り、施設の内部及び外部環境に対する総合的なマネジメントの取り組みとして、こうした新技術の導入を検討する視点を常に持ち、持続的かつ効果的な行政サービスの提供を目指すことである。

ファシリティマネジメントにおける新技術導入の効果は、職員の業務効率化だけではない。ICT等を利用して施設の内部環境に対する機能を改善することで、より効率的な施設運営、より快適な行政サービス提供などを目指すことも可能となる。

そうしたことを技術の一例として、センサーの利用による人の動きに合わせた設備機器の制御技術が挙げられる。以下の図に示した日立情報通信エンジニアリングの技術では、人流情報の応用によって施設の空調や照明の制御を可能とする。これによって、施設利用者に快適な環境を生み出すと同時に、施設管理者の業務の省力化等を図ることができると考えられる。

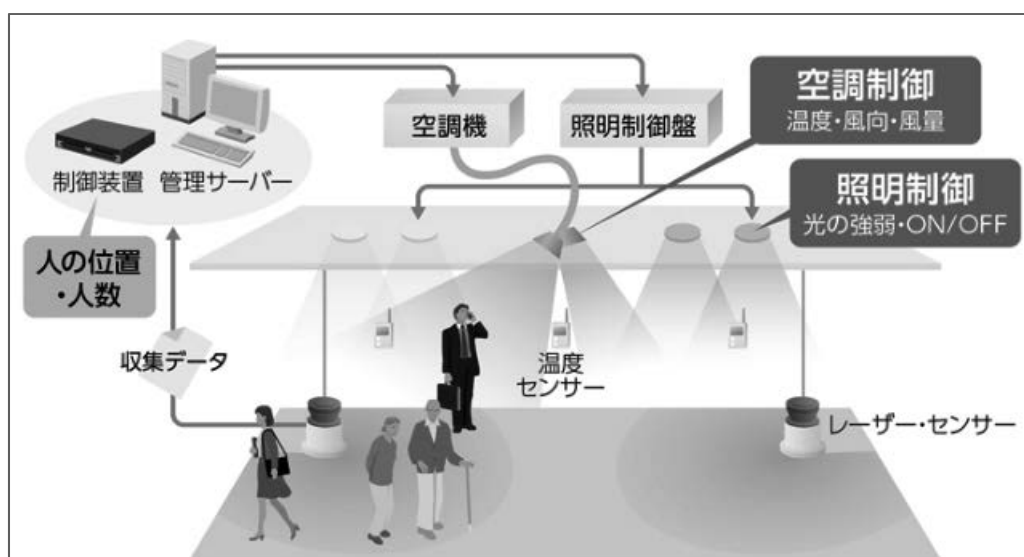


図 公共施設への人流計測応用のイメージ(出典:日立情報通信エンジニアリングのウェブサイト)

ファシリティマネジメントの視点で以上のような新たな技術の導入に取り組むことは、現在の業務効率改善や行政サービスの品質改善を実現するのみに留まらない。すなわち、こうした取り組みは、全庁的な経営改善の取り組みであり、長野県としての行政サービス執行における効率化及び品質向上と捉えることができる。

県において既に取り組んでいる一元化情報システムの更なる構築も含めて、組織に新たなインパクトを与える独自の技術の導入を推し進めることは、将来的に大きな効果を生み出すことに繋がるのではなかろうか。

その効果として例えば、県内企業との連携による開発を行うことによって、県内の産業育成に繋げることができる可能性があるかもしれない。また、独自の開発を通して、市内の人材育成や人材確保にも影響を与える。さらに、開発に成功すれば、長野県としてのブランド力の向上にも貢献すると考えられる。

このような取り組みの実現に向けて、ファシリティマネジメントを経営戦略の一環として認識し、組織及び分野横断的な視点で課題に取り組む視点を管理していくことが重要となっていく。